環境農林水産常任委員会資料

目 次

I	予算	作議案						
	【議簿	医第1号】令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)						
	1	令和3年度環境森林部歳出予算(課別)			•	•		1
	2	繰越明許費補正(追加)			•	•		2
	3	繰越明許費補正(変更)				•		2
	4	補正予算の主な事業(宮崎市内海(磯平地区))			•			3
		· · · ·						
П	その)他報告事項						
	1	宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の改定計画(案)について		: -	•	•	4 ~	5
			7.	文び	別	#	資料	1
	2	第13次鳥獣保護管理事業計画(素案)の策定について	•	•. •		•	6 ~	8
			7.	文び	別	M	資料	2

令和3年12月7日 環境森林部

I 予算議案

〇 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)

1 令和3年度環境森林部歳出予算(課別)

(単位:千円)

_会			令和3年度		令 和 2	2 年 度
会計名	課名	補正前の額	補 正 額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
	41	А	В	· C=A+B		
	環境森林課	2,404,451	0	2,404,451	2,388,333	2,360,161
	環境管理課	620,577	0	620,577	374,956	321,557
	循環社会推進課	458,497	0	458,497	862,259	727,557
般	自然環境課	3,771,440	1,058,862	4,830,302	4,225,241	6,120,471
会	森 林 経 営 課	9,074,830	0	9,074,830	8,975,201	10,860,078
計	山村·木材振興課	3,981,706	0	3,981,706	4,015,240	4,309,660
	小計	20,311,501	1,058,862	21,370,363	20,841,230	24,699,484
特	森林経営課	351,707	0	351,707	395,129	280,975
別会	山村·木材振興課	864,747	0	864,747	831,743	818,425
計	小 計	1,216,454	0	1,216,454	1,226,872	1,099,400
	숌 핡	21,527,955	1,058,862	22:586:817	22,068,102	25,798,884

2 繰越明許費補正(追加)

【議案第1号関係】

	合 計		220,000		
環境管理課	硫 黄 山 河 川水 質 改 善 施 設	白 濁 対 策 整 備 事 業	165,000	令和4年12月25日	工法の検討及び関係機関との調整 等に日時を要したことによるもの。
T型 + 立 在 I田 = 田	硫 黄 山 河 対 策 推 i	川 白 濁 進 事 業	55,000	令和4年12月25日	工法の検討及び関係機関との調整 等に日時を要したことによるもの。
主 管 課	事業	名	繰 越 額 (千円)	完成予定年月日	繰 越 理 由
「取木木力	ウスルバル				

3 繰越明許費補正(変更)

【議案第1号関係】

	つけボル				
		繰越額(千円)			
主管課	事業名	補正前	補正後	完成予定年月日	繰 越 理 由
8 8		金額(千円)	金額(千円)		
占 外 理+产≡	山 地 治 山 事 業	850,395	1,191,343	令和4年12月25日	工法の検討に日時を要したことによるもの。
自然環境課	小 計	850,395	1,191,343		
	地方創生道整備推進交付金事業		295,085	令和4年11月30日	用地交渉等に日時を要したことによるもの。
森林経営課	山のみち地域づくり 交 付 金 事 業	58,200	147,520	令和4年12月25日	工法の検討等に日時を要したことに よるもの。
	小計	305,141	442,605		
	合 計	1,155,536	1,633,948		

4 補正予算の主な事業 (宮崎市内海 (磯平地区))

自然環境課

(1)被災概要

① 発生日時 令和3年9月16日(木)午前11時55分頃

② 場 所 宮崎市大字内海(磯平地区)

③ 発生原因 台風14号による豪雨(宮崎市) ・最大24時間雨量 315mm

・最大時間雨量 62mm

④ 概 要 豪雨により山腹が崩壊し、JR日南線及び国道220号に土砂が 流入

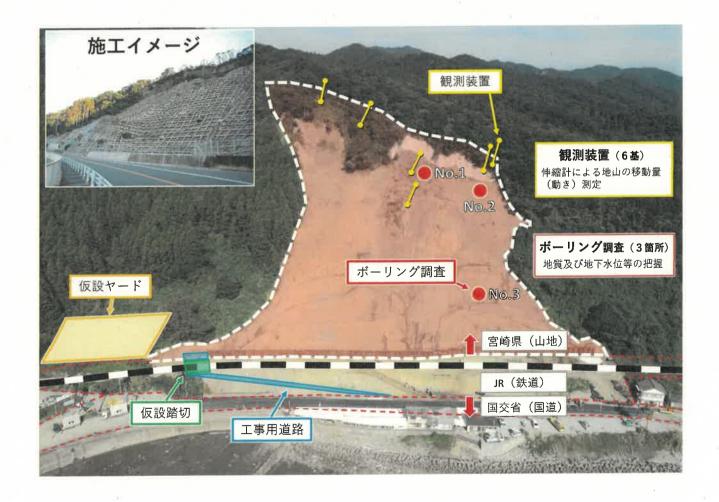
(2) 事業概要

① 事業名 災害関連緊急治山事業

② 事業費 900,000千円(補助率:国2/3、県1/3)

③ 工事内容 吹付法枠工、ロープ伏工、モルタル吹付工、小段排水

[検討案] 仮設工(仮設ヤード、仮設踏切、工事用道路)



Ⅱ その他報告事項

1 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の改定計画(案)について

循環社会推進課

(1)計画改定の趣旨

宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画は、策定から10年が経過し、この間、海岸漂着物処理推進法の改正等に伴い、漂着するごみへの対応だけでなく、海域を漂流するごみや海底に散乱、堆積するごみへの対応などが新たに必要となったことから、現行計画を改定するものである。

(2)計画改定の経過

年月日	事項
令和2年度	 ○海岸漂着物対策推進協議会 ・学識経験者、関係団体、行政機関で構成 ・モニタリング調査場所の選定、概況調査及びモニタリング調査結果に係る意見交換、計画改定に係る意見交換 ○海岸漂着物概況調査 ・沿岸10市町の152海岸、総延長約95kmの調査を実施 ○海岸漂着物モニタリング調査 ・大淀川河口右岸、耳川河口右岸の調査を実施
令和3年9月16日	○9月議会常任委員会 ・改定計画 <u>素案</u> の報告
10月1日~	〇パブリックコメントの実施 .
10月12日~	○市町村意見照会の実施
12月7日	○11月議会常任委員会

※ 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画のSDGs (持続可能な開発目標)















(3) 改定計画(案)のポイント

情勢の変化

- ・法律改正や国の基本方針の見直し
- ・海洋へ流出する廃プラスチック類や 微細なプラスチック類の生態系に与 える影響への関心の高まり

現状

- 漂着物は沿岸にまんべんなく存在
- ・ 漂着物のうち、8割近くが 灌木等の流木(自然物)
- ペットボトルなどプラスチック類が増加傾向

課題

- ・海岸漂着物等の円滑か つ適正な処理
- ・生活系や事業系ごみの 適正処理
- ・沿岸部から内陸部を含めた発生抑制対策

情勢の変化を捉え、新たな課題に対応

海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制に向けた取組の推進

海岸漂着物対策の基本方針

〇海岸漂着物等の円滑な処理の推進

- ・海岸管理者等の処理の責任等
- ・ 沿岸市町の要請
- ・地域外からの海岸漂着物等に対する連携
- ・漂流ごみ等の円滑な処理
- ・海岸漂着物等の適正処理
- 技術的助言
- ・国への協力の求め

〇海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- ・4Rの推進による循環型社会の形成
- ・発生の状況及び原因に関する実態把握
- ・ごみ等の適正な処理の推進
- ・ごみ等の投棄の防止
- ごみ等の水域への流出又は飛散の防止
- 林地残材等の流出の防止

〇海岸漂着物対策に係る普及啓発及び環境教育の推進

・ 普及啓発及び環境教育の推進

・民間団体等との連携

多様な主体の役割分担と連携

【海岸管理者等】

- ・海岸漂着物の適正処理
- ・関係機関との情報共有・連携

【沿岸市町】

- 海岸管理者等への協力、要請
- 海岸の清掃活動の促進

【市町村(沿岸市町を含む)】

- 河川の清掃活動等の促進
- ・環境学習・普及啓発の実施

【県民】

- 循環型社会の実現に向けた4Rの取組の実践
- ・海岸や河川等の美化意識の高揚

【県】

- 海岸漂着物対策推進協議会の運営
- 関係機関との情報共有・連携
- ・普及啓発・環境学習の実施

【事業者】

- ・ 廃棄物の適正処理
- ・海岸や河川清掃活動等への協力

【民間団体等】

- ・海岸や河川清掃等の実施
- ・環境学習の実施

【国】

- 情報の提供
- ・ 県や市町村との情報共有・連携

重点区域の設定

- 自然災害により海岸漂着物等が集積する区域
- ・優れた自然環境を保全するため必要な区域 等を考慮し、67海岸(約331km)を設定

台風等災害などの緊急時の対応

- ・海岸管理者等や県、沿岸市町による連絡会議
- ・災害関連の国庫補助事業の活用
- ・ 県民、民間団体等への協力要請

2 第13次鳥獣保護管理事業計画(素案)の策定について

自然環境課

(1) 鳥獣保護管理事業計画の概要

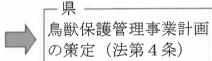
○根拠法令 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第4条

(鳥獣保護管理事業計画)

第4条 都道府県知事は、基本指針に則して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。

○それぞれの役割

-国 -------基本指針の策定 (法第3条)





- 県、市町村、関係団体 -県の計画に基づき、各地域 で鳥獣の保護管理を実践

(2)計画期間

(3) 第13次鳥獣保護管理事業計画(素案)の主な内容

① 鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項(第二 1、2)

区 分	第12次計画と実績	第13次計画
鳥獣保護区	計画 100箇所 53,972ha 実績 100箇所 53,901ha (縮小 1箇所 71ha)	計画 99箇所 53,739ha (廃止 1箇所 162ha)
特別保護地区	計画 7箇所 1,892ha 実績 7箇所 1,892ha	計画 7箇所 1,892ha

※鳥獣保護区(特別保護地区):生物多様性の保全に資するため、狩猟が禁止される区域で、特別保護地区においては、工作物の設置など一定の開発行為が制限される。

② 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項(第三 1、2)

区 分	第12次計画と実績	第13次計画
コシジロヤマドリ	計画 100羽	計画 80羽
(放鳥)	実績 13羽	((10~20羽)×5年)
ニホンキジ	計画 4,000羽	計画 4,000羽
(放鳥)	実績 4,000羽	(800羽×5年)

③ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 (第四 2-3)

有害鳥獣捕獲に係る許可日数

	第12次計画	第13次計画					
鳥獣名	日 数	鳥獣名	日数				
イノシシ シカ	原則180日以內	イノシシ シカ サル	<u>1年</u> 以内				
サル カラス類 ドバト アナグマ タヌキ	原則90日以内	カラス類 ドバト アナグマ タヌキ アライグマ	<u>6 か月</u> 以内				
ノウサギ カワウ アオサギ ゴイサギ		ノウサギ カワウ アオサギ ゴイサギ	<u>3 か月</u> 以内				
その他の鳥獣	原則30日以内	その他の鳥獣	1か月以内				

④ その他

- ・捕獲許可した者への指導において「錯誤捕獲の防止」を新設し、カモシカ等の錯誤 捕獲のおそれのある場合のわなの設置場所の変更及び錯誤捕獲した場合の迅速な放 獣等について記載(第四 3-1)
- ・サルなどの鳥獣が市街地等に出没した場合に、追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするため、連絡体制や対応方針を定めておくこと等について新たに記載 (第九 1)
- ・感染症への対応の中で豚熱等を追加し、関係市町村や団体と連携した野生イノシシ の捕獲における防疫措置等について記載(第九 6)

※第13次鳥獣保護管理事業計画のSDGs (持続可能な開発目標)



(4)計画策定のスケジュール

スケジュール	内容
令和3年10月26日	・国の基本指針の告示
12月7日	・常任委員会へ報告(計画素案)
12月~ 令和4年1月	・市町村等へ意見照会、パブリックコメント
2月	・宮崎県自然環境保全審議会(鳥獣部会)に諮問・答申
3月	・常任委員会へ報告(計画案) ・第13次鳥獣保護管理事業計画の策定・公表

(5)計画(素案)骨子

第一 計画の期間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

- 鳥獣保護区の指定
- 特別保護地区の指定 2
- 特別保護指定区域の指定 3
- 休猟区の指定
- 鳥獣保護区の整備等

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- 鳥獣の人工増殖
- 放鳥 2

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
- 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 2
 - 2 1学術研究を目的とする場合
 - 2 2鳥獣の保護を目的とする場合
 - 鳥獣の管理を目的とする場合 2 - 3
 - その他特別の事由の場合 2 - 4
- その他、鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項
 - 捕獲許可した者への指導 3 - 1
 - 許可権限の市町村長への委譲 3 - 2
 - 鳥獣の飼養登録 3 - 3
 - 3 4販売禁止鳥獣等の販売許可
 - 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項 3 - 5

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

- 特定猟具使用禁止区域の指定
- 特定猟具使用制限区域の指定 2
- 猟区設定のための指導 3
- 指定猟法禁止区域 4

▍第六 特定計画の作成に関する事項

- 特定計画の作成に関する方針 実施計画の作成に関する方針

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

- 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 2
- 法に基づく諸制度の運用状況調査

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 鳥獸行政担当職員
- 鳥獸保護管理員 2
- 保護及び管理の担い手の育成及び確保 3
- 鳥獣保護管理センター等の設置 4
- 取締り 5
- 必要な財源の確保

第九 その他

- 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
- 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い 2
- 狩猟の適正化 3
- 傷病鳥獣救護への対応
- 油等による汚染に伴う水鳥の救護
- 感染症への対応 6
- 普及啓発

公共建築物等における木材利用の事例について

目 次

公	共
---	---

	41-1-			
【内	装	木丫	賀1	r. 1

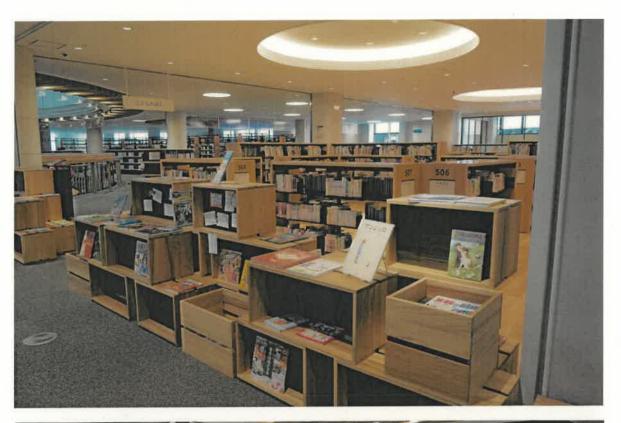
【内装	木質化】												
1	都城市立図書館		•	•		•		•	•	•	•	•	1
2	日向市役所庁舎	·	•	•	•	•			•			•	3
3	西米良村役場庁舎		•	•	•	•	•	•	•	•		•	5
4	門川町役場庁舎		•	•		•	•	•	•	•			7
5	日之影町役場庁舎		•	٠	•	•	•	•	•	٠	•	•	8
6	県防災庁舎		•	٠	•	•	٠	•	•	•		•	9
【内装	木質化・木造】												
7	小林市役所庁舎		•	•	•	•	•	•	•	٠			11
民 間													
【内装	木質化】												
8	宮崎キネマ館		•	•	•	•	•	•		•			13
9	宮崎市観光案内所 シアトルズベストコーヒー			•									14
【県外	の木造等】							2					
10	髙惣木エビル(宮城県仙台市)		•	•	-	•	•				•		15
1.1	HULIC &New GINZA 8	3 (東京都中央[区釒	退	垫)						•		16

令和3年12月7日 環境森林 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室

- ○県産材利用推進に関する基本方針における公共建築物の単位面積当たりの 県産材使用量
 - ・非木造施設(内装木質化)の目標値:1 ㎡当たり0.02㎡使用 ※比較的簡易な公共建築物などを除く
- 1 都城市立図書館【内装木質化】 木材使用量137.02㎡ 延床面積9,023㎡ 1㎡当たり0.015㎡使用





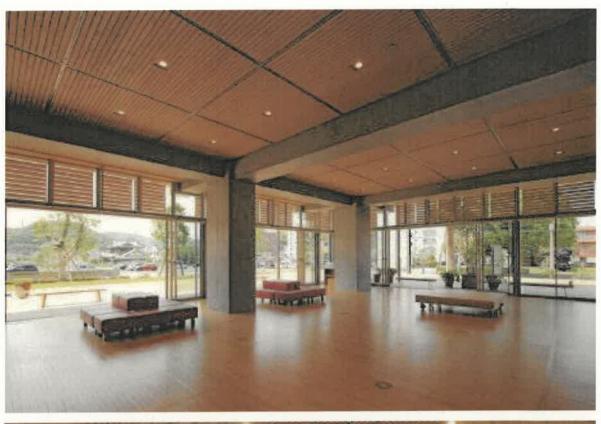


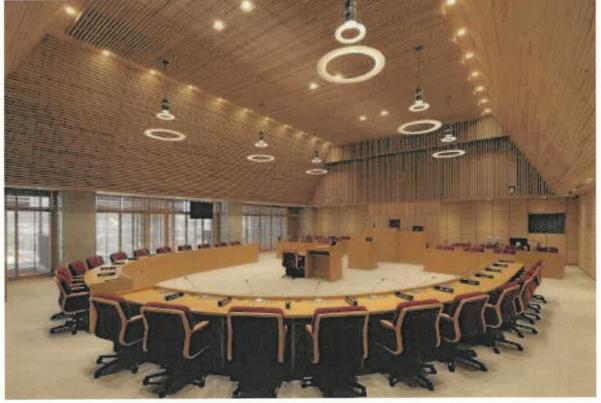


2 日向市役所庁舎【内装木質化】木材使用量327㎡ 延床面積11,572.67㎡ 1㎡当たり0.028㎡使用









3 西米良村役場庁舎【内装木質化】木材使用量53.15㎡ 延床面積1,552.32㎡ 1㎡当たり0.034㎡使用









4 門川町役場庁舎【内装木質化】 木材使用量33.33㎡ 延床面積5,448.54㎡ 1㎡当たり0.006㎡使用





5 日之影町役場庁舎【内装木質化】 木材使用量50.39㎡ 延床面積3,918.15㎡ 1㎡当たり0.013㎡使用





6 県防災庁舎【内装木質化】 木材使用量170.7㎡ 延床面積24,406.13㎡ 1㎡当たり0.007㎡使用









7 小林市役所庁舎(本館:内装木質化、東館:木造) 木材使用量685㎡ 延床面積7,004㎡ 1㎡当たり0.098㎡使用

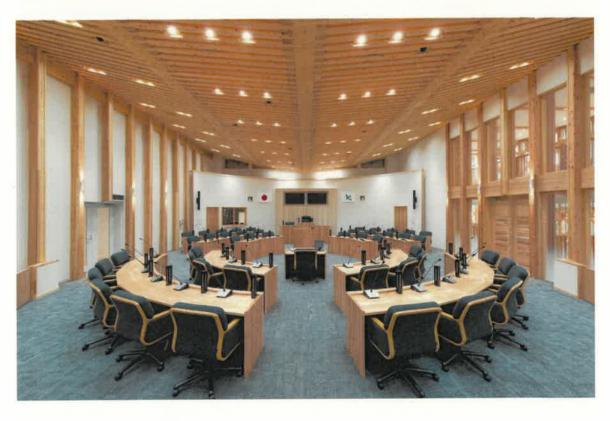
【本館(行政棟):内装木質化】



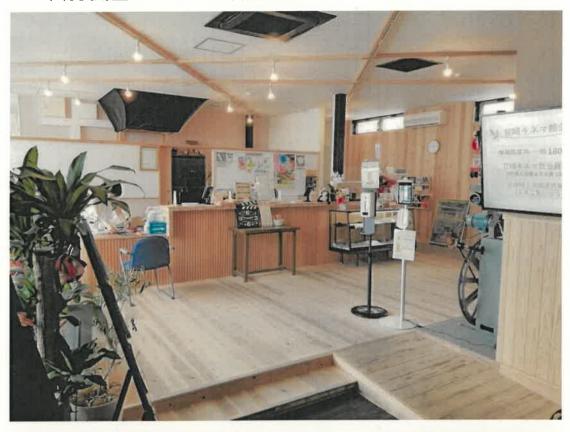


【東館(議会棟):木造】





8 宮崎キネマ館【既存棟:内装木質化】 木材使用量38.18㎡ 延床面積388.76㎡ 1㎡当たり0.098㎡使用





- 9 宮崎市観光案内所、シアトルズベストコーヒー (宮崎駅構内)
- (1) 宮崎市観光案内所【内装木質化】 木材使用量0.91㎡ 延床面積39.09㎡ 1㎡当たり0.023㎡使用
- (2) シアトルズベストコーヒー【内装木質化】 木材使用量1.40㎡ 延床面積52.4㎡ 1㎡当たり0.027㎡使用





10 髙惣木エビル (宮城県仙台市) 【木造(地上7階)】 木材使用量454㎡ 延床面積1,131.25㎡ 1㎡当たり0.401㎡使用





※工事中の写真

11 HULIC & New GINZA 8 (東京都中央区銀座)

【木造と鉄骨造のハイブリッド構造(地上12階・地下1階)】 木材使用量約290㎡ 延床面積2,459.55㎡ 1㎡当たり約0.12㎡使用





※工事中の写真

宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画 (改定計画案)

平成23年3月(令和3年 月改定)

宮 崎 県

目次

Ι		宮山	奇県	海	岸	漂	着	物	対	策	推	進	地	域	計	画	の	基ス	白	9事	項·		• • • • •	• • • • •	• • • • •	•	1
	1		_ ′				•	-																	• • • • •		1
	2	‡	也垣	大計	画	0	位	置	づ	け	• • •	• • •	· • • •	· · ·	• • •		• • • •	• • •	• • • •		• • • •	• • • •		• • • •		•	2
	3	Ţ.	宮峄	5県	海	岸	漂	着	物	対	策	推	進	抴	1域	計	画	の質	段 5	È…	• • • •	• • • •		• • • •		•	2
П		本県	県に	ま	け	る	海	岸	の	現	況	ع	海	岸	漂	着	物	等の	り北	犬況							4
	1	E	自然	的	条	件		• • •	• • •	• • •	• • •	•••		• • •	• • •	• • • •		• • • •	• • • •		• • • •	• • • •				•	4
	((1)	泊	岸	Ø;	地	形	的	特	徴	• • •			• • •	• • •		• • • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • • •				•	4
	`	(2)				-																			• • • • •		4
	(6
	2	才																									7
	`	(1)																							• • • • •		7
	((2)	溎	湾	及	び	漁	港	施	設	•••	• • •		• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •		• • • • •		•	8
																									• • • • •		9
	((4)	文	化	財	•••	• • •	• • •	• • •	• • •	•••	•••		• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •		• • • • •	• • • • •	• 1	2
	3	浴					-			-																	
	`	(1)																							• • • • •		
	((2)																							• • • • •		
	`	(3)																									
Ш																											
	1	浴	毎片	と漂.	着	物	等	0	円	滑	な	処	理	(D)	推	進	• • • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • • •	• • • •		• 2	0
	((1)	泊	岸	管	理	者	等	0	処.	理	0	責	任	:等	<u></u>	• • • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	• 2	0
	((2)	沿	岸	市	町	(D)	要	請	• • •	•••	• • •		• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	• 2	0
	((3)																							• • • • •		
	((4)																									
	((5)																									
	`	(6)			-																						
	(•																							
	2	沿																							• • • • •		
	((1)																							• • • • •		
	((2)																									
	`	(3)																									
	((5)	\sim	" <i>y</i>	等	0)	水	域	^	(T)	流	出	又	は	飛	散	0	坊」	٤٠.	• • • • •	• • • •	• • • •	• • • • •	• • • • •		. 2	3

	(6)	林地残材等の流出の防止2	2 3
	3		海	毎岸漂着物対策に係る普及啓発及び環境教育の推進2	
	(1		普及啓発及び環境教育の推進2	
	(2)	民間団体等との連携	
	4			3様な主体の適切な役割分担と連携の確保2 2	
IV	-			岸漂着物対策を重点的に推進する区域と対策の内容2	
	1			重点区域の設定	
	2			三灬 - 30 60.2 5点区域における海岸漂着物対策	
	Ξ,	1		海岸漂着物等の円滑な処理······2	
	`	2		海岸漂着物等の発生抑制に向けた取組2	
	`	3	/		
7.7	`	_		普及啓発及び環境教育に関する方策3 3 第 ※ またじの駅 魚は の 対応	
V				鼠等災害などの緊急時の対応·······3	
	1			毎岸漂着物等の大量漂着時における連絡体制3	
	2		海	毎岸漂着物等の処理対策3	3 2
	3		県	県民、民間団体等への協力要請3	3 2
V]	[海	岸	岸漂着物対策の推進に係るその他必要な事項3	3
	1		モ	ニニタリング調査の実施3	3
	2		地	b域計画の見直し3	3
重	点			或位置図······3	
	料				
	1			毎岸漂着物の概況調査(現存量調査)の概要4	· 7
	2			召崎県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱6	
					, <u>-</u> I

【用語の定義】

当地域計画における次表左欄に掲げる用語は、次のとおりとします。

海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する
	ごみその他の汚物又は不要物
海岸漂着物等	海岸漂着物及び漂流ごみ等
海岸管理者等	海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定によ
	り施設の管理を行うものであってその権原に基づき、又は他
	の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共
	の用に供されている海岸の土地を管理する者
海岸漂着物対策	海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るため必要
	な施策

I 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項

1 地域計画の目的

海岸は、国土の四方を海に囲まれた我が国において、身近な存在であり、古来、人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない財産です。

我が国の海岸には、白砂青松に代表される良好な景観を有する浜辺などが数多く存在しています。海岸は、陸と海が接し、砂浜、岩礁、干潟等多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場であるとともに、漁業活動の場や港としての利用はもとより、干拓によって農地の開発等も行われるなど、重要な役割も果たしています。さらには、海水浴といったレジャーやスポーツなど、私たちのレクリエーション活動の場としての役割も担っています。このように、私たちは、日々の生活において海岸がもたらす有形又は無形の多大な恵沢を享受しています。

延長およそ 406km の海岸線を有し、九州の東南部に位置する本県は、海幸・山幸伝説に代表されるように、古くから海、海岸と深いつながりがあったことがうかがわれ、今でも自然や文化、漁業や観光といった産業など幾多の面から恩恵を享受しています。

しかしながら、海岸には多くの漂流物が漂着しており、様々な活動の支障となっています。特に、台風や豪雨による自然災害のみならず、降雨時の出水に起因して立木、灌木といった自然物や、その他のごみ類が河川その他の公共の水域を通じて海へと流され、波の力で再び陸へ、海岸に漂着することで、景観をはじめ、生態系など海岸環境の悪化や海岸機能の低下が懸念されます。

さらに近年では、海洋へ流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類(以下「マイクロプラスチック」という。)が生態系に与えうる影響等について国際的な関心が高まっており、これらは世界全体で取り組まなければならない課題となっています。

国は、平成21年7月、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)を制定し、海岸の良好な景観及び環境の保全を目的に、国をはじめとした関係機関等による海岸漂着物対策が進められています。海岸漂着物処理推進法では、広範囲にわたる海岸漂着物対策に対して、国が基本方針を定め、また、同法第14条は、都道府県が海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画を策定するとしています。

貴重な財産である海岸の良好な景観及び環境の保全のため、本県の海岸特性等を踏まえ、「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定し、海岸漂着物等の対策を推進していきます。

2 地域計画の位置づけ

この地域計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条に基づく本県の海岸漂着物対策を推進するための計画です。

3 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の策定

海岸漂着物処理推進法第14条第2項は、地域計画に

- ① 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- ② 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- ③ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

を定めることとしています。また、同法第15条は、県、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体で組織する海岸漂着物対策推進協議会において、地域計画の作成又は変更に関して協議することとしています。

これらを踏まえ、本県では、学識経験者、関係団体、県、市町村等行政機関からなる「宮崎県海岸漂着物対策推進協議会」を組織し、本県における海岸漂着物対策についてその課題や海岸漂着物等の現状などについて検討、協議を重ねていただいた上で、県として地域計画を策定しました。

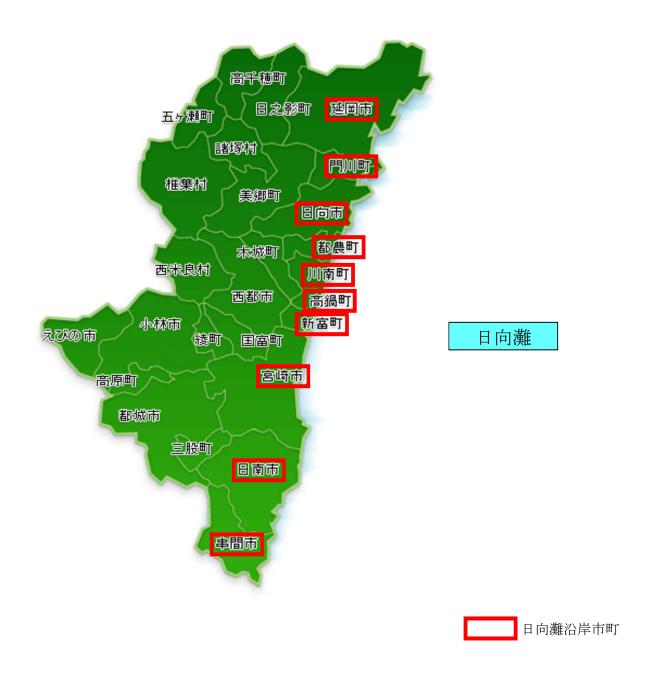


図 I - 1 - 1 市町村の状況

Ⅱ 本県における海岸の現況と海岸漂着物等の状況

1 自然的条件

本県では、太平洋(日向難)に面する延岡市、門川町、日向市、都農町、川南町、高 鍋町、新富町、宮崎市、日南市、串間市の5市5町(以下「沿岸市町」という。)が 海岸線を有しています。

(1)海岸の地形的特徴

延岡市北浦町宇戸崎から五ヶ瀬川河口までは、九州山地が沈水して生じた典型的なリアス式海岸となっており、半島や岬の突出と湾入が連続し、多くの海崖、海食洞、島嶼、岩礁島をまじえて極めて変化に富んだ海岸風景を呈しており、五ヶ瀬川河口から赤水海岸までは、沿岸漂砂が連続する海浜となっています。

赤水海岸から日向市美々津海岸までは、中新世に噴出した尾鈴山酸性岩類が分布 し、遠見山半島、乙島、細島などの海岸では柱状節理の発達した海岸や海食洞を形 成しており、小島や岩礁、海食台の点在に加え、お倉ヶ浜をはじめとして伊勢ヶ浜、 金ヶ浜などの砂丘海岸が断続する多様性に富んだ海岸となっています。

美々津海岸から宮崎市青島までは、沿岸漂砂が連続する海浜を中心に、ほぼ直線的な海岸線を形成しており、太平洋からのうねり性のある波浪が直接来襲するほか、 大小さまざまな河川が注ぎ込む海岸となっています。

青島から日南市油津付近までは、宮崎層群 (新生代第三紀)に属する傾動地塊の鵜戸山地が日向灘に沈み、砂岩泥岩互層や砂岩が海波の浸食を受け、変化に富む海岸線となっています。砂岩泥岩互層の差別浸食により、海岸は浸食台となり「鬼の洗濯板」の景観を見せ、青島はこの浸食台の上に砂礫が堆積しています。また、海岸線は砂浜と荒磯が交互する地形となっています。

油津付近からは、宮崎層群の砂岩や基底礫岩と日南層群の頁岩や砂岩頁岩互層などが、屈曲のある海岸や島々を形成しています。海岸線の出入りは大きく、油津、外之浦などの湾入や都井岬の突出を見ることができます。海岸近くには小場島、七ッ岩、ビロ岩などの島や岩礁、暗礁が多くあります。

(2) 河川の状況

本県には、一級河川が5水系239河川、二級河川が53水系239河川、準用河川が21水系104河川あります。

これらのうち、日向灘に流れ下っている河川は55水系あり、一級河川では五ヶ瀬川、小丸川、大淀川、二級河川では沖田川、耳川、一ツ瀬川、清武川、広渡川、福島川などが挙げられます。

また、一級河川のうち大野川は大分県に、川内川は鹿児島県に流れ下り、海へ至っています。

表Ⅱ-1-1 日向灘へ注ぐ主な河川の状況

河川名	延長 (km)	流域市町村	河口 所在市町
五ヶ瀬川	86.3	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、 熊本県、大分県	延岡市
沖田川	13.0	延岡市	延岡市
五十鈴川	46.4	門川町、美郷町	門川町
耳川	94.8	日向市、諸塚村、椎葉村、美郷町	日向市
名貫川	14.7	川南町、都農町	川南町・ 都農町
平田川	16.0	川南町	川南町
小丸川	73.0	高鍋町、木城町、川南町、椎葉村、美郷町	高鍋町
一ツ瀬川	87.9	宮崎市、西都市、新富町、西米良村、椎葉村	宮崎市・ 新富町
石崎川	18.4	宮崎市、西都市	宮崎市
大淀川	85.0	宮崎市、都城市、小林市、三股町、高原町、 国富町、綾町、西米良村、鹿児島県、熊本県	宮崎市
清武川	25.9	宮崎市	宮崎市
加江田川	10.6	宮崎市	宮崎市
広渡川	32.5	日南市	日南市
細田川	13.4	日南市	日南市
潟上川	10.2	日南市	日南市
福島川	25.3	串間市	串間市

(注) 「延長」は、幹川の延長であり、支川の延長は含まない。 「流域市町村」には、支川流域の市町村を含む。

(3) 潮流、気候の状況

本県沿岸の潮流は、上げ潮時(干潮の3時間後から満潮の3時間後まで)には北北東方向、下げ潮時(満潮の3時間後から干潮の3時間後まで)には南方向への流れが生じています。平均的な最強流速は、大潮時で南部が1.0 ノット(0.5m/sec)、北部が1.8 ノット(0.9m/sec)程度で、小潮時にはその半分となっています。また、沿岸は、直接太平洋に面していることから、風波が強く、台風等の影響を受けやすくなっています。

気候は、1年を通じて温暖で、日照時間、降水量ともに全国上位となっています。 夏季は、前線や台風が遠く離れていても南から東寄りの湿った風が入り込みやす く、長時間雨に見舞われ、台風本体の接近とともに雨量が多くなる傾向が見られま す。また冬季は、乾いた北から西寄りの風によって、快晴の日が多くなります。

2 社会的条件

(1) 自然公園

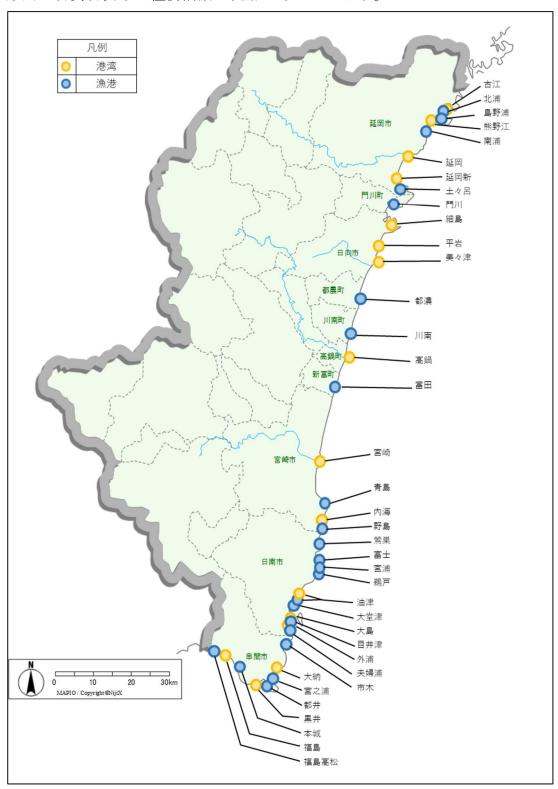
本県には、国立公園1か所、国定公園4か所、県立自然公園6か所があり、これらのうち、海岸線に沿って指定されているのは、「日豊海岸国定公園」と「日南海岸国定公園」で、それぞれが特徴のある良好な自然景観を有しています。



図Ⅱ-2-1 日豊海岸国定公園及び日南海岸国定公園の位置

(2) 港湾及び漁港施設

本県には、細島港、宮崎港及び油津港の重要港湾、延岡新港、内海港及び福島港といった地方港湾など16の港湾と、大小合わせて23の漁港があり、地域のみならず県内の物資物流など経済活動の拠点となっています。



図Ⅱ-2-2 港湾及び漁港

(3) レクリエーション施設等

ア 海洋性レクリエーション

本県では、海水浴、サーフィン、ダイビングなど様々な海洋性レクリエーションが盛んに行われています。

(ア)海水浴

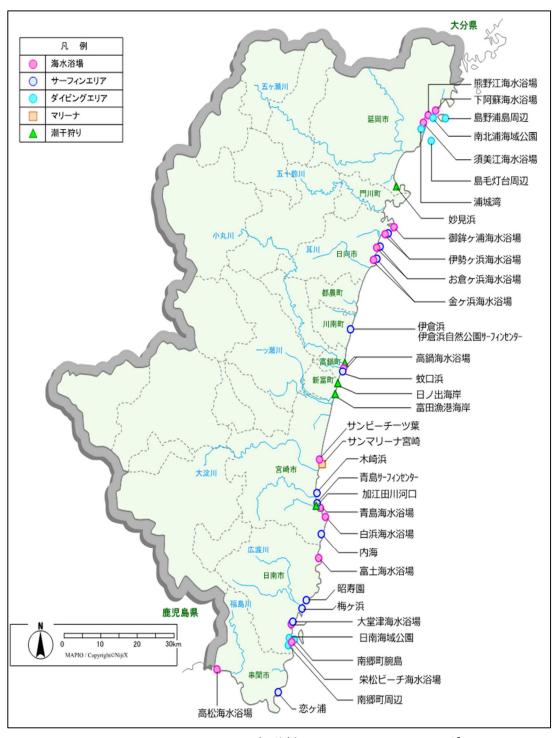
海水浴は、15 か所の海水浴場で楽しむことができ、シーズン中は県内外から多くの方々が訪れます。本県の海水浴場は良好な水質に恵まれており、中でも延岡市の下阿蘇海水浴場、須美江海水浴場、日向市の伊勢ヶ浜海水浴場、高鍋町の高鍋海水浴場、宮崎市の青島海水浴場、日南市の富土海水浴場、大堂津海水浴場は環境省選定の「快水浴場百選」に選ばれています。

(イ)サーフィン

日向市のお倉ヶ浜や宮崎市の木崎浜での国際大会開催など、本県には、国内だけでなく海外にも知られるサーフポイントや、サーフィンセンターが整備されたスポットもあり、初心者から上級者まで楽しむことができる最適なサーフィン環境となっています。

(ウ)ダイビング

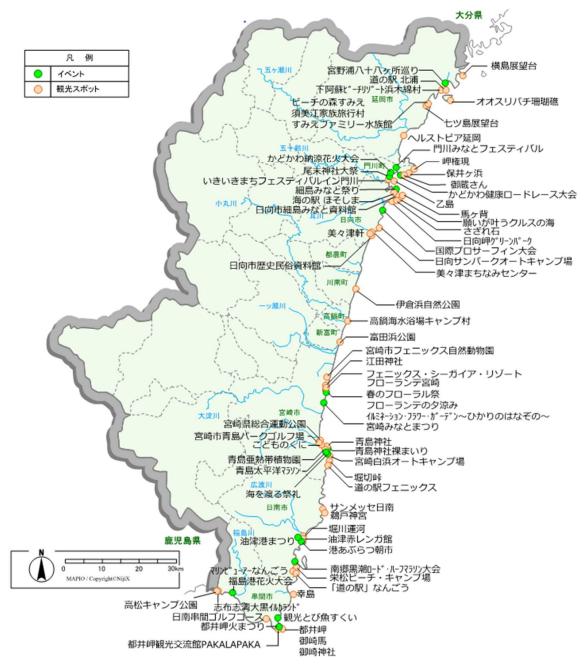
日豊海岸国定公園内の南北浦海域公園地区(延岡市)、日南海岸国定公園内の 日南海域公園地区の2か所が海域公園として国の指定を受けています。これら は、黒潮の影響を受け、海水温、透明度も高く、テーブルサンゴ類や多くの魚 類が生息しており、その周辺が絶好のダイビングスポットとなっています。



図Ⅱ-2-3 海洋性レクリエーションスポット

イ その他レクリエーション施設、催事等

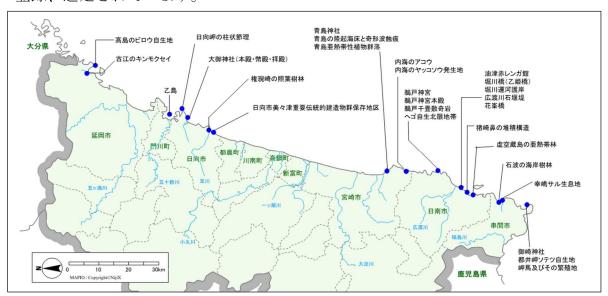
本県には、海岸線に沿って、景勝地をはじめとする観光スポットや様々なレジャー施設があり、県民に美しい景観と楽しむ機会を提供してくれています。また、それらの施設を活用するなどして大規模な催しも開催されており、多くの人出とにぎわいを見せています。



図Ⅱ-2-4 観光スポット等の状況

(4) 文化財

本県には、国指定の特別史跡「西都原古墳群」や名勝・天然記念物「高千穂峡谷」など、古くからの文化的、生活的活動によって生み出された文化財が数多くあります。これらのうち海岸部には、日向市の「大御神社本殿」や日南市の「油津赤レンガ館」などの登録有形文化財をはじめ、宮崎市の「青島亜熱帯性植物群落」などの特別天然記念物、串間市の「幸島サル生息地」と「岬馬およびその繁殖地」、延岡市の「高島のビロウ自生地」と宮崎市の「内海のアコウ」、日向市の「日向岬の柱状節理」と「青島の隆起海床と奇形波蝕痕」及び日南市の「猪崎鼻の堆積構造」などの天然記念物、日向市美々津地区の重要伝統的建造物群保存地区、日南市の「鵜戸」が名勝とされるなど、建造物や動植物、特徴的な地域や地形が国の文化財として指定、登録、選定されています。



図Ⅱ-2-5 海岸に関係のある文化財の状況

また、県が指定する文化財のうち、特に海岸と深い関係のあるものとして、天然記念物「アカウミガメ及びその産卵地」が挙げられます。アカウミガメは、国や本県のレッドリスト(絶滅のおそれのある種)にも選定されており、産卵地である延岡市、日向市、高鍋町、新富町、宮崎市及び日南市では、5月から9月にかけての上陸・産卵期にあわせ、浜辺の清掃や産卵後の卵の管理など、様々な保護活動が行われています。



図Ⅱ-2-6 アカウミガメ産卵地

3 海岸漂着物等の状況

県では、令和2年度に沿岸市町の152か所、総延長94,781mで海岸漂着物の状況調査を実施しました。

(1)海岸漂着物等の状況

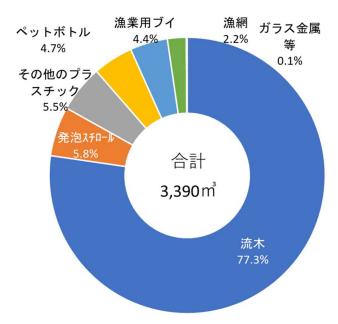
状況調査では、図 II - 3 - 1 に示すとおり、3,390 mの漂着物を確認しています。 この量を海岸 10m 当たりで見てみると、0.36 m となります。

沿岸市町ごとの状況は、串間市の578 ㎡が最も多く、次いで宮崎市の522 ㎡、高鍋町の順となります。また、海岸10m当たりに換算した漂着物量では、高鍋町の0.74 ㎡が最も多く、次いで串間市の0.38 ㎡、川南町の順となっています。

また、海岸漂着物等の組成は、図II-3-2に示すとおり灌木などの流木が最も多く、全体の77.3%を占めており、次いで発泡スチロールの5.8%、その他プラスチックの5.5%、ペットボトルの4.7%とプラスチック系が続いています。



図Ⅱ-3-1 海岸漂着物等の状況



図Ⅱ-3-2 海岸漂着物等の組成

表 II - 3 - 1 沿岸市町別海岸漂着物等の状況

		漂着物の内訳(%)						調査した	海岸10m	
地域	漂着物量 (㎡)	発泡 <i>X</i> 和-ル	ペットボトル	漁業用ブイ	漁網	その他の プラス チック	ガラス 金属等	流木	海岸延長 (m)	あたり漂 着物量 (㎡)
延岡市	395	7.7	3.7	2.8	3.1	3.0	0.0	79.7	12,455	0.32
門川町	40	8.1	10.2	6.0	9.7	11.7	0.1	54.4	2,255	0.18
日向市	409	2.5	2.2	2.1	2.2	2.2	0.0	88.8	11,960	0.34
都農町	248	3.6	2.7	2.7	2.7	4.8	0.0	83.3	7,080	0.35
川南町	245	5.1	5.0	4.9	2.7	10.0	0.1	72.4	6,760	0.36
高鍋町	510	5.5	5.5	5.5	3.9	5.5	0.0	74.1	6,850	0.74
新富町	60	3.3	5.0	5.0	1.7	5.0	0.0	80.0	5,350	0.11
宮崎市	522	5.1	5.1	5.0	0.0	5.7	0.0	79.0	16,136	0.32
日南市	384	9.8	5.8	5.3	0.8	7.9	0.4	70.0	10,690	0.36
串間市	578	6.5	5.4	5.3	2.2	5.9	0.0	74.7	15,245	0.38
県合計	3390	5.8	4.7	4.4	2.2	5.5	0.1	77.3	94,781	0.36

※表示単位未満四捨五入のため、合計の数値が一致しない場合があります。





図Ⅱ-3-3 海岸漂着物等の状況(左:日向市、右:延岡市)

(2) 海岸漂着物量の推計

調査結果を基に本県の海岸漂着物量を推計すると、およそ 14,600 $\stackrel{\circ}{\rm m}$ (406 km× 0.36 $\stackrel{\circ}{\rm m}$ /10 m) となります。この量は、標準的な 25 m プール (およそ 480 $\stackrel{\circ}{\rm m}$) の 30 杯分に相当し、その内訳は、11,300 $\stackrel{\circ}{\rm m}$ が灌木等の流木などの自然物、3,300 $\stackrel{\circ}{\rm m}$ がプラスチック類などの人工物となります。

平成22年度の計画策定時には、県内の海岸漂着物総量をおよそ25,500 ㎡と推計していましたので、それと比較すると10,900 ㎡減少していますが、プラスチック類については、3倍近く増加しています。

表Ⅱ-3-2 海岸漂着物推計量

	海岸漂着物推計量 (㎡)		
		流木などの自然物	プラスチック類
平成22年度地域計画策定時	25,500	24,300	1,200
今回	14,600	11,300	3,300

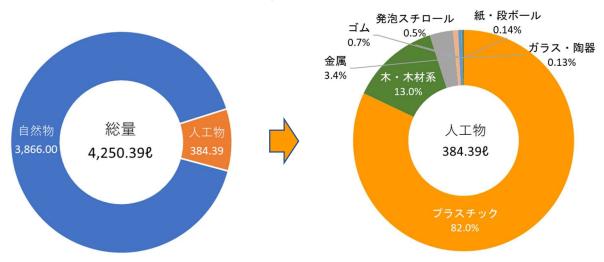
(3)海岸漂着物の詳細調査

海岸漂着物等の状況をより詳細に把握するため、日向市(耳川河口右岸)と宮崎市(大淀川河口部右岸)の2か所で、海岸をおおむね50m四方に区切り、その範囲に存在する漂着物の組成調査を実施しました。

ア 日向市 (耳川河口右岸)

図 Π -3-4、表 Π -3-3に示すとおり、全体で 4,250.390(重量に換算するとおよそ 640 kg)の海岸漂着物を確認しました。灌木等の流木などの自然物が 9割を超えており、プラスチックやガラスといった人工物の割合は小さくなっています。

これらの人工物のうち、プラスチックや発泡スチロールといった廃プラスチック類の割合は8割を超えています。



図Ⅱ-3-4 日向市の海岸における海岸漂着物等

総量 人工物 自然物 プラス 木• 発泡 紙• ガラス・ (l)金属 ゴム スチロール 陶器 チック 木材系 段ボール 4250.39 3866.00 384.39 315.34 50.00 13.20 2.80 2.00 0.55 0.50

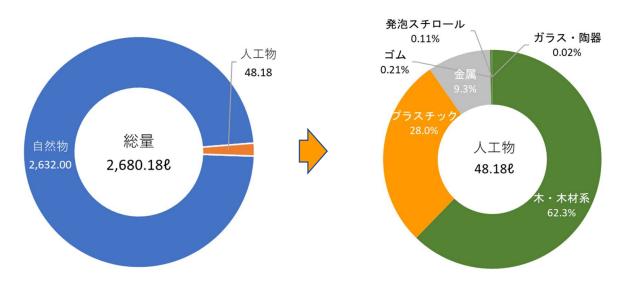
表 II - 3 - 3 日向市の海岸における海岸漂着物等

[※]表示単位未満四捨五入のため、合計の値が一致しない場合があります。

イ 宮崎市 (大淀川河口右岸)

図II-3-5、表II-3-4に示すとおり、全体で 2,680.180 (重量に換算するとおよそ 230 kg) の海岸漂着物を確認しました。灌木等の流木などの自然物が 98%を超え、プラスチックやガラスといった人工物の割合は非常に小さくなっています。

これらの人工物のうち、加工された木材の割合が日向市と比較して大きくなっていますが、プラスチックや発泡スチロールといった廃プラスチック類の割合も3割近くとなっています。



図Ⅱ-3-5 宮崎市の海岸における海岸漂着物等

総量 人工物 自然物 プラス 木• ガラス・ 発泡 紙• (l) 金属 ゴム 木材系 チック スチロール 陶器 段ボール 2680. 18 2632.00 48. 18 30.00 13. 51 4.50 0.10 0.06 0.01 0.00

表Ⅱ-3-4 宮崎市の海岸における海岸漂着物等

[※]表示単位未満四捨五入のため、合計の値が一致しない場合があります。

(4) 海岸漂着物等の傾向と課題

ア傾向

状況調査から、海岸漂着物等は本県沿岸にまんべんなく一定量存在していること、そのうち8割近くが灌木等の流木などの自然物であること、また、ペットボトル、食品容器など生活系のごみや、漁具、発泡スチロールなど事業系のごみも確認されており、特にプラスチック類については増加傾向にあることが分かりました。

そのほか、海岸漂着物等の排出元をペットボトルのラベルで確認したところ、 7割以上が国内由来であることも分かりました。

今後、海岸漂着物等の状況把握や海岸漂着物対策の効果を確認するため、このような調査を継続して実施していく必要があります。

イ 課題

前記アの傾向を踏まえ、次に掲げる課題に対応する必要があります。

- ・海岸漂着物等により景観の悪化や漁業などの産業活動への影響が懸念されるため、それらを円滑かつ適正に処理する必要があります。特に、海岸漂着物等の多くを占める流木などの自然物については、台風等自然災害のみならず、河川の増水に伴って海域に流出することが多く、発生抑制に努める必要があります。
- ・海岸漂着物等には、生活系や事業系のごみ等が含まれており、これらを適正に 処理する必要があります。特にプラスチックのごみについては、環境中で劣化 し、マイクロプラスチックに変化すると回収が困難になるため、その前に処理 する必要があります。
- ・陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出 又は飛散していることから、海岸漂着物対策は、沿岸市町だけでなく、内陸部 を含めた県内すべての地域における共通の課題として、県民一人ひとりの行動 を促す必要があります。海岸漂着物等の発生を抑制するため、海岸のみならず、 海に至る河川流域における清掃活動の実施など、流域市町村が一体となった施 策等に取り組む必要があります。

Ⅲ 本県の海岸漂着物対策の基本方針

私たちは、海からの恩恵を引き続き享受できるよう、海岸の良好な景観や環境の 保全を図っていかなければなりません。

県民一人ひとりが、海岸がかけがえのない貴重な財産であることを認識し、海岸 漂着物問題への関心と海岸漂着物対策への理解を深めるため、本県における基本方 針を定め、海岸漂着物等の円滑な処理及びその発生抑制に向けた取組を推進してい きます。

1 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

海岸管理者等、県、沿岸市町は、現に海岸漂着物が集積している海岸の清潔の保持に努めるとともに、連携して海岸漂着物等の円滑な処理を図ります。

(1) 海岸管理者等の処理の責任等

ア 海岸管理者等の処理責任

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海 岸漂着物の処理のため、必要な措置を講じなければなりません。

このため、海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じた措置を講じることが求められます。なお、その際には、海岸漂着物の回収や処分等(以下「処理」という。)に関して、海岸漂着物対策の体制や地域の実情を踏まえ、地域の関係者間で適切な役割分担のもとに実施することが求められます。

また、海岸管理者ではない海岸の土地(民有地等)の占有者又は管理者(以下 「占有者等」という。)は、その海岸の土地の清潔が保たれるように努める必要が あります。

イ 沿岸市町の協力義務

沿岸市町は、海岸漂着物の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等又は占有者等と連携し、海岸漂着物の回収や、回収された海岸漂着物のうち、廃棄物処理施設の処理能力の範囲又は受け入れ基準を満たすものについて、その処理に取り組む必要があります。

(2) 沿岸市町の要請

沿岸市町は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じるよう要請できます。

要請を受けた海岸管理者等は、その内容について検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物の処理のため所要の措置を講じるものとします。

(3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、海岸漂着物等の多くが他県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該他県に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制に関して協力を求めるとともに、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他県の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、県は海岸管理者等の意見を聴いた上で、当該他県に協力を求めるものとします。

また、他県から協力を求められた場合、県は、その趣旨を踏まえて、協力を求めた 他県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために、積極的に 所要の措置を講じるよう努めます。

(4) 漂流ごみ等の円滑な処理

漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業など経済活動に支障を及ぼしている場合には、県は、国及び沿岸市町等と協力し、連携を図りながら、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進が図られるよう努めます。

(5) 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等及び沿岸市町は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。) に基づき、適正に収集、運搬及び処分を行う必要があります。

なお、県及び沿岸市町は、海岸漂着物等が不法投棄によって生じたものであって 原因者の特定が可能な場合は、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃棄物 処理法その他の関係法令の規定に基づく原状回復の措置の命令や行政指導など、当 該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じるものとしま す。

また、船舶等から流出した油や有害液体物質、座礁船等により海洋環境に著しい 影響を及ぼす場合には、船舶所有者等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する 法律(昭和45年法律第136号。)等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る必要 があります。

(6) 技術的助言

県は、海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、海岸管理者等及び沿岸市町の求めに応じて、海岸漂着物等の円滑な処理に必要な情報提供や技術的助言を行うものとします。

(7) 国への協力の求め

県は、台風等の自然災害により海岸に漂着した流木などの海岸漂着物等が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合は、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理を的確かつ安全に実施するために必要な情報提供や技術的助言その他当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めるものとします。

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物の対策には、海岸漂着物等の処理の推進と併せて、海岸漂着物等を発生させない取組も必要です。

海岸漂着物等には、流木のような自然物もあれば、県民の日常生活や事業活動によって生じるものもあります。これらは、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することとなることから、海岸漂着物が発生しないよう、沿岸地域のみならず、県下全域で対策に取り組む必要があります。

また、太平洋を望む本県の地理的状況に鑑み、他県の海岸漂着物等の発生原因とならないよう、海岸漂着物等の発生抑制に取り組みます。

(1) 4 Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等は、県民の日常生活や事業活動に伴って発生するごみ等が原因となる場合があります。

このため、県は、NPO等の民間団体、事業者、市町村など多様な主体で構成する「宮崎県4R推進協議会」と連携し、4R(リフューズ [ごみとなるものはもらわない]、リデュース [ごみの量を減らす]、リユース [繰り返し使う]、リサイクル [資源として再生利用する])の推進による循環型社会の形成を通じ、海岸漂着物等になり得るごみ等の発生抑制に努めます。

(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

ア 海岸漂着物等の実態把握

県及び沿岸市町は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため、必要な調査を実施するよう努めます。また、沿岸市町を除く市町村は、県や沿岸市町が 実施する調査に対し、協力することが求められます。

イ 情報の共有

県及び市町村は、海岸漂着物等の調査結果等について、関係者間で情報を共有するとともに、広報誌等の各種広報媒体等により積極的に県民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発に努めます。

また、海岸漂着物等の実態に関する民間団体等や学識経験者による調査や研究の結果を収集し、施策への活用に努めます。

(3) ごみ等の適正な処理の推進

海岸漂着物等には、廃プラスチック類等の生活系ごみが多く含まれ、また、事業活動の利用後に不要となった用具等が適正に処理されず海岸等に漂着等しているものも散見されます。

このため、県民は、生活系ごみの減量化やリサイクル製品の使用などの取組によって、日常生活に伴って生じるごみ等の発生抑制に努め、日常生活において生じたごみ等はなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力などの取組を通じて、海岸漂着物等の発生抑制に努めることが求められます。

また、事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物の適正処理などによって、海岸 漂着物等の発生抑制に努めることが求められます。

(4) ごみ等の投棄の防止

海岸漂着物等の発生を抑制するためには、沿岸地域だけの取組にとどまらず、ごみ等が、陸域から河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流入することを踏まえ、県下全域において、不法投棄等を防止する取組を行うことが重要です。

このため、県及び市町村は、廃棄物処理法など関係法令に基づき、パトロールなどの監視活動による不法投棄の抑制や早期発見、ごみ等のポイ捨て禁止を掲げた警告看板の設置などから、不法投棄されない地域環境づくりに努めます。

(5) ごみ等の水域への流出又は飛散の防止

海岸漂着物等には、市街地をはじめ、森林、農地、河川、海岸等の土地から河川 その他の公共の水域を経由するなどして、海域に流出又は飛散するものが含まれます。

このため、県民及び事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散しないよう、その所持する物や管理する土地の適正な維持・管理に努めることが求められます。

また、県及び市町村は土地の管理者等に対し、土地の適正管理について必要な助言、指導を行うよう努めます。

(6) 林地残材等の流出の防止

台風等により山間部から河川を通じて林地残材等が漂着するケースもあることから、森林所有者等は立木が水域へ流出しないように適正な処理や森林の管理・整備に努めることが求められます。

また、県及び市町村は、山間部の森林管理が行われていない、あるいは森林所有者自らが経営管理できない森林については、森林経営管理制度に基づく適切な経営管理が図られるよう、推進に努めます。

3 海岸漂着物対策に係る普及啓発及び環境教育の推進

海岸漂着物等には、私たちの日常生活や事業活動に伴って生じるものが少なくありません。県及び市町村では、県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題について理解を深め、自らが当事者であることを認識し、海岸漂着物対策に自主的、積極的に参加されるよう普及啓発や環境教育の推進に努めます。

(1) 普及啓発及び環境教育の推進

県及び市町村は、県民や事業者が海岸漂着物等の問題についての理解を深め、海 岸漂着物対策に関する取組への自主的な参加を促進するため、広報活動等を通じた 普及啓発や環境教育の推進に努めます。

(2) 民間団体等との連携

県及び市町村は、普及啓発や環境教育の実施に際し、自主的に清掃キャンペーン その他活動を行う民間団体等と連携して、民間団体等が有する知見やネットワーク を活用し、効果的な普及啓発及び環境教育が図られるよう努めます。

4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れによって海岸に漂着しています。 海岸漂着物対策が成果をあげるためには、国や県、市町村、海岸管理者等といった 行政機関のほかに、県民や民間団体等、多様な主体がそれぞれの立場から積極的に取 組を進め、相互に情報を共有しつつ、連携・協力することが大切です。

本県においては、県民や民間団体等の自主的な海岸清掃が行われており、海岸漂着物対策の推進を図る上で重要な役割を果たしています。このため、国、県、市町村及び海岸管理者等は、県民や民間団体等との緊密な連携の確保に努め、県民や民間団体等による活動の充実に向け、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発やボランティアに関する情報提供等を通じてその活動の支援に努めます。

【海岸漂着物対策に関する関係者の役割】

	事項						
主体		役 割					
海岸管理者等	海岸漂着物の適正 処理	・ 海岸が良好に保全されるよう、海岸漂着物等 の処理のため必要な措置を講じます。					
(两) 早日 生 日 守	関係機関との情報 共有・連携	・ 海岸漂着物等の発生抑制、回収や分別について、関係機関と情報共有、連携を図ります。					
	海岸漂着物対策推 進協議会の運営	・ 海岸漂着物対策推進協議会の円滑な運営から、関係機関の意思疎通や連絡調整を図ります。					
	関係機関との情報 共有・連携	・ 海岸漂着物対策に関し、国、市町村等と情報を共有し、連携を図ります。					
県	普及啓発・環境学習の実施	・ 広報誌等の広報媒体等を活用して、海岸漂着物等の発生抑制、海岸漂着物対策に関する情報を広く発信し、4Rの推進、ごみ等のポイ捨て・不法投棄の防止等について、普及啓発を図るとともに、環境学習の機会を提供します。					
沿岸市町	海岸管理者等への協力、要請	・海岸漂着物等の処理について海岸管理者等と連携し、海岸漂着物等の回収、ごみ処理施設での処分等について協力します。・海岸漂着物等が集積し、住民生活等に支障がある場合には、海岸管理者等にその処理を要請します。					
	海岸の清掃活動の 促進	・ 地域住民等が行う海岸の清掃活動を促進します。					
市町村(沿岸 市町を含む)	河川の清掃活動等 の促進	・海岸漂着物等になり得るごみ等を抑制するため、地域住民等が行う河川の清掃活動を促進するとともに、4Rの推進、ごみ等のポイ捨て・不法投棄の防止等に取り組みます。					
	環境学習・普及啓 発の実施	・ 民間団体等と連携し、住民への環境学習の機会の提供や普及啓発に取り組みます。					

	事項	
主体		役 割
県 民	循環型社会の実現 に向けた4Rの取 組の実践	 日常生活から生じるごみが環境に与える影響等について理解し、県民一人ひとりが4 Rの取組を実践することが求められます。 市町村が定めるごみ出しルールを遵守するとともに、ごみ等のポイ捨てや不法投棄を行わないことが求められます。
	海岸や河川等の美 化意識の高揚	・ 行楽地等で生じたごみ等の自宅への持ち帰りを心がけるとともに、海岸や河川等での 清掃活動への参加を通じ、環境保全への意 識を高めることが求められます。
	廃棄物の適正処理	・ 事業活動によって生じる廃棄物の適正処理、 減量化に努めることが求められます。
事業者	海岸や河川清掃活動等への参加、協力	・ 市町村等が実施する海岸や河川における清掃 活動に参加し、それへの支援など海岸漂着物 対策の推進に協力することが求められます。
	海岸や河川清掃等 の実施	・ 県や市町村等と連携し、海岸や河川の清掃活動を実施することが求められます。
民間団体等	環境学習の実施	・ 学校や地域と連携し、海岸の環境保全等に関する学習の場の創出に努めることが求められます。
国	県や市町村との情 報共有及び連携等	・ 海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査 の結果等について、県、市町村との情報共有 や連携に努めるとともに、必要な財政的措置 を講じます。
	情報の提供	・ 専門的な立場から、海岸漂着物対策に係る情 報提供を行います。

Ⅳ 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域と対策の内容

1 重点区域の設定

ています。

重点区域とは、海岸漂着物等が海岸及び海底等に集積することにより海岸における良好な景観、清潔の保持、海洋環境の保全、船舶の航行、観光、漁業に特に支障が生じており、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域のことで、地域で見られる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸や海底の地形、景観、生態系等の自然条件や海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討し、設定することとされています。また、設定に当たっては、一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとするとともに、海岸漂着物等の発生抑制を図るために広域的な取組の実施が可能となるよう配慮することが求められ

このようなことを踏まえ、本県では、

- ① 台風等の自然災害により海岸漂着物等が集積する区域
- ② 優れた自然環境を保全するため必要な区域
- ③ 利用状況や地域の経済活動から必要な区域
- ④ 上記以外に必要と認められる区域

の4つのポイントから、重点区域を設定することとし、次に掲げる海岸(67 海岸、延長およそ331 km)を設定します。(位置図は35ページから45ページのとおり。)

【重点区域一覧】

海岸 No.	重点区域の海岸	地域	海岸延長 (km)
2	古江港(直海地区)海岸	内地	5.11
4	北浦漁港海岸	内地	6.84
5	古江港海岸	内地	8.35
7	島野浦漁港海岸	離島	5.09
8	島野浦海岸	離島	12.28
9	熊野江港海岸	内地	5.44
10	南浦漁港浦尻·須美江海岸	内地	13.79
12	南浦漁港安井•神戸海岸	内地	4.14
13	延岡海岸2	内地	1.81
14	延岡港海岸	内地	4.03
15	長浜海岸	内地	4.73
16	延岡新港海岸	内地	6.92
17	土々呂漁港海岸	内地	13.28
18	延岡海岸3	内地	6.62
21	門川漁港海岸	内地	10.97
22	細島港海岸	内地	28.09
23	伊勢ヶ浜海岸	内地	13.04
24	小倉ヶ浜海岸	内地	4.21
25	平岩港海岸	内地	1.72
26	坂元海岸	内地	7.3
27	美々津港海岸	内地	5.04
30	都農漁港海岸	内地	3.28
31	名貫海岸	内地	0.56
32	川南海岸	内地	1.45
34	伊倉浜海岸	内地	1.46
35	川南漁港海岸	内地	3.51
36	高鍋海岸	内地	2.44
37	高鍋港海岸	内地	2.72
38	新富海岸	内地	6.2
39	富田漁港海岸	内地	4.04
40	住吉海岸	内地	10.25
41	宮崎港海岸	内地	17.43
42	田吉海岸	内地	0.45
43	宮崎海岸1	内地	2.12
44	宮崎海岸2	内地	5.1
45	赤江海岸	内地	1.78
46	青島漁港海岸	内地	6.45
46-2	青島本島	内地	-

海岸 No.	重点区域の海岸	地域	海岸延長 (km)
48	内海港海岸	内地	2.61
49	野島海岸	内地	0.91
50	野島漁港海岸	内地	2.05
51	小内海海岸	内地	1.44
52	鶯巣漁港海岸	内地	1.77
53	伊比井海岸	内地	2.1
54	富土漁港海岸	内地	2.11
55	小目井海岸	内地	4.74
56	宮浦漁港海岸	内地	1.18
58	鵜戸漁港海岸	内地	3.61
60	鵜戸漁港大浦海岸	内地	1.41
61	風田海岸	内地	5.3
62	梅ヶ浜海岸	内地	3.41
63	油津港海岸	内地	4.61
64	油津漁港海岸	内地	2.64
67	大堂津漁港海岸	内地	6.39
68	南郷海岸1	内地	6.75
69	大島港海岸	離島	3.21
71	外浦港海岸	内地	5.7
72	夫婦浦漁港海岸	内地	2.91
73	南郷海岸2	内地	0.52
74	市木漁港海岸	内地	6.04
79	大納港海岸	内地	1.09
81	宮之浦漁港海岸	内地	2.97
83	都井漁港海岸	内地	1.4
84	黒井港海岸	内地	2.31
86	永田海岸	内地	2.54
87	本城漁港海岸	内地	6.11
90	福島港海岸	内地	4.2
92	福島高松漁港海岸	内地	1.04
	331.11		

※海岸 No.は、日向灘沿岸海岸保全基本計画書策定業務報告書(平成 14 年 3 月宮崎県)による。 (No.46-2「青島本島」は除く。)

海岸延長は、国土数値情報(国土交通省国土計画局)の海岸線データの図測による。

2 重点区域における海岸漂着物対策

重点区域における海岸漂着物対策については、前出「Ⅲ 海岸漂着物対策の基本方針」に基づき、行政だけでなく、県民、事業者、民間団体等が互いに連携・協力しながら、それぞれの役割分担のもと、継続的な実施が求められます。

(1)海岸漂着物等の円滑な処理

ア 処理の主体等

(ア) 処理の主体

海岸漂着物の処理責任を有する海岸管理者等は、管理する海岸が清潔に保たれるよう必要な措置を講じるとともに、沿岸市町は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等に協力します。

また、県は、海岸漂着物等の状況などについて、国、海岸管理者等、沿岸市町などと情報を共有し、連絡調整等を行います。

(イ)海岸の清潔保持への協力

県民や民間団体等は、海岸管理者等や沿岸市町など関係機関との連携のもと、ボランティアによる自主的な海岸清掃を行い、海岸の清潔保持への協力が求められます。

また、海岸管理者等及び沿岸市町は、ボランティアで海岸清掃等を行う県民に対して、海岸清掃に必要な物資や海岸漂着物等に関する情報を提供するとともに、各種広報による取組の紹介などを通じて、活動の継続支援に努めます。

イ 処理の時期やその頻度

海岸漂着物等の集積は、台風や大雨などの季節的な要因や、海水浴などの海岸 利用の状況によって大きく変化すると考えられます。

海岸管理者等は、沿岸市町や海岸清掃を行う県民、民間団体などと連携し、効果的な処理が行えるよう、実施時期の調整に努めるものとします。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に向けた取組

海岸漂着物等には、市街地をはじめ、森林、農地、河川、海岸等の土地から河川 その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散するものが含まれることを踏まえ、沿岸市町だけでなく、県下全域でごみ等の発生抑制対策を推進していきます。

ア ごみ等の適正処理と減量化の推進

県及び市町村は、4Rの推進による循環型社会の形成の推進を通じて、海岸漂着物等になる可能性のあるごみ等の減量を図ります。

また、県及び市町村は、ごみ等の適正処理に関し、県民や事業者に対して、ご み等の分別の協力等の普及啓発やごみ等の適正処理に関する指導等を通じて、海 岸漂着物等の発生抑制を図ります。

【取組例】

- 4Rの推進
- ・ごみの適正処理に関する普及啓発・指導
- ・みやざきリサイクル認定製品の認定及び普及啓発、利用促進

イ ごみ等の不法投棄の防止

県及び市町村は、各種パトロールや不法投棄禁止の看板設置等により、生活系 ごみや事業系ごみの不法投棄の抑制、早期発見に努め、海岸漂着物等の発生しに くい環境の創出に努めます。

【取組例】

- ・海岸管理者、河川管理者等による管理パトロール
- ・不法投棄防止パトロール
- ・不法投棄監視カメラの設置
- 不法投棄禁止看板の設置

ウ 水域等へのごみ等の流出防止

県及び市町村は、流木等自然系ごみの水域への流出防止を目的に、関係者に対し、森林などの適正管理について指導や協力要請を行います。

県及び市町村は、各々が管理している河川や道路において、県民等の協力を得て清掃活動を行い、水域を通じたごみの流出防止に努めます。

県及び市町村等は、事業活動に使用された用具等が流出しないよう、関係機関 と連携し、事業者に対する適正管理に関する指導や普及啓発を行います。

【取組例】

- ・森林所有者等に対する適正管理の指導や協力要請、普及啓発
- ・河川管理者等による土地の適正管理
- ・各種愛護団体等による清掃活動の実施

(3) 普及啓発及び環境教育に関する方策

海岸漂着物等の円滑な処理の推進や発生の抑制のため、県民や事業者が環境保全 意識や海岸漂着物等に関する当事者意識を持ち、自主的な取組がなされるよう、県 下全域を対象として、普及啓発及び環境教育を実施していきます。

ア 普及啓発

県及び市町村は、県民の海岸漂着物等に関する問題意識や当事者意識の醸成を 目指し、4Rの推進やごみ等の適正処理について、広報誌等の各種広報媒体を通じ た普及啓発に努めます。

イ 環境教育

県及び市町村は、学校での環境教育や地域における環境学習の機会において、 海岸漂着物等を含む環境保全に関する学習から、県民の意識の高揚を図ります。

【取組例】

- ・広報誌等の各種広報媒体を通じた情報発信
- ・普及啓発を目的としたイベントの実施や協賛
- ・職員等による出前講座の実施

V 台風等災害などの緊急時の対応

県及び沿岸市町は、台風等の自然災害に伴い大量の海岸漂着物等が発生したときや 危険物が漂着したときには、速やかに情報を収集し、それらの情報を共有した上で、 相互に連携しながら、海岸漂着物等の処理に対応し、被害の拡大を防止します。

1 海岸漂着物等の大量漂着時における連絡体制

自然災害に起因して大量の海岸漂着物等が発生した場合には、その情報収集に努め、海岸管理者等や県及び沿岸市町で構成する「流木等処理対策連絡調整会議(以下「連絡会議」という。)でそれらの情報を共有するとともに、関係機関への情報の提供や県民への周知を図ります。

また、平常時においても連絡会議を開催するなど、情報共有や連携強化に努めます。

2 海岸漂着物等の処理対策

自然災害に起因して大量の海岸漂着物等が発生した場合には、海岸管理者等と沿岸市町が相互に連携しながら、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(国土交通省、農林水産省)」や「災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)」などの国の補助制度を活用し、発生箇所に応じた「流木処理対策マニュアル」に沿って、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理を行います。

3 県民、民間団体等への協力要請

海岸管理者等は、大量の海岸漂着物等の処理に当たり、県民や民間団体等の協力・支援を求める必要があるときには、県や沿岸市町、民間団体等に対して協力の要請を行います。県及び沿岸市町は、海岸管理者からの要請があったときには、県民や民間団体等に対して、海岸清掃への積極的な参加に係る呼びかけを行います。

また、県及び沿岸市町は、海岸に危険物が漂着したときには、県民に対して安易に 触れることのないよう、速やかに広報媒体等を用いて注意を喚起します。

VI 海岸漂着物対策の推進に係るその他必要な事項

1 モニタリング調査の実施

県は、環境省の定める地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドラインに基づき、 海岸漂着物等の組成、存在量の定期的な調査を実施し、経年変化を把握するとともに、 その結果に基づき、具体的な対応策を検討します。

また、調査結果は、市町村や海岸管理者等と共有するとともに、各種広報媒体等を通じ、海岸漂着物発生抑制に向けた普及啓発に取り組みます。

2 地域計画の見直し

県は、国の基本方針の変更、海岸や地域の状況の変化、計画の実施状況、社会情勢の変化等から、現行の地域計画を変更する必要があると認められる場合には、地域計画の変更を行います。

重点区域位置図

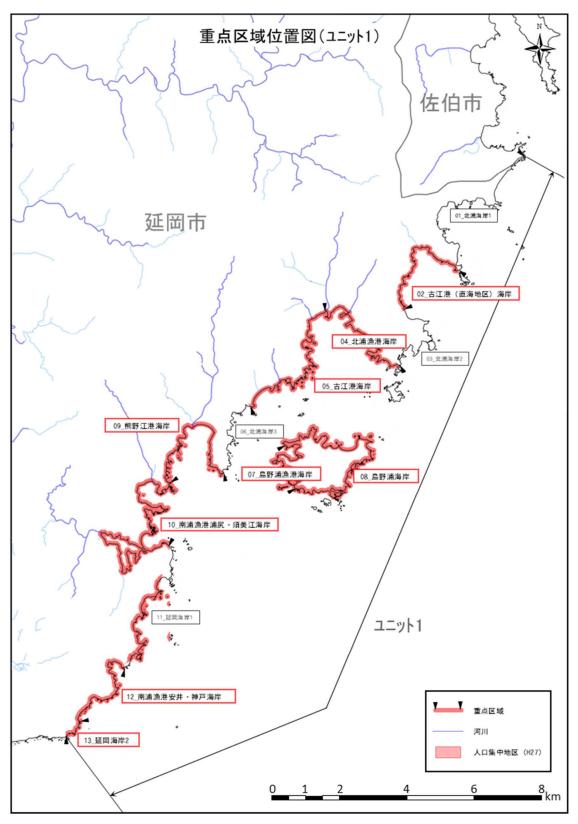


図 別-1 重点区域位置図 (ユニット1)

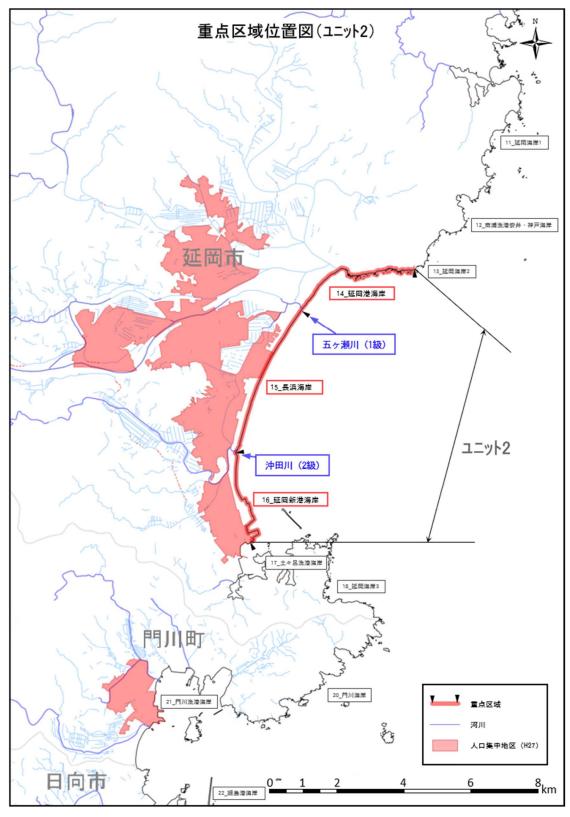


図 別-2 重点区域位置図 (ユニット 2)

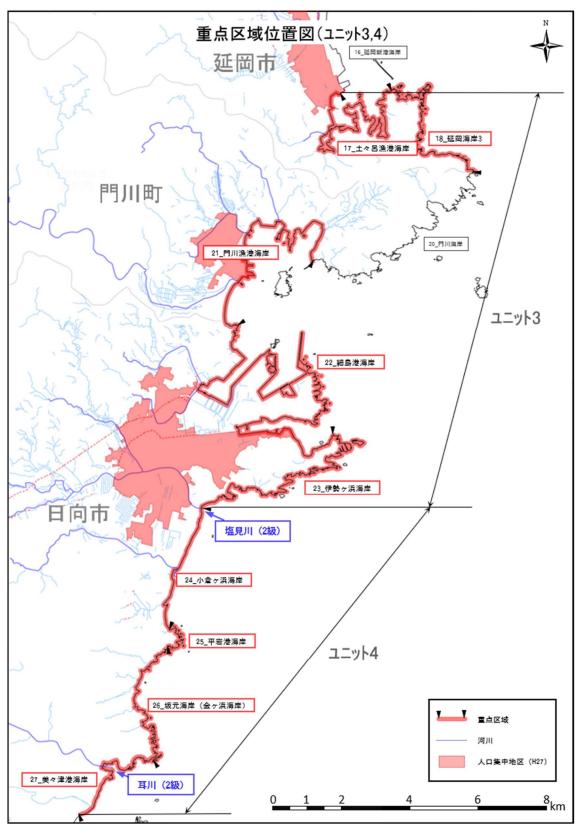


図 別-3 重点区域位置図 (ユニット 3,4)

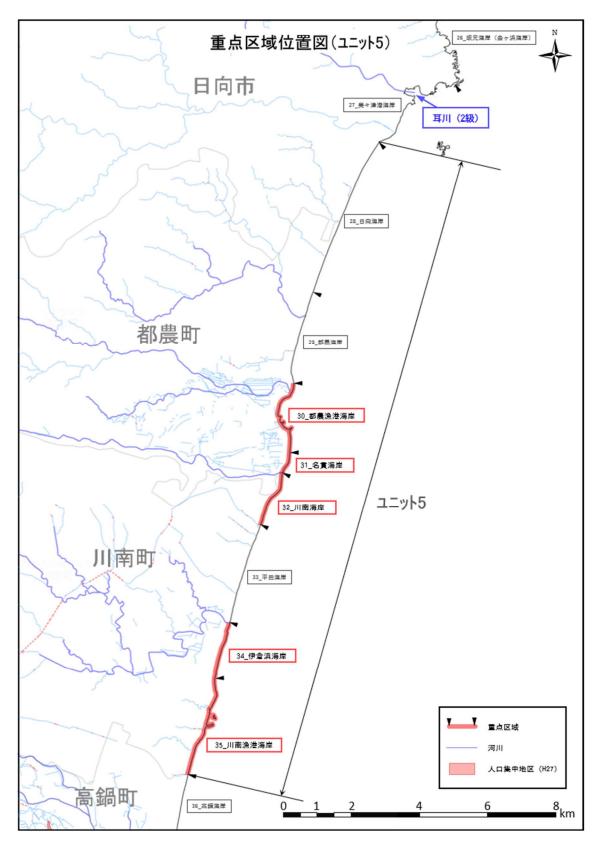


図 別-4 重点区域位置図 (ユニット 5)

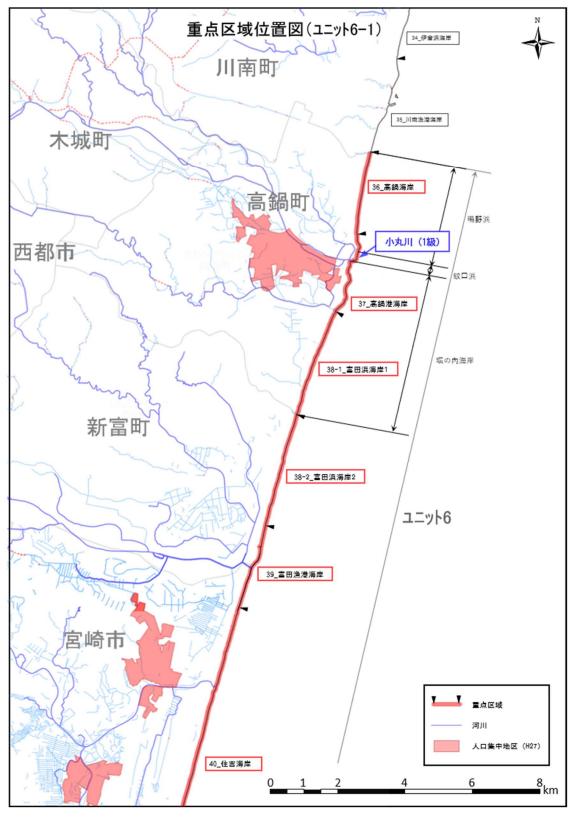


図 別-5 重点区域位置図 (ユニット 6(1))

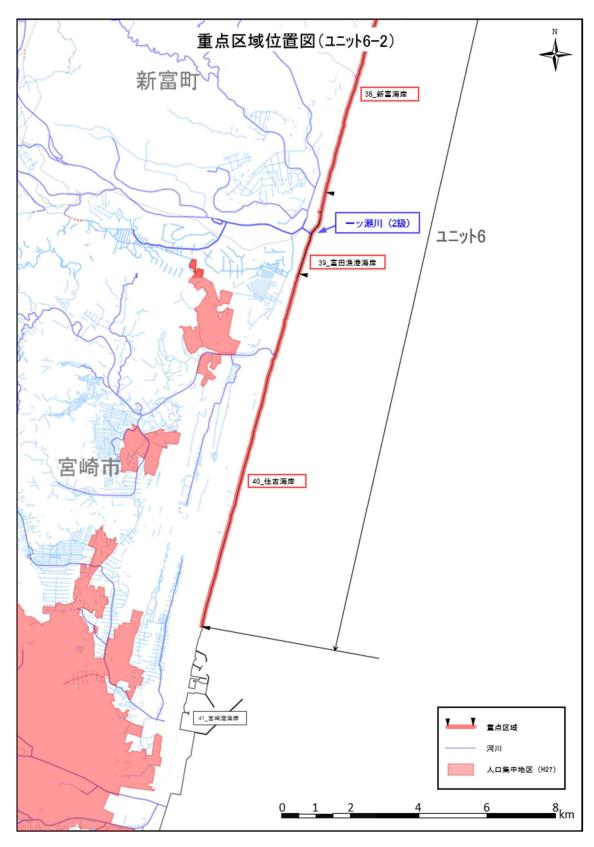


図 別-6 重点区域位置図 (ユニット 6(2))

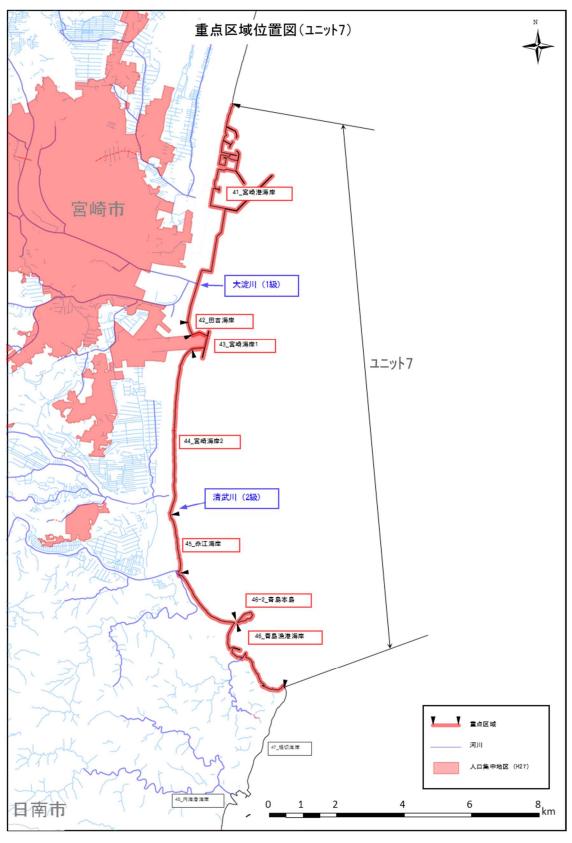


図 別-7 重点区域位置図 (ユニット 7)

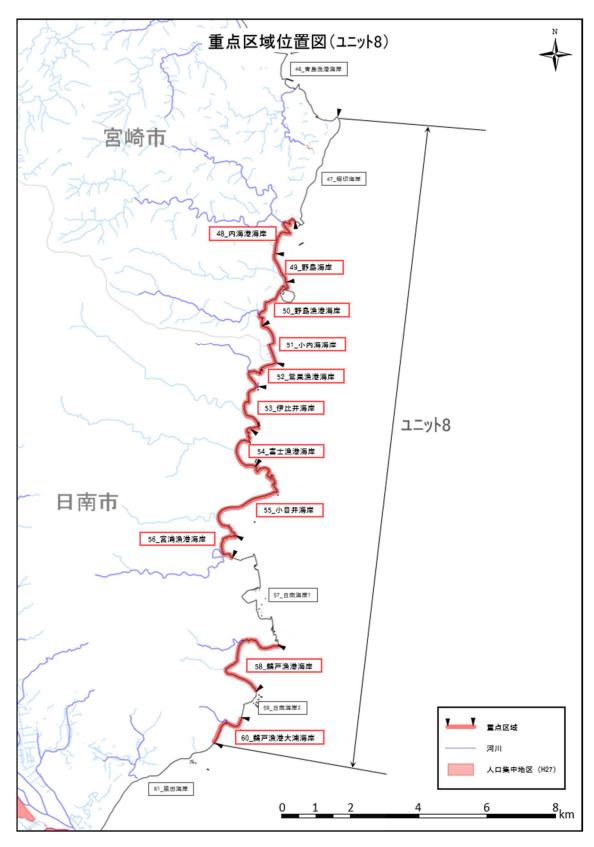


図 別-8 重点区域位置図 (ユニット8)

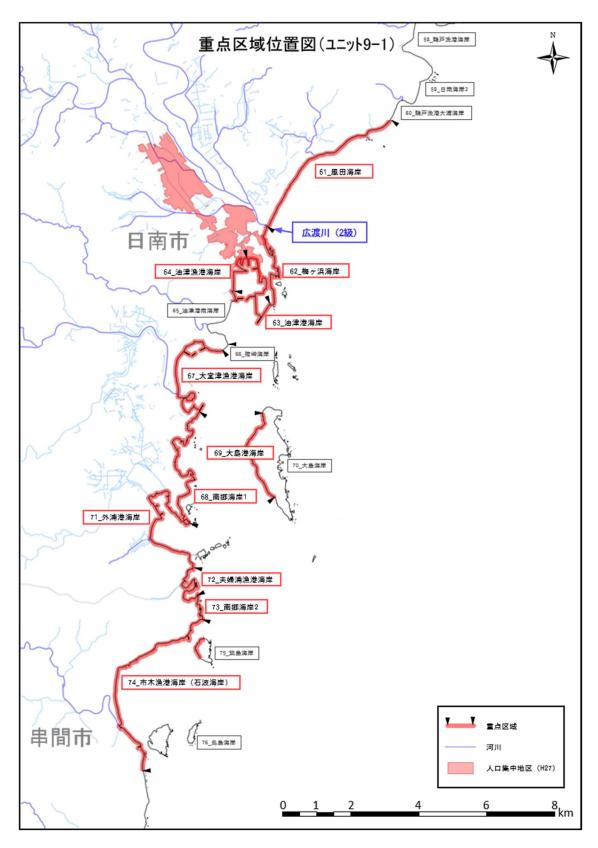


図 別-9 重点区域位置図 (ユニット 9(1))

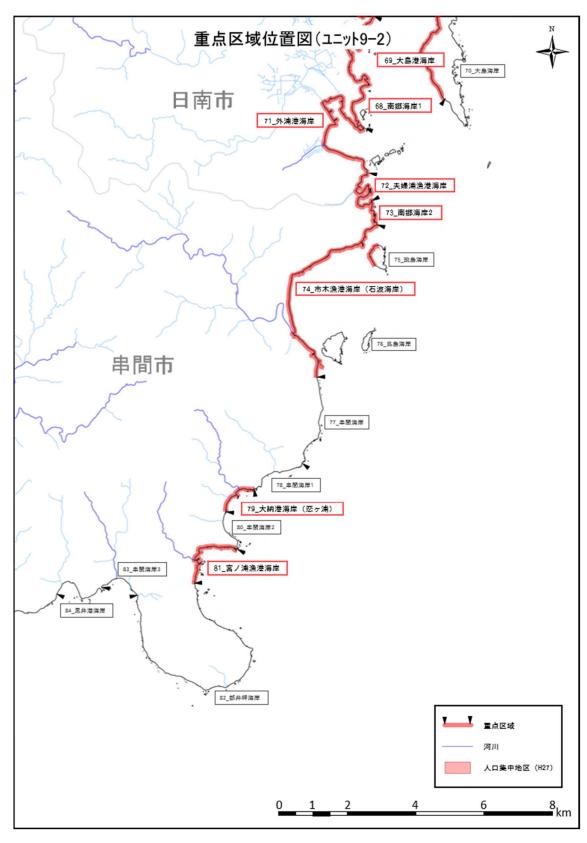


図 別-10 重点区域位置図 (ユニット 9(2))

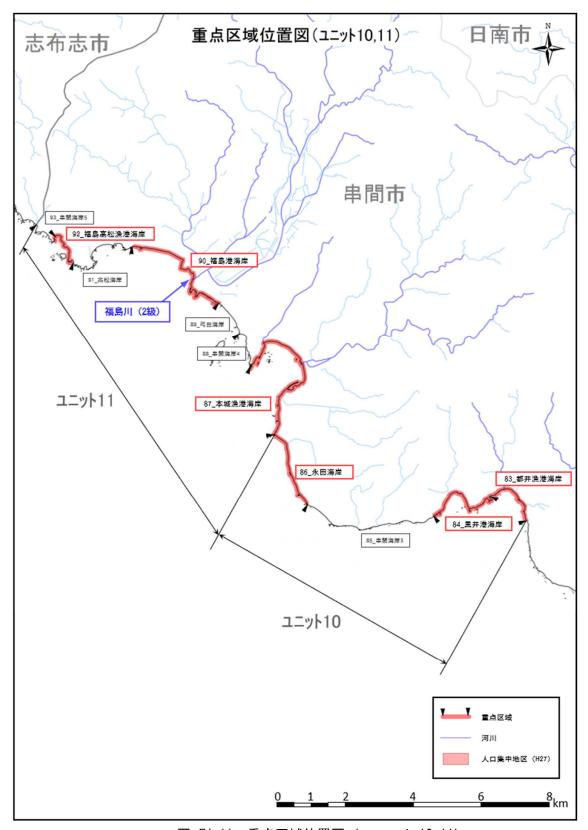


図 別-11 重点区域位置図 (ユニット 10, 11)

資 料 編

1 海岸漂着物の概況調査 (現存量調査) の概要

(1)調査の目的

海岸漂着物対策に必要となる基礎的な情報を得ることを目的として、県内各海岸の特性(地形及び海流等)や海岸漂着物の状況(現存量、種類、排出国等)等について、目視による調査を実施し、その情報をリスト化する。

(2)調查項目

調査項目は、海岸特性(海岸の規模、基質、方位等)、海岸漂着物量(目視による容量)、海岸漂着物の質(種類別割合)、回収体制に係る条件等とし、下表に示すと おりとした。

表 概況調査項目

項目	整理する内容
海岸特性	海岸長(m)、海岸奥行き(m)、海岸基質(砂・岩礁等)、 海岸方位、全面海域の海流に影響を与えている人工物 等の有無
海岸漂着物の推計量	対象海岸全体のごみの漂着容量
海岸漂着物の質 (種類と割合)	対象海岸全体のごみの質(種類と割合)を以下の分類で整理する。 種類:発泡スチロール類、ペットボトル、漁業用ブイ、漁網・ロープ、その他プラスチック類、ガラス・金属類、流木・木材、その他割合:パーセント表示なお、ペットボトル及び飲料缶を対象として製造国の調査を実施する。
回収体制に係る条件等	海岸で使用可能な運搬機材、海岸から一時保管場所へ の運搬手段等
製造国調査	ユニットから代表的な1海岸を選定し、ペットボトル と飲料缶の製造国の分析を行う。

(3)調査方法

調査手法は、海岸において全て目視により調査を実施し、調査野帳に記入するとともに、海岸の全景と漂着状況を写真撮影しました。

(4)調査時期

本調査は、令和2年10月15~26日に実施しました。

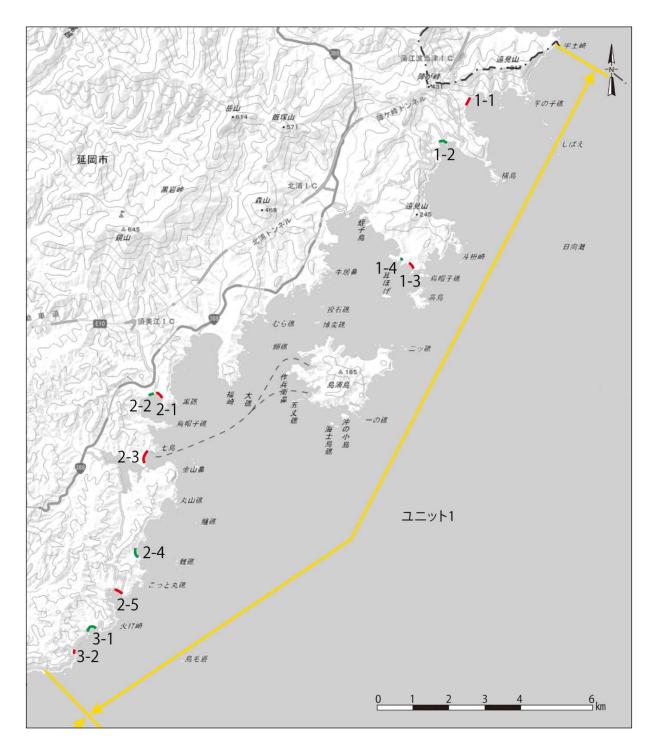


図 1 調査海岸図(1)(延岡市)

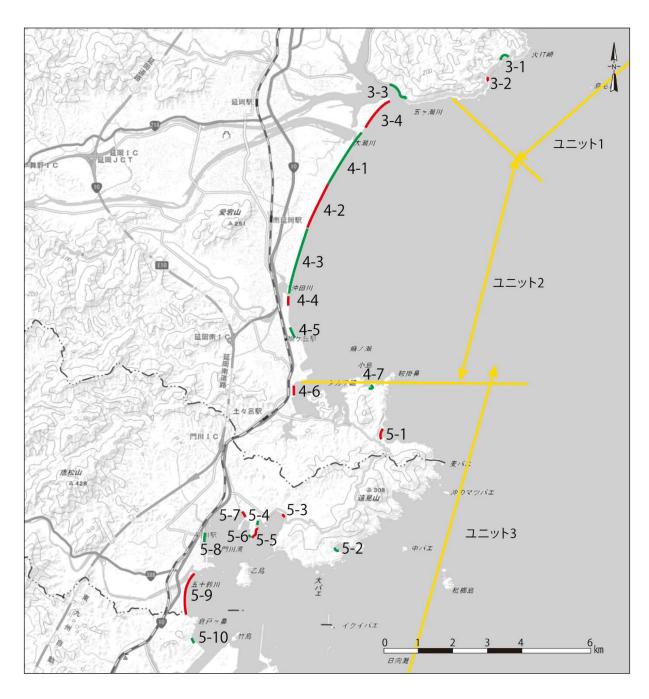


図 2 調査海岸図(2)(延岡市、門川町、日向市)

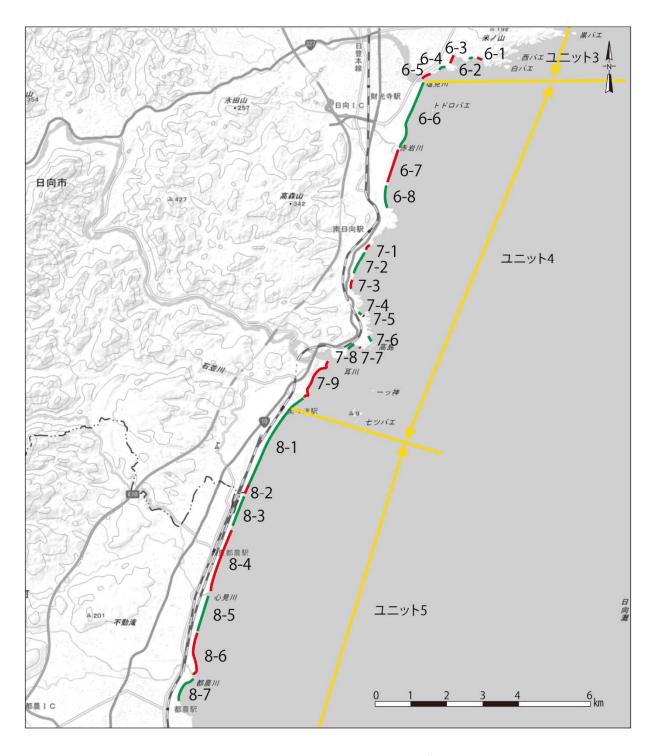


図 3 調査海岸図(3)(日向市、都農町)

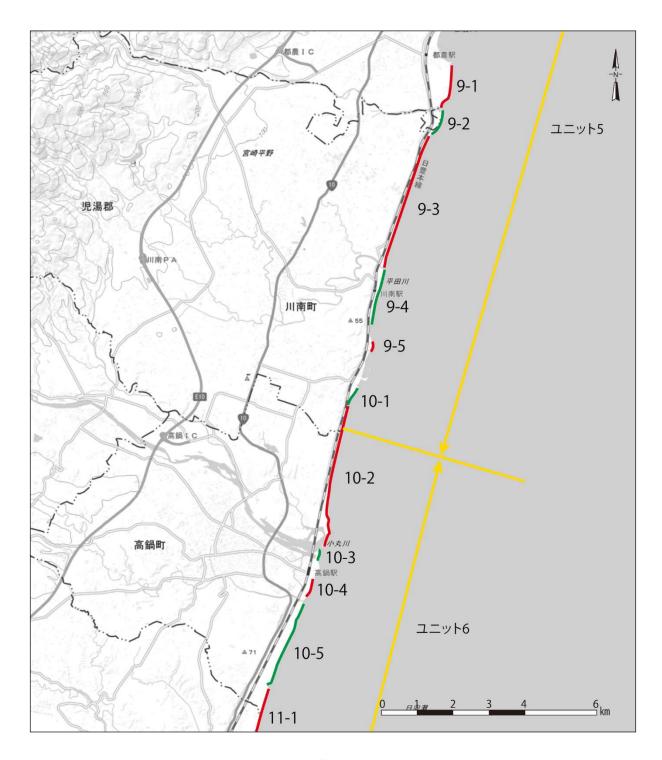


図 4 調査海岸図(4)(都農町、川南町、高鍋町、新富町)

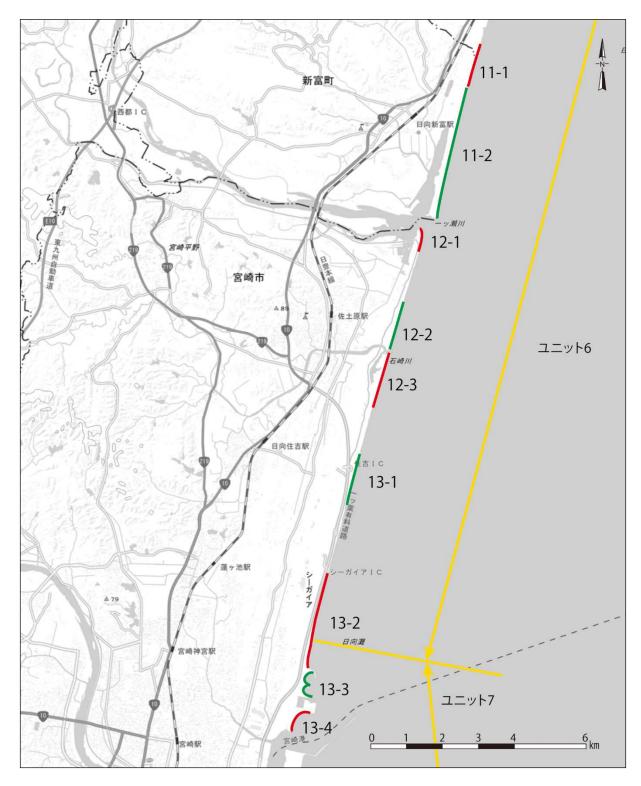


図 5 調査海岸図(5) (新富町、宮崎市)

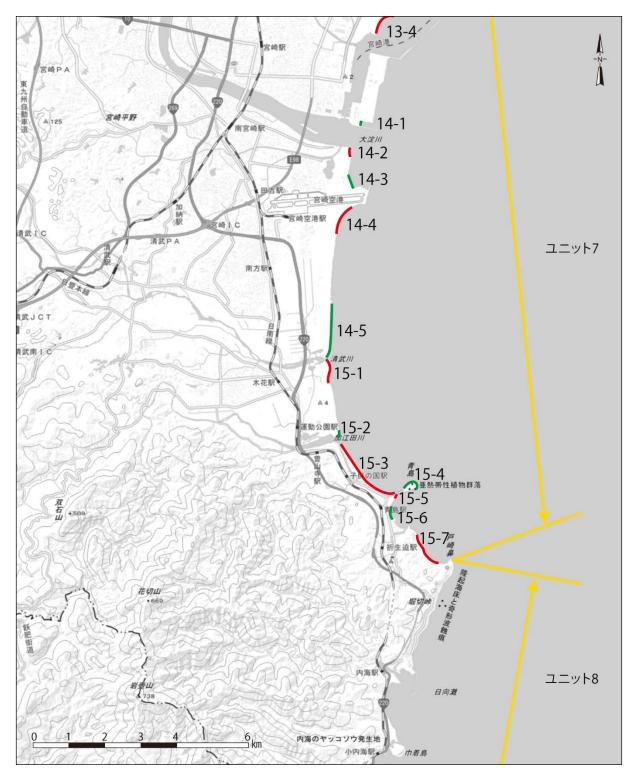


図 6 調査海岸図(6)(宮崎市)

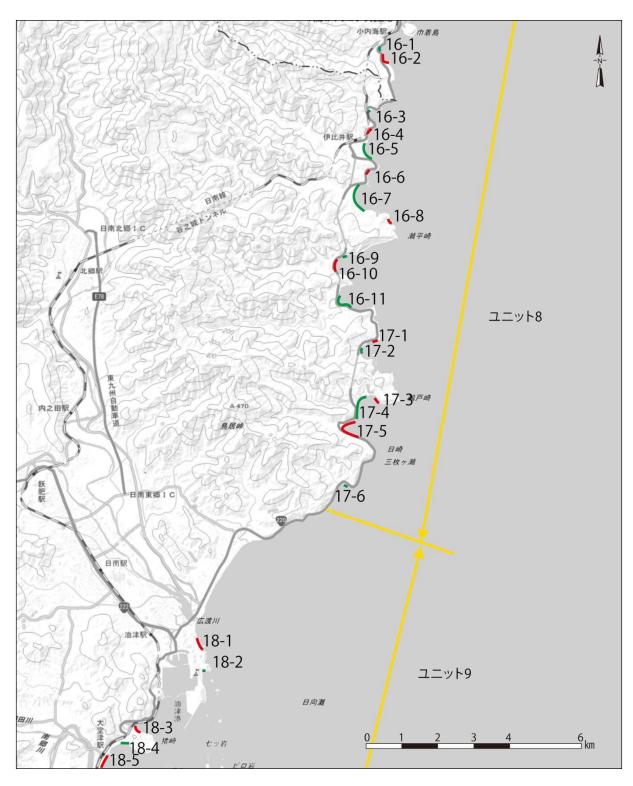


図 7 調査海岸図(7)(宮崎市、日南市)

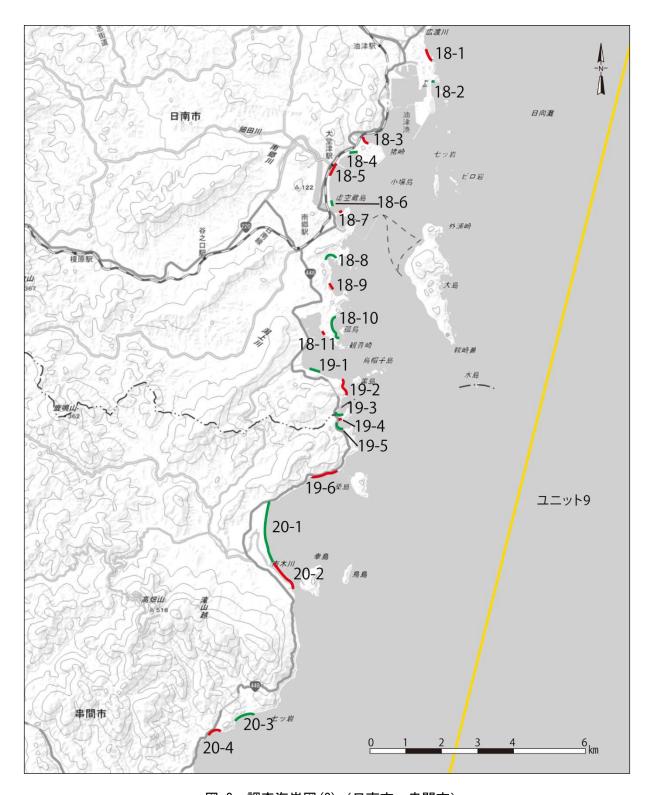


図 8 調査海岸図(8) (日南市、串間市)

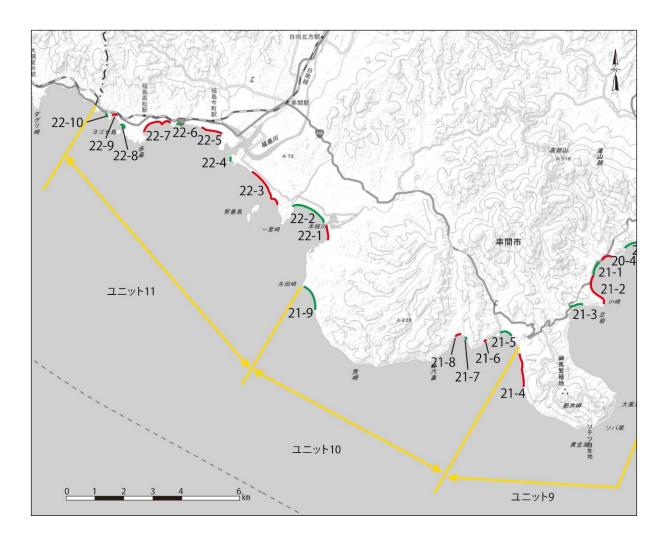


図 9 調査海岸図(9) (串間市)

表 別-1 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等/延岡市

セス路の状況		数	1	2	2		AA	2	AN	AN	AA	AA	2		2		ဗ	AA	AA	2	3		
12.33		除度	- -	低 2	』	-	低	低	低多	低	田	低	#	低 1	低 2	1	低	低	低	低 2	-	-	#
アクセス路の状況		<u>~~~</u> ⟨1∪	#	短 1	色	短。	短 1	短(短 1	短(短	短 1	短。	短(短 (#- -	短	短 1	短(短 1	<u>п</u>	<u>п</u>	#
	洪 京 明 中 田 田	記 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	×	0	×	0	×	0	0	×	×	×
	帯の		0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	×	0	0	0	×	0	0	×	×	×
	海岸基質		砂、石	砂	砂、石	砂	伦	日	径	危	命	砂、石	伦	砂、石	砂、石	砂、石	砂、石	径	命	砲	仓	危	食
	海の点	ָ ב	東	南	南西	南西	南東	豆	南	南西	極	単	単	南	南	車	南西	南東	単	東	単	単	₩
第7 ボー を報	は、金の金のである。	織段手	車回	車面	船	車面	車回	車回	車面	車回	車回	車回	車回	車回	車皿	車回	車回	車面	車回	車面	車回	車回	恒
海岸での使用が可能運搬機材が	(1):軽トラック (6):ドラクター (9):トラクター (9):トラクター (9):ロヤカー	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	4	(1)2(3)4)	②	②	(1)2)3)4)	②	34	34	1)2(3)4)	34	②	9	34	②	(1)2(3)4)	34	234	(2)	9	9	4
	回分形		人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	수 구구
シ田	一	大 臣	8	1	15	1	2	3	_	1	-	8	1	_	8	不明	不明	16	不明	不明	不明	16	十男
チェーンソー の使用	#	₩	20	3	20	3	5	8	-	2	-	30	5	-	30	大量	十二	20	十二	大量	十二	30	十二
		州	50	70	80	10	80	80	75	90	30	80	75	10	80	80	90	90	90	90	90	75	96
		ガラス 金属等	-	1	1	1	1	1	1	ı	1	1	1	1	1	1	ı	1	1	1	ı	ı	1
	(%)	その他のプラスチック	5	2	3	2	2	9	2	2	15	2	5	10	2	3	2	2	2	2	2	2	2
影	の割合	漁網	10	2	2	5	2	3	2	2	30	2	5	10	9	2	2	2	2	2	2	2	2
岸漂着物の状況	漂着物の割合(%)	漁業用ブイ	7	5	2	3	2	3	2	2	10	2	5	10	3	2	2	2	2	2	2	2	2
b 岸漂		イット ライボ	8	10	3	10	2	5	5	2	10	2	5	10	3	3	2	2	2	2	2	6	2
東		発泡スチロール	20	2	10	70	12	3	2	2	2	12	5	20	3	10	2	2	2	2	2	10	2
	ご全の事		25	2	30	7	5	2	3	2	1.5	10	10	1	10	35	20	10	09	28	6	15	36
	海岸10 にあたり		0.893	0.200	1.071	0.700	090'0	0.185	0.042	0.250	0.063	0.303	0.263	0.033	0.370	1.750	0.667	0.100	0.400	0.200	0.053	0.469	1.000
	瀬井 瀬田 (第7年)) }	20 0	80	20 1	10 0	40 (20 0	30 (20 (20 (15 (15 (2 (30 (40	20 (20 0	40 (2 (2 (30 (20 1
	海県(2)		280	250	280	100	830	270	720	200	240	330	380	300	270	200	750	000	1500	1400	1700	320	360
		無	01 2	02	03 2	04	9 20	90	. /0	01 2	02	03	04	90	01 2	02	03	1 1	01 1	02 1	03 1	04	02
光 図番号	i I	番 場 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記				10						02		_		20	5	20			04		
	市町村名	EN NAM							拉拉	 = = =										国市			
	Dag	P H							12											02 延			

表 別-2 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等/延岡市、門川町、日向市

6		数	RA	I _	_	_	_	_	_	_	_	3	3	_	ΑŊ	3	-	2	-	AA	2	l –
アクセス路の 状況		険度	田	恒	低	低	低	低		#	伍	低	低	#	低	低	低		-	低	低	舟
77	Щ	 {10	#	岷	短	短	短	短	-	#	短	短	短	短	短	短	短	-	-	短	短	取
指 S	洪氏 明 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	2000年	×	0	0	0	×	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	0	0	×	×	0
	生 ま の は で で で で り		×	0	0	0	×	×	0	0	0	0	×	×	×	0	0	0	0	0	×	0
	海岸基質		含	多、石	砂、石、大石、岩(平)	砂、石	日	砂、石、岩(平)	(回日)等、(五)等、砲	砂、石、岩(凸凹)	命	砂	砲	石、大石	命	砂、石	日	石、大石	石、大石、岩(凸凹)	砂	石、岩(凸凹)	砂、岩(平)、岩(凸凹)
	海の高	U <u>T</u>	₩	北西	展	北東	南西	単	展	囯	南西	单	単	展	棰	光	뀨	棰	南	単	南東	榧
毎岸か	で発売を制造している。	連 機 段 干	車面	器	車可	車回	車面	車回	車可	車回	車面	車面	車回	車回	車可	車回	車回	車面	車面	車面	車面	車面
海岸での使用が正明では、			2	©	©	(4)	1234	1234	②	2	34	1234	1234	②	©	34	2	©	②	1234	②	1234
	回分形		人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力
う田	养	上 出 上 出	2	80	16	8	-	1	ı	-	ı	4	4	8	2	1	2	2	-	_	4	-
チェーンソー の使用	养	■ €	5	30	20	30	-	3	_	-	-	20	20	40	2	1	2	10	_	_	20	3
		浜	90	80	20	50	30	50	30	20	20	90	75	90	75	20	09	09	10	6	90	90
		ガラス金属等	1	-	1	-	_	1	ı	-	ı	_	-	-	1	_	-	-	_	_	1	ı
	(%)	その他のフラスチック	2	3	7	10	30	30	20	20	10	2	5	2	2	9	10	10	20	1	2	2
民	り割合	漁網	2	2	9	15	10	3	10	10	10	2	2	2	2	4	2	5	10	90	2	2
海岸漂着物の状況	漂着物の割合(%)	漁業用ブイブ	2	2	7	5	10	3	10	10	10	2	5	2	2	4	2	2	10	1	2	2
毎岸漂		イッパ ディデ	2	က	10	10	10	10	20	20	10	2	2	2	2	9	10	10	20	1	2	2
		発泡スチ ロール	2	10	20	10	10	3	10	20	10	2	5	2	2	30	10	10	30	1	2	2
	ごから		9	8	20	15	1	2	7	1	3	9	2	10	3	2	2	5	1	0.5	7	-
	海岸10	(E)	0.222	1.067	0.465	0.682	0.125	0.222	0.219	0.286	0.100	0.240	0.052	0.385	0.079	0.091	0.133	0.278	0.143	0.014	0.500	0.031
	海洋 (変)		25	8	10	15	15	8	10	10	8	20	20	8	3~8	8	10	25	30	30	15	40
	淮 岷 3		270	75	430	220	80	90	320	35	300	250	096	260	380	220	150	180	70	370	140	320
0		淮市	90	07	01	02	03	04	05	90	07	80	60	10	11	12	13	01	02	03	04	05
7 E	년 조 (知		2		_	_	_			02									90	_	
4		四脚							Ė	Ē								上				
	市市市			延岡市					=									日向市				
	回 い コニット キャー・キャー・キャー・キャー・キャー・キャー・キャー・キャー・オート・オート・オート・オート・オート・オート・オート・オート・オート・オー	Ħ L										ć	50									

表 別-3 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等/日向市、都農町、川南町

6		数	PAPA	1	-	2	2	1	2	-	2	1	က	AAA	AA	-	-	-	_	3	不可	4	-	က	2	-	7
アクセス路の 状況	和	険度	田	#	低			低	恒	#		低	#	低	低	田		低	田	低	-	田	田	田	色	田	魚
77	щ	110	短	-	短	単	-	短	岷	#	+	短	#	短	短	短	短	短	短	短	1	絚	絚	絚	絚	短	潁
流木の	消失 58. 58. 58. 58.	10000000000000000000000000000000000000	×	0	0	0	×	×	0	0	0	×	0	×	×	×	0	0	0	×	×	0	0	0	0	×	×
	生帯の		0	0	0	0	×	0	0	0	0	×	0	×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	0	0	×	×
	海岸基質		⑭	⑭	⑭	(四石)岩、(本)岩、모、砂	少、	砂	砂、石	(四切)崇、(五)崇、生	(四四)崇、史、秘	砂、石	砂、石	砂	石、大石	日	石、大石	石、大石	石、大石	石、大石	石、大石	石、大石	石、大石	砂、石、大石	砂、石	砂、石、大石	砂
	海の点	<u>.</u>	東	東	車	南東	東	東	北東	北東	東	南西	南東	東	東	東	東	東	東	車	東	東	東	東	東	東	東
海岸かった。	で 発 上 単 の 子 の 売 か の か か ら か か ら か か ら か か り の か か か か か か か か か か か か か か か か	搬段手	車回	車回	車	車回	車回	車面	車面	車回	車回	車回	車回	車面	車回	車回	車回	車回	車面	車回	不可	車回	車回	車回	車回	車回	車
海岸での使用	①:軽トラック ②:トラクター ③・コタカー	() () () () () () () () () () () () () (1234	10234	10234	×	×	34	×	×	×	×	×	(1)(2)(3)	×	×	×	×	×	×	×	2	2	3	(1)(2)(3)(4)	②	②
	回力以法		人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力
/ソー (用	作		16	8	2	16	2	2	2	4	8	2	不明	不明	不明	8	16	不明	不明	不明	不能	24	09	不明	30	2	8
チェーンソ- の使用	作業		50	20	2	20	5	10	5	20	30	10	大量	大量	不明	20	20	大量	大量	大量	作業不能	25	09	大量	30	3	9
		紙	90	90	90	90	90	90	85	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	80	90	70	75	70	75	55	85
		ガラス金属等	-	_	_	_	_	_	-	-	_	-	ı	_	_	-	_	_	-	ı	-	1	ı	ı	ı	5	ı
	(%)	その他のプラスチック	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	7	2	10	10	10	10	20	5
识	の割合	漁網	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	1	2	1	1	1
青物の氷	漂着物の割合	漁業用ブイ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	-
海岸漂着物の状況		イデルフィボ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	5
装		発泡スチロール	2	2	2	2	2	2	7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	7	2	5	5	5	5	10	5
	事か	H H S H S H S H S H S H S H S H S H S H	18	10	2	30	9	5	10	5	15	5	100	44	124	8	25	20	55	45	5	09	70	130	35	3	7
	海岸10 3. 4.4.6.1		0.100	0.103	0.067	0.508	0.092	0.250	1.429	0.833	0.833	1.000	4.000	0.367	0.400	0.320	0.238	0.287	0.500	0.421	0.075	0.500	1.000	0.325	0.206	0.188	0.350
	海岸圏の金銭の		0 09	40 0	80 0	20 0	30 0	30 0	50 1	10 0	25 0	8	30 4	40 0	10 0	15 0	5~25 0	15 0	25 0	10 0	5 0	20 0	40	20 0	40 0	20 0	40 0
	海県(海県)		1800	970	750	290	650	200	70	09	180	20	250	1200	3100	250	1050 5	1740	1100	1070	029	1200	700	4000	1700	160	200
п			06 18		08		02 6	03 2	04 7	05 6	1 90	07	08 2	09 12		02 2	03 10	04 17	05 11	06 10			02	03 40	04 17	05 1	
可 1 1		番号 番号	0	00 07	0	0.1	0	0	0	0 /0	0	0	0	0	0.1	0	0	0 80	0	0	07	0.1	0	0 60	0	0	10 01
7		凶梅						- 44	-	٥					ŧ			<u> </u>	声					٦	声		_
	日 日 日 日 日 日 七 日 七 七												日向刊				都農町						川南町				
	回帰 ユニント キャル	H						5	\$												02						

表 別4 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等/高鍋町、新富町、宮崎市

ě		数	APA	不可	₩	4	2	AA	MA.	က	-	-	2	AA	-	不可	3	-	-	2	ო	-	-	-	-	3	4
アクセス路の 状況	毛	険度	毎	1	田	低	低	低	低	カ	低	典	低	低	低		低	低		魚	典	低	低	低	低	低	典
		K 110	型	ı	短	短	短	短	短	與	短	短	短	短	短	-	短	短	烟	烟	型	短	短	短	短	短	與
流木の	流吃事失止。	品品	0	0	×	0	0	0	×	×	0	0	×	×	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	0	×	×
	生帯の :		0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	0	×	0
	海岸基質		多、石	石、大石	砂、石、大石	砂、石	砂	砂	⑭	砂	⑭	危	砂	秘	秘	砂、石、大石	砂	砂	砲	含	含	砂	砂	秘	砂	砂	命
	海の点	U <u>T</u>	₩	展	単	单	東	車	単	単	車	単	車	单	单	車	車	車	単	展	展	東	北東	南	車	車	光東
海岸かれ	で保証を	連 機 段	恒	器	車	車回	車回	車回	車	車回	車	車	車	車回	車回	車回	車回	車回	車	画	甲	車回	車回	車回	車回	車回	画
海岸での使用可能運搬機材			10234	②	10234	(1)(2)(3)(4)	4	204	1234	10234	10234	②	(1)(2)(3)(4)	(1)(2)(3)(4)	(1)(2)(3)(4)	×	(1)(2)(3)(4)	4	4	234	1234	234	34	134	(1)(2)(3)(4)	(1)(2)(3)(4)	10234
	回分形		人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力
シ囲		 K 間	十明	24	30	40	8	40	32	4	40	1	10	_	_	不明	24	8	40	十明	16	24	16	_	1	-	2
チェーンソ の使用	Viik	₩	十二	20	30	40	10	40	30	2	40	ı	10	-	-	大量	25	10	40	十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	12	20	20	-	1	-	ဗ
		州	75	80	80	09	80	80	80	80	80	10	80	20	09	80	75	75	80	80	80	80	80	20	75	75	09
		ガラス・金属等	1	ı	-	-	1	ı	ı	ı	-	ı	-	-	-	1	1	1	ı	ı	ı	ı	1	-	1	1	1
	(%)	その他の プラスチック 金	2	5	2	10	5	5	2	5	2	20	5	20	20	5	10	10	2	2	2	5	5	20	10	10	15
田	割合(漁網。	2	-	-	_	5	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	1	1	_	_	_	_	_	1
の状況	漂着物の割合(%)	漁業用がインプイ	2	2	2	10	5	5	5	5	5	20	5	20	5	5	5	5	2	2	2	5	5	20	5	5	2
岸漂着物の状況	熊	ペット 漁事 ボトル ブ	2	2	2	10 1	2	2	2	2	2	20 2	2	20 2	10	2	2	2	2	2	2	5	2	20 2	2	2	10
東															·												
	. * mia	(発泡スチロール	2	2	2	10	_	5	2	2	2	30	2	5 20	2	5 5	5	5	2	2	2	5	2	5 20	2	2	10
	デ が を 申		400	30	30	20	20	40	30	10	30	1	10	0.05	9	155	30	10	40	65	25	40	23	0.05	2	5	2
	海岸10%をかい	「画 (記 を)	1.053	1.667	0.714	0.204	0.125	0.107	0.462	0.077	0.207	0.013	860.0	0.017	0.109	9.337	0.857	0.238	0.571	0.433	0.385	1.538	0.100	0.001	0.222	0.125	0.050
	海岸瀬の金が	Ì	20	20	25	50	0	40	35	20	30	20	30	30	35	140	55	90	35	15	9	40	10	10	30	15	20
	淮 岷 〔		3,800	180	420	2,450	1,600	3,750	650	1,300	1,450	800	2,600	30	550	166	350	420	700	1,500	650	260	2,300	400	90	400	1,000
п П	ta Tr	准申	02	03	04	05	0.1	02	0.1	02	03	0.1	02	03	04	0.1	02	03	04	02	10	02	03	04	05	90	07
# E	形 図 命 力		<u> </u>	2		-			12		ç	2	1.0	2			14		1				15				
	七 本 本	区梅		1400			中				四									{c \}	= = HI						
	国崎県コニット	Ε Γ		r	_		17	90																			

表 別-5 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等/宮崎市、日南市

ě		数	不可	2	-	不可	2	-	AA	-	-	3	2		-		2	4	_	2
アクセス路の 状況		険度		低	低	-	低	-	低	任	低	田	-		#		硘	低	田	田
77-	Щ	410	ı	短	短	-	短	短	短	#	短	短	短		-		短	短	烟	絚
流木の	京 京 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	可否	×	×	×	×	×	0	0	×	×	×	×		0		×	0	×	×
4	生帯の	有無	0	×	×	×	×	0	×	×	×	×	×		0		×	0	×	0
	海岸基質		砂、石、大石	砂、石、大石、岩(凸凹)	砂、石、大石、岩(平)	砂、石	砲	砂、石、大石、岩(平)	砂	砂、石、大石	石、大石、岩(平)	砲	砲		石、大石、岩(平)		砂、石、大石	石、大石	石、大石	砂、石、大石
	海の点		₩	単	南東	南東	単	单	单	北東	南東	単	単	南東	单	量面	单	单	榧	南東
海岸か	で一条 発売 の でんり の かんりん りんりん りんりん	運 設 設	船	車両	車両	船	車両	車両	車両	車両	車両	車面	車両		車両		車両	車両	車両	車面
海岸での使用可能運搬機材	①: 軽トラック ②: トラクター ③: I オー		②	(1)(2)(3)(4)	×	×	(1)(2)(3)(4)	×	(1)(2)(3)(4)	×	×	(1)(2)(3)(4)	×		×		×	×	×	(1)2)3)4)
	回分形		人力	华丫	华丫	华丫	华丫	华丫	华丫	华丫	华丫	华丫	华丫		华丫		华丫	华丫	人力	人力
ンソー	作業	中時間	16	16	3	8	40	16	2	16	4	8	40		24		-	24	1	5
チェーンソー の使用	养		15	15	4	10	40	14	3	12	5	8	40		25		_	30	_	5
		浜	80	80	50	65	75	70	80	22	50	75	75		20		20	70	30	75
		ガラス 金属等	ı	1	1	ı	-	1	ı	2	1	ı	-		2		1	ı	ı	1
	(%)	その他のアラスチック	5	5	10	10	5	10	5	10	20	2	5		15		30	10	5	10
完	の割合	漁	ı	-	ı	ı	ı	-	ı	ı	ı	ı	ı		-		20	ı	ı	1
岸漂着物の状況	漂着物の割合(%)	漁業用ブイ	5	2	10	5	2	2	2	2	5	2	2	アクセス路無しのため作業不可	2	F業不可	10	5	1	5
海岸漂		イット オンド	5	2	10	5	5	2	5	5	5	2	5	ກ <i>t</i> ≥&⁴	10	ກたል⁴	10	5	5	5
		発泡スチ ロール	5	5	20	15	10	10	5	20	20	10	10	、路無し	15	アクセス路無しのため作業不可	10	10	60	5
	でに		20	15	3	30	09	10	5	10	2	2	30	7747	20	7747	0.5	40	0.1	20
	海岸10	に (配) (配)	606.0	0.500	0.143	1.200	1.200	0.385	0.067	0.345	0.154	0.139	0.714		0.667		900.0	0.500	0.007	0.435
	海洋を変える。		30	20	09	15	25	15	15	15	10	15	30		20		5	20	20	70
	無帳(3		220	300	210	250	200	260	750	290	130	360	420		300		800	800	150	460
0	tr L	淮市	0.1	02	03	04	0.5	90	07	80	60	10	1.1	0.1	02	03	04	0.5	90	0.7
FI 12	型	知 数 品 が						91									17			
	市中本中		€ ₹	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田								#	E ₩ □							
	国応帰口に対して	H L			<u> </u>						Ö									

表 別-6 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等/日南市、串間市

8g 6g		数	-	2	2		1	2	3	1		1	-	1	1	2	-	2	-	1			2	-	-	1	2	-		2
アクセス路の 状況	9	険度	低	低	低		低	低	低	低		#	低	低	低	低	#	响	低	低			低	毎	低	硘	低	低		低
		(10	#	短	短		絚	短	単	絚		単	短	絚	短	短	岷	岷	短	絚			#	型	短	短	短	絚		絚
指 K	流防原失止。		×	×	×		0	0	×	×		0	0	0	×	×	×	×	×	×			0	0	0	×	0	0		×
押:	年まの	有無	×	×	×		0	0	×	×		0	0	0	×	×	×	×	×	0			0	0	0	0	0	0		×
	海岸基質		砂	砂	砂、石		砂	砸	砂	砂		砂、石、大石	砂、石、大石	砂、石、大石	石、大石	砂、石	石、大石	大石、岩(平)	砂	砂、石			砂	砂、石、大石	砂、大石	砂、石、大石	砂	砂、石、大石		石、大石
	海の点	į	東	東	北東	崋	北東	南	東	単	北	南東	北東	東	南西	東	北	単	北	南東	単	南	東	光東	南東	南東	東	車	南	田
単一が	で 世紀 世紀 世紀 中間 できまる できます かいきん ひんりん しんりん しんりん しんりん しんりん しんりん しんしん しんし	運 機 恐 手	船	車面	車面		車面	車回	車回	車面		船	車面	車面	車面	車面	船	船	車回	車面			車面	甲回	車面	車回	車面	車面		車面
海岸での使用可能運搬機材			×	×	×		(3)4)	(p)	(1)(2)(3)(4)	×		×	(1)(2)(3)(4)	(1)(2)(3)(4)	(1)(2)(3)(4)	×	×	×	(<u>S</u>)	3.4			(1234	(9)	((3)4)	(2)		34
	回力法		人力	人力	人力		人力	人力	人力	人力		人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力			人力	人力	人力	人力	人力	人力		人力
シ馬	作業	時間	_	4	1		24	1	3	32		3	8	3	_	1	3	4	-	_			85	8	1	2	2	8		40
チェーンンー の使用	作業	₩	_	5	2		30	2	5	32		2	8	3	_	1	2	2	_	_			85	80	4	5	3	10		50
		州	1	09	20		75	20	15	08		40	08	75	50	30	20	0/	20	20			40	20	<u> </u>	15	20	70		80
		ガラス 金属等	_	_	_		_	5	_	_		_	1	_	_	_	ı	_	1	_			_	ı	_	_	_	_		_
	(%)	その他の プラスチック	1	10	30		5	10	2	5		10	2	5	20	20	20	10	20	20			20	10	10	2	5	5		5
照	の割合	漁網	1	-	_		5	_	_	_		_	_	5	20	_	-	-	_	1			10	ı	5	5	30	10		1
海岸漂着物の状況	漂着物の割合(%)	漁業用ブイ	1	5	2	F業不可	5	10	5	5	F業不可	10	5	5	10	20	10	2	20	10	のため作業不可	のため作業不可	10	10	5	5	5	5	F業不可	5
e岸漂着		イットボードル	-	10	10	のため作業不	5	10	5	5	のため作業不	10	5	5	20	20	10	2	20	25	ため作	ため作	10	10	5	5	5	2	のため作業不	2
炽		発泡スチロール	1	15	5	_	5	15	10	5	_	30	2	5	10	10	10	10	20	25	١)	10	20	10	2	5	2		5
	ご全名品		0	10	3	アクセス路無	20	3	10	40	アクセス路無	9	10	4	0.5	3	3	9	2	0.2	アクセス路無(アクセス路無(17	20	8	2	7	30	アクセス路無	70
	海岸10		0.000	0.833	0.075	יו	1.786	0.143	0.227	3.333	1,	0.222	0.357	0.098	0.045	0.048	980.0	0.075	0.111	0.029	1	1,	0.500	0.222	0.125	0.114	0.127	0.273		0.574
	海岸 瀬の 海が 海が かんり かんきん かんきん かんきん かんきん かんきん かんきん かんりん かんり		5 (15 (10 (15 1	10 (20 (30		20 C	15 (20 0	10 (10 0	2 (10 (25 (15 (30 0	20 0	30 0	30 0	20 0	25 (15 (
	海県(海県)		009	120	400		280	210	440	120		270	280	410	110	620	350	800	180	70			1,700	006	640	440	550	1,100		1,220
		乗 手 中 一	9 80	1 00	01 4	02	03 2	04 2	05 4	1 90	07	08 2	09 2	10 4	11 1	12 6	01 3	02 8	03	04	02	90	01 1,	02	03 6	04 4	01 5	02 1,	03	1,2
日 日 三	런 지 #	番	17														•							-						Щ
	市 村 本	ET NA		田																										
	国島温田・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一	P.														ć	60							-	[

表 別-7 海岸毎の海岸漂着物現存量及び海岸特性等/ 串間市

_			1		⊨												
アクセス路の 状況		 数	2	_	不可	2	3	4	3	2	_	3	1	-	AA	2	1
5セス <u>[</u> 状況	他	険度	低	低	-	低	毎	低	低	低	田	低	低	田	供	田	#
		<u> </u>	短	短	1	短	類	短	短	短	烟	短	短	知	短	絚	短
消木の	流的 实出。		×	×	×	×	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0	0
型土	生帯の	有無	0	×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0
	海岸基質		砂、石	砂、石	砂、石	砂、石	石、大石	硘	(本)県、砲	砲	砂、石、大石、岩(凸凹)	砲	砂、大石	⑩	砂、大石	砂	砂、石
	海の高	<u>.</u>	崋	南東	南西	崋	囯	田	南西	南西	南西	単	崋	榧	南西	匨	南西
海岸かま	で 代 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別	運 機 段	車回	車面	船	車面	車回	車面	車面	船	車	車面	車面	車回	車	車	車面
海岸での使用 可能運搬機材	①:軽トラック ②:トラクター ③・1・オー	() () () () () () () () () () () () () (34	4	②	34	(2)	34	(1)2)3)4)	(1)2)3)4)	(2)	(1)2)3)4)	34	34	(1)2)3)4)	(1)2)3)4)	(2)
	回投法		人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	人力	个人	人力	人力	人力	人力	人力
レント	4	中語	5	16	1	16	32	1	40	32	_	4	8	5	2	8	2
チェーンソー の使用	禁	■ (+	7	15	1	25	40	2	40	30	1	5	8	5	1	10	2
		浜	80	75	20	80	80	09	80	80	80	22	80	65	45	80	75
		ガラス 金属等	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	(%)	その他の プラスチック	5	5	20	5	5	10	5	5	5	5	5	5	5	5	15
完	の割合	漁	1	-	30	_	-	_	_	_	1	2	_	ı	40	ı	-
漂着物の状況	漂着物の割合(%)	漁業用ブイ	5	5	10	5	5	10	5	5	5	5	5	5	1	5	1
海岸漂着		みれませれ	5	5	10	5	5	10	5	5	5	2	5	2	5	5	5
果		発泡スチロール	5	10	10	2	5	10	2	2	5	2	2	20	5	5	2
	でに	# <u>°</u> E <	15	30	2	30	70	2	70	80	5	40	10	15	7	40	3
	海岸108を14・17	デー(m) (m) (m)	0.326	3.000	0.044	1.132	0.778	0.043	0.583	0.500	0.625	0.500	0.769	0.100	0.350	1.905	0.375
	海洋(製金)	<u> </u>	15	15	15	25	20	15	30	70	15	40	80	35	20	20	15
	淮城 [<u> </u>	460	100	450	265	006	470	1,200	1,600	80	800	130	1,500	200	210	80
다	T.	淮市	02	90	07	80	60	0.1	02	03	04	02	90	07	80	60	10
幸 図 中	1	知 海 点 中			21							ç	77				
	市町村				中間中							H H H					
	国際温まれた。	T.			10							Ţ					

2 宮崎県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

宮崎県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

令和2年11月10日 環境森林部循環社会推進課

(設置)

第1条 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号。以下「法」という。) 第15条の規定に基づき、宮崎県海岸漂着物対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
- (1) 法第14条第1項に規定する地域計画の作成又は変更に関すること。
- (2) 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他海岸漂着物等の対策に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期等)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の任期 間とする。

(会議)

- 第5条 協議会は、環境森林部長が招集する。
- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、本協議会委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境森林部循環社会推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境森林部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

別表(第3条関係)

宮崎県海岸漂着物対策推進協議会委員名簿

区分	職名等
	循環社会推進課長
	自然環境課長
	森林経営課長
県関係	農村整備課長
乔	水産政策課長
	漁業管理課長
	河川課長
	港湾課長
	宮崎市環境政策課長
	都城市環境業務課長
関係行政機関	日向市環境政策課長
	綾町町民生活課長
	美郷町町民生活課長
	宮崎県漁業協同組合連合会 漁政部次長
関係団体等	宮崎県森林組合連合会 森林整備課長
为小口件寸	防災フィットネス協会 代表理事
	特定非営利活動法人大淀川流域ネットワーク 代表理事
学識経験者	宮崎大学 副学長
丁甲队/[土对大门	鹿児島大学 産学・地域共創センター 特任教授

第13次鳥獣保護管理事業計画(素案)

令和 4年 4月 1日から

令和 9年 3月31日まで

5年間

宮 崎 県

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)		
(2)		
(3)		
2	特別保護地区の指定	
(1)		
(2)		
(3)		
3	特別保護指定区域の指定	
4	休猟区の指定	
(1)		
5	鳥獣保護区の整備等	
(1)		
(2)	整備計画整備計画	1 8
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	
1	鳥獣の人工増殖	
(1)	方 針	1 9
(2)	人工増殖計画	1 9
2	放鳥	1 9
(1)	方 針	1 9
(2)	放鳥計画	2 0
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	2 1
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	
(1)	希少鳥獣	2 1
(2)	狩猟鳥獣	2 1
(3)	外来鳥獣	2 1
(4)	指定管理鳥獣	2 1
(5)	一般鳥獣	2 1
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	2 2
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
	- 1 学術研究を目的とする場合	2 3
(1)		
(2)	• 111 272 =	
	· 2 鳥獣の保護を目的とする場合	26
(1)		26
. ,	· 3 島獣の管理を目的とする場合	
(1)		
(2)		
	· 4 その他特別の事由の場合	3.8
(1)		२ <u>२</u>
3	・ 同	
3 –		
(1)		3 G
(2)		
(2)	7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -	
(4)	· — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

3 —	・2 許可権限の市町村長への委譲	- 39
3 —	· 3	- 40
(1)	, 方 針	- 40
(2)		- 40
3 —	・4 販売禁止鳥獣等の販売許可	- 40
(1)		
(2)		
	・5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	
J	0 日本日心の中にのける所出が流の人間に当たっての田心中央	40
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	_ 11
я д 1	特定猟具使用禁止区域の指定	
· ·		
(1)		
(2)		
(3)		
2	特定猟具使用制限区域の指定	- 44
(1)		
(2)		
(3)		- 44
3	猟区設定のための指導	- 44
(1)		
4	指定猟法禁止区域	
(1)		
(2)		
(3)	・ 条件の考え方	- 44
第六	特定計画の作成に関する事項特定計画の作成に関する事項	- 45
1	特定計画の作成に関する方針特定計画の作成に関する方針	- 45
2	実施計画の作成に関する方針	
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	- 47
第七 1	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	- 47 - 47
	方針	- 47
1 2	方針 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	- 47 - 47
1 2 (1)	方針 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 - 鳥獣生息分布等調査	- 4 7 - 4 7 - 4 7
1 2 (1) (2)	方針	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7
1 2 (1) (2) (3)	方針	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7
1 2 (1) (2) (3) (4)	方針鳥獣の生態に関する基礎的な調査鳥獣生息分布等調査ラン・カモ・ハクチョウ類一斉調査ア猟鳥獣生息調査が、カモ・ハクチョウ類一斉調査おび・カモ・ハクチョウ類一斉調査特猟鳥獣生息調査第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8
1 2 (1) (2) (3) (4) 3	方針	- 47 - 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1)	方針	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8 - 4 8
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2)	方針鳥獣の生態に関する基礎的な調査場談の生態に関する基礎的な調査鳥獣生息分布等調査ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査狩猟鳥獣生息調査狩猟鳥獣生息調査第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査法に基づく諸制度の運用状況調査島獣保護区等の指定・管理等調査鳥獣保護区等の指定・管理等調査捕獲等情報収集調査1	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8 - 4 8 - 4 8
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1)	方針	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8 - 4 8 - 4 8
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3)	カー	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 8
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3)	カ針	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 8
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 1	カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 47 - 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 1 (1)	方針	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 1 (1) (2)	方針	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 9 - 4 9 - 4 9 - 4 9
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 (1) (2) (3)	方針	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 9 - 4 9 - 4 9 - 4 9 - 4 9
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 (1) (2) (3) 2	カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 9 - 4 9 - 4 9 - 4 9 - 5 0
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 (1) (2) (3) 2 (1)	カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49 - 49 - 50 - 50
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 (1) (2) (3) 2 (1) (2)	方針	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49 - 49 - 49 - 50 - 50
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 (1) (2) (3) 2 (1) (2) (3)	方針 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 鳥獣生息分布等調査 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 狩猟鳥獣生息調査 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 捕獲等情報収集調査 制度運用の概況情報 制度運用の概況情報 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 鳥獣行政担当職員 方針 設置計画 時間活動計画 年間活動計画	- 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 7 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 8 - 4 9 - 4 9 - 4 9 - 4 9 - 5 0 - 5 0 - 5 0
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 (1) (2) (3) 2 (1) (2)	方針 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 鳥獣生息分布等調査 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 労猟鳥獣生息調査 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 1捕獲等情報収集調査 制度運用の概況情報 1 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 1 島獣行政担当職員 1 方針 1 設置計画 1 中でき計画 1 中でき計画 1 中できますの実施体制に関する事項 1 おけな担当職員 1 方針 1 のできますの実施体制に関する事項 1 のできますの表別を表する。 1 のできますの表する。 1 のできますのよりによったのできますのできますのできますのできますのできますのできますのできますのできます	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49 - 49 - 50 - 50 - 50
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 第八 (1) (2) (3) 2 (1) (2) (3)	方針 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 鳥獣生息分布等調査 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 労猟鳥獣生息調査 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 1捕獲等情報収集調査 制度運用の概況情報 1 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 2 島獣行政担当職員 3 方針 3 設置計画 3 中間活動計画 4 保護のび管理の担い手の育成及び確保 4	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49 - 49 - 50 - 50 - 50 - 51
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) (2) (3) 2 (1) (2) (3) (4)	方針	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49 - 49 - 50 - 50 - 50 - 51 - 51
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 2 (1) (2) (3) (4) 3	方針	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49 - 49 - 50 - 50 - 50 - 51 - 51
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 2 (1) (2) (3) (4) 3 (4) 3 (1)	方針	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49 - 49 - 50 - 50 - 50 - 51 - 51 - 51
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 2 (1) (2) (3) (4) 3 (4) 3 (1) (2) (3)	方針	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49 - 49 - 50 - 50 - 50 - 51 - 51 - 51
1 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1) (2) (3) 2 (1) (2) (3) (4) 3 (4) 3 (1) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	方針	- 47 - 47 - 47 - 47 - 48 - 48 - 48 - 48 - 49 - 49 - 49 - 50 - 50 - 50 - 51 - 51 - 51

5	MATTER A		_
(1)			
(2)	取締り方法等	5 2	2
(3)		5 2	2
6	必要な財源の確保	5 2	2
第九	その他		
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題		
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い		
3	狩猟の適正化		
4	傷病鳥獣救護への対応		
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
5	油等による汚染に伴う水鳥の救護		
6	感染症への対応		
(1)			
(2)			
(3)			
7	普及啓発		
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)		5 8	3
(6)	法令の普及徹底	5 8	3
	·資料		
(1)			
(2)			
(3)	指定猟法禁止区域(鉛製銃弾)	6 3	3

第13次鳥獣保護管理事業計画

宮崎県は、「日本のひなた宮崎県」というキャッチフレーズのとおり、温暖な気候の下、豊かな森林や水資源など素晴らしい自然環境に恵まれ、そこでは約1万3千種もの野生動植物がそれぞれの"生"を営み、多様な生態系が形成されています。

これらのうち野生鳥獣は、それぞれ自然を構成する重要な要素の一つであるとともに、県民共有の財産であり、 適切な保護と管理及び生物多様性の確保を図ることは、豊かな生活を営む上で欠かすことのできないものとなっている。

このため、本県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第1条の目的を達成するため、同法第4条の規定により第13次鳥獣保護管理事業計画を以下のとおり定める。

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 目的と意義

知事が指定する鳥獣保護区(以下「鳥獣保護区」という。)は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

- (2) 方 針
 - ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区については、第1次計画の実績が73箇所、32,368haであったが、第12次計画の実績では、100箇所、53,901haとなり、県土の7%を占めるに至っている。

第13次計画においては、地域の実情に応じ、次のとおり計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に努める。

また、鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

- 1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、自然環境の変化や野生鳥獣の生息状況、農林作物等への影響等が懸念される場合には10年程度とする。 なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間、区域等の見直しを行う。
- 2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。
- 3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上に も資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特 別保護地区の指定に努める。
- 4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)等の他の制度によって まとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り 鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲 を制限する区域とも連携が図られるよう努める。
- 5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を 確保するため鳥獣保護区の指定に努める。
- 6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

- 7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の 移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回 復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。
- 8) 既指定の鳥獣保護区の対処方針は以下のとおりとする。
 - ア 本計画中に期間満了となるものについては、原則として期間更新を行う。
 - イ 農林作物への被害が甚大で、電気柵の設置や有害鳥獣の捕獲等の手段によってもその被害の軽減が図られないと認められる場合は、保護区の縮小や廃止等の手だてを講ずる。
 - ウ 縮小・解除を行う場合にあって、絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣が存在することが確認された場合は、慎重に対応する。

② 指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

森林鳥獣生息地の保護区は、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から山地帯まで偏りなく配置するよう努める。

- ア 多様な鳥獣が生息する地域
- イ 鳥獣の生息密度の高い地域
- ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - ア) 天然林
 - イ) 林相地形が変化に富む地域
 - り) 渓流又は沼沢を含む地域
 - エ) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

ア 現在、県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要か つ可能と考えられるもの

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、集団繁殖地の保護区を指定する。 指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

希少鳥獣生息地の保護区

宮崎県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれら に準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について希少鳥獣生息地の保護 区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地回廊の保護区 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の 移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回 復する見込みのある地域のうち必要な地域について生息回廊の保護区を指定する。 指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等 を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみなら ず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相 互に結びつける等により、効果的な配置に努める。

身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じ た環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定 する。

(3) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区	分	鳥獣保護 区指定の	既設鳥獣 保護区		本計画	期間	こ指定	する」	鳥獣係	是護区
	刀	目標	 (A)		4年度	5	6	7	8	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	59	45	箇 所						
林仆局趴生心地	面積	17, 700ha	35, 154	変動面積	ha					
大規模生息地	箇所			箇 所						
八风侯工心地	面積			変動面積	ha					
集団渡来地	箇所		12	箇 所						
	面積		7, 837	変動面積	ha					
作 □ 敏 砬 灿	箇所		2	箇 所						
集団繁殖地	面積		1,807	変動面積	ha					
希少鳥獣生息地	箇所			箇 所						
布少局獸生心地	面積			変動面積	ha					
生息地回廊	箇所			箇 所						
生 尽 地 凹 郎	面積			変動面積	ha					
白だらわ 自 半4年 自	箇所		41	箇 所						
身近な鳥獣生息地	面積		9, 103	変動面積	ha					
計	箇所		100	箇 所		_		_		
μΙ	面積		53, 901	変動面積	ha					

		本計画期間に区域拡大する						本計画期間に区域縮小する					
区	分	鳥獣保護区						鳥獣保護区					
		4年度	5	6	7	8	計(C)	4年度	5	6	7	8	計(D)
森林鳥獣生息地	箇 所												
林怀局趴生总地	変動面積	ha						ha					
大規模生息地	箇 所												
八观侯生心地	変動面積	ha						ha					
集日海去 址	箇 所												
集団渡来地	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇 所												
果 凹 系 旭 地	変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇 所												
布罗局弘生总地	変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇 所												
生心地凹脚	変動面積	ha						ha					
白いこと、白光とより	箇 所												
身近な鳥獣生息 地	変動面積	ha						ha					
計	箇 所												
日日	変動面積	ha						ha					

区	分		本計画類と な	期間に解る 鳥		計画期間中 の増減	計画終了時の 鳥獣保護区		
		4年度	5	6	7	8	計(E)	*	**
森林鳥獣生息地	箇 所	1					1	△1	44
林怀局趴生总地	変動面積	162ha					162	△162	34, 992
十 担 掛 化 自 地	箇 所								
大規模生息地	変動面積	ha							
集団渡来地	箇 所								12
	変動面積	ha							7, 837
生口与工	箇 所								2
集団繁殖地	変動面積	ha							1,807
冬 小白铅件白地	箇 所								
希少鳥獣生息地	変動面積	ha							
4 自 14 日 居	箇 所								
生息地回廊	変動面積	ha							
白いによい白器はよ白	箇 所								41
身近な鳥獣生息 地	変動面積	ha							9, 103
∌l.	箇 所	1					1	△1	99
計	変動面積	162ha					162	△162	53, 739

- 注1 森林鳥獣生息地の鳥獣保護区の設定の目標の算定基礎 585,770ha×1/10,000=59箇所
 - $\times 300$ ha = 17, 700ha
 - 2 * 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E
 - 3 **箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E
- ① 鳥獣保護区の指定計画
 - 1) 森林鳥獣生息地の保護区 該当なし
 - 2) 大規模生息地の保護区 該当なし
 - 3) 集団渡来地の保護区 該当なし
 - 4) 集団繁殖地の保護区 該当なし
 - 5) 希少鳥獣生息地の保護区 該当なし
 - 6) 生息地回廊の保護区 該当なし
 - 7) 身近な鳥獣生息地の保護区 該当なし

	r#c	占 以 / / 口 =#*	鳥獣保護区名	亦面区公	指	定面積の移	多動	*************************************	* = 41 +	/++: -+z.
年	度	局獣保護区の分類	鳥獸保護区名	変更区分	移動前の 面積(ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積(ha)	変更後の指定期間	変更理由	備考
令和4	年度	森林鳥獣 生息地	祖母傾山	期間更新	4, 358		4, 358	4年11月 1日から 14年10月31日まで		高千穂町 日之影町
		"	延岡	11	500		500	11		延岡市
		11	三方界	11	2, 875		2, 875	II.		椎葉村
		"	中崎	"	360		360	"		美郷町
		"	南俣	期間満了	162	△162	0	4年10月31日まで	農業被害	国富町
		II	冷窪	期間更新	138		138	4年11月 1日から 14年10月31日まで		宮崎市
		"	花ノ木	"	108		108	"		都城市
		"	白岩山	11	786		786	11		五ヶ瀬町
		集団渡来	耳川下流	"	78		78	"		日向市
		地 "	一里崎	"	473		473	"		串間市
		"	高鍋・新富	"	1, 170		1, 170	"		高鍋町・新富町
		集団繁殖 地	一ツ瀬川口	"	350		350	II		新富町・宮崎市
		身近な鳥 獣生息地	平和台	"	350		350	"		宮崎市
		川	荒平山	"	93		93	II.		宮崎市
		計	14箇所		11, 801	△162	11, 639			
令和 5	年度	森林鳥獣 生息地	青鹿	期間更新	734		734	5年11月 1日から 15年10月31日まで		川南町
		"	新田	"	210		210	II		新富町
		"	綾県有林	"	637		637	"		綾町
		II	大平山	11	178		178	II.		小林市

h	白 兴 / 口 二井		本軍庁ハ	指	定面積の移	動	****	* * * * *	/+t+ -t-y
年度	馬獣保護 区の分類	鳥獣保護区名	変更区分	移動前の 面積(ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積(ha)	変更後の指定期間	変更理由	備考
令和5年度	森林鳥獣 生息地	佐土原	期間更新	760		760	5年11月 1日から 15年10月31日まで		宮崎市
	集団渡来地	東延岡	II	1, 709		1,709	n		延岡市
	"	妙見	"	12		12	"		延岡市
	身近な鳥 獣生息地	日南ダム	"	72		72	11		日南市
	"	広渡ダム	11	41		41	11		日南市
	"	恩賜県有林	11	220		220	n		西都市
	計	10箇所		4, 573		4, 573			
令和6年度	森林鳥獣 生息地	尾鈴山	期間更新	3, 944		3, 944	6年11月 1日から 16年10月31日まで		日向市 木城町 都農町
	"	大八重	"	664		664	II		三股町
	"	花立	11	310		310	"		日南市
	"	本城	"	115		115	II.		串間市
	"	西方	"	350		350	"		串間市
	IJ	スダノ尾	"	271		271	II		美郷町
	集団渡来地	一ツ瀬	"	1, 500		1, 500	"		西都市 西米良村
	"	狼が鼻	11	1, 270		1, 270	"		日南市
	集団繁殖地	牧山	"	1, 457		1, 457	n		門川町
	身近な鳥 獣生息地	城山西階地区	11	690		690	11		延岡市
	"	高岡小学校	"	1		1	II		宮崎市

<i>F</i>	占 ≅ \	白 坐 / / 一 类 一 / /	本田 民八	指;	定面積の移	動	本五公 o 松 之 柳 明	* = * +	/+t: +x.
年度	局駅保護区の分類	鳥獣保護区名	変更区分	移動前の 面積(ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積(ha)	変更後の指定期間	変更理由	備考
令和6年度	身近な鳥 獣生息地	四家中学校	期間更新	20		20	6年11月 1日から 16年10月31日まで		都城市
	"	鵜戸	11	55		55	5 "		日南市
	"	築島	"	100		100	JJ		串間市
	"	国見ヶ丘	11	15		15	"		高千穂町
	"	四季見原	"	37		37	n		高千穂町
	計	16箇所		10, 799		10, 799			
令和7年度	森林鳥獣 生息地	三津吐県有林	期間更新	176		176	7年11月 1日から 17年10月31日まで		西都市
	"	去川	11	586		586	"		宮崎市
	"	川中	"	794		794	"		綾町
	"	芋ヶ八重・ 櫛野	"	500		500	II		木城町
	身近な鳥 獣生息地	岩戸	II	20		20	n		高千穂町
	11	高千穂峡	11	340		340	n l		高千穂町
	"	永田平	"	28		28	JJ		小林市
	11	青島中学校	11	1		1	n		宮崎市
	"	関ノ尾母智丘	"	620		620	"		都城市
	11	二俣	11	9		9	"		都城市
	11	竹香園	11	124		124	"		日南市
	11	日向椎葉湖	11	403		403	"		椎葉村
	計	12箇所		3, 601		3, 601			

ر ا	左 庄	白兴[] =#	白浴4.72.34.57.57	亦軍区公	指:	定面積の移	多動	本事後の松戸畑間	* = # +	/#: + / .
年	度	医の分類	鳥獣保護区名		移動前の 面積(ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積(ha)	変更後の指定期間	変更理由	備考
令和 8	3年度	森林鳥獣 生息地	三里川原	期間更新	973		973	8年11月 1日から 18年10月31日まで		延岡市
		"	二股	11	1, 193		1, 193	II		延岡市
		"	飯干	"	645		645	n		諸塚村
		11	双石山	II	1, 776		1, 776	II		宮崎市 日南市
		計	4箇所		4, 587		4, 587			
合	計		5 6 箇所		35, 361	△162	35, 199			

1 箇所減

162ha減

13次計画終了時

55箇所

35, 199ha

③前回計画

-1)指定

鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備考
延岡市北方町巳	速日ノ峰鳥獣保護区	97ha	10年	身近な鳥獣生息地
計	1 箇所	97ha		
	1 箇所	97ha		
	延岡市北方町巳	延岡市北方町巳 速日ノ峰鳥獣保護区 計 1 箇所	延岡市北方町巳 速日ノ峰鳥獣保護区 97ha 計 1 箇所 97ha	延岡市北方町巳 速日ノ峰鳥獣保護区 97ha 10年 計 1箇所 97ha

-2)更新

年度	自肸促苯	鳥獣保護区名	亦面区公	指;	定面積の移	動	変更後の指定期間	変更理由	備考
中 及	区の分類	局飲体暖ഥ石	发 更凸刀	移動前の 面積(ha)		移動後の 面積(ha)	多 类仮り相定規則	友 艾 垤 田	7HI 15
平成29年度	森林鳥獣 生息地	愛宕山	期間更新	340		340	29年11月 1日から 9年10月31日まで		延岡市
	IJ	国見岳	II	341		341	"		椎葉村
	"	鏡山	"	105		105	<i>II</i>		延岡市
	集団渡来 地	塩見川	"	71		71	11		日向市
	身近な鳥 獣生息地	銀鏡中学校	"	3		3	IJ		西都市
	IJ.	住吉中学校	"	9		9	"		宮崎市
	"	出之山	"	50		50	n		小林市
	"	潮小学校	"	3		3	n		日南市
	計	8箇所		922		922			
平成30年度	森林鳥獣 生息地	行縢山	期間更新	600		600	30年11月 1日から 10年10月31日まで		延岡市
	"	富土	"	40		40	<i>II</i>		日南市
	"	樫葉	区域縮小	578	△176	402	II		美郷町
	"	城山	期間更新	151		151	n.		日南市
	"	冠岳	"	207		207	II		日向市
	身近な鳥 獣生息地	陰陽石	II	75		75	II		小林市
	II	十三塚運動公	II	120		120	n		小林市
	II	殿所	IJ	840		840	II		日南市

左库	白兴队口类	白兴№元力	杰田尼八	指	定面積の移	動	本田坐のおむ田田	* = # +	/#: +z.
年度	医の分類	鳥獣保護区名	変更区分	移動前の 面積(ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積(ha)	変更後の指定期間	変更理由	備考
平成30年度	身近な鳥 獣生息地	平成の森	期間更新	195		195	30年11月 1日から10年10月31日まで		小林市 高原町
	"	油津	"	700		700	n,		日南市
	"	川原	"	95		95	<i>II</i>		木城町
	"	榎原中学校	"	3		3	n,		日南市
	"	東都農	II	265		265	II		都農町
	計	13箇所		3, 869	△176	3, 693			
令和元年度	森林鳥獣 生息地	掃部岳	期間更新	4, 995		4, 995	1年11月 1日から 11年10月31日まで		西都市・綾町 国富町・小林市 西米良村
	"	小山田	11	330		330	n		宮崎市
	"	高房台	"	356		356	n,		宮崎市
	"	高塚山	"	163		163	n		西都市
	"	鹿遊	期間満了	651	△651	0	1年10月31日まで		木城町
	集団渡来地	京町	期間更新	280		280	1年11月 1日から 11年10月31日まで		えびの市
	身近な鳥 獣生息地	七ツ山小学校	11	17		17	IJ		諸塚村
	"	都井中学校	期間満了	25	△25	0	1年10月31日まで		串間市
	n	高才原	期間更新	384		384	1年11月 1日から 11年10月31日まで		三股町
	"	大塚原	"	40		40	11		小林市
	計	10箇所		7, 241	△676	6, 565			
令和2年度	森林鳥獣 生息地	生目	期間更新	60		60	2年11月 1日から 12年10月31日まで		宮崎市
	II	石山観音	11	130		130	II		都城市

左	世紀10 井	自 ※4/口 ※1 豆 夕	亦軍反八	指	定面積の移	動	亦再次の化会物間	亦更四占	/# *
年 度	馬駅保護 区の分類	鳥獣保護区名	多 更区分	移動前の 面積(ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積(ha)	変更後の指定期間	変更理由	備考
令和2年度	森林鳥獣 生息地	都井岬	期間更新	550		550	2年11月 1日から 12年10月31日まで		串間市
	身近な鳥 獣生息地	鬼付女峰	11	97		97	11		新富町
	"	宮崎	11	1, 430		1, 430	IJ		宮崎市
	"	青島	"	1, 090		1, 090	II.		宮崎市
	"	三ヶ所小学校	"	1		1	"		五ヶ瀬町
	集団渡来地	小丸川	"	575		575	n		高鍋町 木城町
	JJ	石河内	11	49		49	II		木城町
	計	9箇所		3, 982		3, 982			
令和3年度	森林鳥獣生息地	西都原	期間更新	592		592	3年11月 1日から 13年10月31日まで		西都市
	"	上江	期間更新(縮小)	776	△71	705	II		高鍋町
	11	猪八重	期間更新	984		984	II		日南市
	身近な鳥 獣生息地	宮崎学園都市	"	350		350	II		宮崎市
	集団渡来地	大淀川	"	650		650	n		宮崎市
	計	5 箇所			△71	3, 281			
				3, 352		3, 352			
合 計		45箇所		19, 366	$\triangle 923$ $\triangle 852$	18, 443 18, 514			

更新 4 3 箇所 18,443ha (減: 鹿遊、都井中学校)

新規 1 箇所 97ha (増:速日ノ峰)

12次計画における新規・更新面積

4 4 箇所 18, 540ha 13次計画更新対象

5 6 箇所 35, 361ha

計 100箇所 53,901ha

 13次計画終了時

 計
 9 9 箇所

 53,739ha (減:南俣)

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努め、指定された鳥獣保護区においては、下記の保護区の区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域(以下「特別保護指定区域」という。)の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少 鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、 特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる 限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

② 指定区分及び指定基準

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類、海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地 区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

区分	ì	特別保護 地区指定 の 目 標	既設特別 保護地区			本計画第	期間に定も含	指定した	する特	別保	護地区
		り日保	(A)			4年度	5	6	7	8	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	23	6	筃	所	2		1			3
林怀局臥生总坦	面積	3, 515ha	1,860	変動	面積	836ha		185			1,021
大規模生息地	箇所			筃	所						
八风候生总地	面積			変動	面積	ha					
集団渡来地	箇所			筃	所						
果 凹 伋 术 坦	面積			変動	面積	ha					
集団繁殖地	箇所			筃	所						
来 凹 系 旭 地	面積			変動	面積	ha					
希少鳥獣生息地	箇所			筃	所						
布罗扇新生态地	面積			変動	面積	ha					
生息地回廊	箇所			筃	所						
	面積			変動	面積	ha					
りたわり戦化り	箇所		1	筃	所			1			1
身近な鳥獣生息 地	面積		32	変動	面積	ha		32			32
計	箇所		7	筃	所	2		2			4
ĦΤ	面積		1,892	変動	面積	836ha		217			1,053

区	分	本特	計画	期間に 護地区	区域	広大す	⁻ る	本特	計画類別保証	期間に 護地区	区域	縮小す	-る
		4年度	5	6	7	8	計(C)	4年度	5	6	7	8	計(D)
森林鳥獣生息地	箇 所												
林 怀局趴生总地	変動面積	ha						ha					
大規模生息地	箇 所												
八烷侯生心地	変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇 所												
来凹版木地	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇 所												
来 凹 系 旭 地	変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇 所												
布罗馬針生心地	変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇 所												
生心地凹脚	変動面積	ha						ha					
良法な良齢化自	箇 所												
身近な鳥獣生息 地	変動面積	ha						ha					
計	箇 所												
μΙ	変動面積	ha						ha					

区	分	本計画語る特別は	期間に 呆護地	に解除 2区(4	又は 再指定	期間満	i了となむ)	計画期間中 の増減	計画終了時の 特別保護地区
		4年度	5	6	7	8	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇 所	2		1			3		6
林作局訊生心地	変動面積	836ha		185			1,021	ha	1, 860ha
大規模生息地	箇 所								
八观侯生心地	変動面積	ha							
集団渡来地	箇 所								
来 凹 伋 术 地	変動面積	ha							
集団繁殖地	箇 所								
来 凹 系 旭 地	変動面積	ha							
希少鳥獣生息地	箇 所								
布罗局訊生总地	変動面積	ha							
生息地回廊	箇 所								
生心地凹脚	変動面積	ha							
白心にわり部件自	箇 所			1			1		1
身近な鳥獣生息 地	変動面積	ha		32			32		32
計	箇 所	2		2			4		7
計	変動面積	836ha		217			1,053	ha	1, 892ha

算定基礎 森林鳥獣生息地の特別保護地区の設定の目標 (森林鳥獣生息地の数) 箇所=45×1/2=23箇所 (森林鳥獣生息地の面積) 面積=35,154ha×1/10=3,515ha

(3) 特別保護地区の指定内訳

①更新計画 (第4表)

年 度	指	定の対象となる鳥	;獣保護	<u>X</u>	特	別保護地区	特別化	保護指定区域	備考
平 及	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 ha	指定期間	指定面積 ha	指定期間	指定面積 ha	指定期間	1
令和4年度	森林鳥獣生息地	祖母傾山	4, 358	4年11月 1日が 14年10月31日まで		4年11月 1日から 14年10月31日まで			再指定
	"	三方界	2, 875	JJ	288	JJ			"
	#	2箇所	7, 233		836				
令和6年度	森林鳥獣生息地	尾鈴山	3, 944	6年11月 1日から 16年10月31日まで		6年11月 1日が 16年10月31日まで			再指定
	身近な鳥獣生息 地	築島	100	11	32	11			II
	#	2箇所	4, 044		217				
合	計	4箇所	11, 277		1, 053				

②前回計画

年度	指	定の対象となる鳥	;獣保護	区	特別	別保護地区	特別位	保護指定区域	備考
年度	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 ha	指定期間	指定 面積 ha	指定期間	指定 面積 ha	指定期間	· 1/m -/5
平成29年度	森林鳥獣生息地	国見岳	341	29年11月 1日から 9年10月31日まで		29年11月 1日が 9年10月31日まで			再指定
	計	1箇所	341		158				
平成30年度	森林鳥獣生息地	樫葉	402	30年11月 1日が 10年10月31日訳		30年11月 1日が 10年10月31日訳			再指定
	計	1 箇所	402		120				
令和元年度	森林鳥獣生息地	掃部岳	4, 995	1年11月 1日が 11年10月31日だ		1年11月 1日が 11年10月31日ぎ			再指定
	計	1 箇所	4, 995		561				
合	計	3 箇所	5, 738		839				

3 特別保護指定区域の指定

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。

4 休猟区の指定

- (1) 方針
 - ① 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩 猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。

なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。

- ② 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努め、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。
- ③ 休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。
- ④ 休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意する。
- ⑤ 指定期間は原則として、3年間とする。
- ⑥ 狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第 二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。
- ⑦ 上記の状況が生じた場合、必要に応じて指定する。

5 鳥獣保護区の整備等

- (1) 方針
 - ① 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設を整備する。
 - ② 鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての利用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、利用施設の整備に努める。
 - ③ 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に 照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。
 - ④ 保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区分	令和	4年度	令和5	5年度	令和(6年度	令和7	7年度	令和8	年度	1111	•
	実施個所	数量	実施個所	数量	実施個所	数量	実施個所	数量	実施個所	数 量	実施個所	数量
標識類の整備 ・制 札 ・案内板	1 3	39本1基	1 0	30本	1 6 2	48本 2基	1 2	36本	4	12本	5 5 3	165本3基

② 利用施設の整備

野鳥誘致と繁殖を図るため、次の事項により保護施設を設ける。

- 1) 巣箱は、小中学校等の協力により、身近な鳥獣生息地の保護区に設置する。
- 2) 野鳥の好む実のなる木については、次の10種類を対象に、関係機関と連携し植栽する。 樹種名:クロガネモチ、マメツゲ、センリョウ、ツバキ、サザンカ、ナンテン、ムラサキシキブ、 クルメツツジ、サツキ、ピラカンサ

(第6表)

区	Л		令和4	l年度		令和5	年度	:	令和6	6年度		令和7	7年度	Ę	令和8	3年度		11th L	ŀ	
	分		実施個所	数	量	実施個所	数	量	実施個所	数	量									
その他の整備		笑等																		
• 巣	Ļ	箱	4	2	0個	4	2	0個	4	2	0個	4	2	20個	4	2	0個	2 0	1 0	0個
・実	のなる	木	2	1 0	0本	2	1 0	0本	2	1 0	0本	2	1 (00本	2	1 0	0本	1 0	5 0	0本

③ 調査、巡視等の計画

(第7表)

区	分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
答理吕笙	箇所数	100	9 9	9 9	9 9	9 9	延べ 496
管理員等	人 数	69人	69人	69人	69人	6 9人	延べ 345人
管理のための 実施	の調査の	県設置の鳥獣保	護区について、調査	近及び巡視を行う。			

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

- (1) 方針
 - ① 本計画中の人工増殖については、ニホンキジの生産を主に行い、県内の放鳥計画に対応できる生産 体制を整備するとともに、優良種の生産確保のため、必要に応じ種鳥の更新を図るなど健全なニホン キジの人工増殖に努める。

また、コシジロヤマドリの計画的な放鳥をめざし、安定的な生産ができるよう生産体制の再構築を 行い、繋殖技術の普遍化を図る。

- ② 捕獲が禁止されているヤマドリ(メス)等については、出会い調査等から生息数等を勘案し、必要 に応じて人工増殖を検討する。
- ③ 絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護繁殖を図る必要の あると判断されたものについては、人工増殖のあり方について検討する。

(2) 人工增殖計画

(第8表)

年度	希	少鳥獣等	狩	猟 鳥 獣	備考
中 及	鳥獣名	実 施 方 法	鳥獣名	指 導 方 法	佣石
令和 4 年度 ~ 令和 8 年度		県内自生地での計画的な放 鳥をめざすため、研究機関 等と連携し、生産体制の再 構築を行い、繋殖技術の普 遍化を図る。 生産羽数:10~20羽/年		生産者に巡回個別指導(健全鳥の歩留率の向上、飼料の合理化、野生化訓練、近親交配の回避)を行う。 生産羽数:800羽/年	

2 放鳥

- (1) 方針
 - ① 放鳥する鳥類の種類はコシジロヤマドリ及びニホンキジとし、放鳥数については原則として第9表のとおりとするが、実施に当たっては人工増殖の状況を勘案して設定する。
 - ② 放鳥は、森林鳥獣生息地の鳥獣保護区、休猟区等の生息適地を対象とし、野生化訓練をしたキジの幼鳥(120日雛)を鳥獣保護区等1か所当たり原則として50羽以上を標識を装着して放鳥する。
 - ③ 放鳥に当たっては、必要に応じて対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の 追跡調査の実施に努める。
 - ④ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放 鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生馴化などの事業の効果を高めるための取組を行う。
 - ⑤ 放鳥する鳥類は、生息地や餌の競合、病原体の伝藩等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがないものとする。特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のニホンキジ及びコシジロヤマドリ等を生育する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請及び放鳥事業の一時的な見合わせの必要性を検討する。
 - ⑥ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する 地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

(2) 放鳥計画

(第9表)

種類名	放鳥の地域	令和	14年度	令和	口5年度	令和	百6年度	令和	7年度	令和	日8年度
性 規 泊		箇 所数	放 鳥 数 (羽)	箇 所数	放鳥数(羽)	箇 所数	放鳥数(羽)	箇 所数	放鳥数(羽)	箇 所数	放 鳥 数 (羽)
	鳥獣保護区	1	1 0	1	1 5	1	1 5	1	2 0	1	2 0
コシジロヤマドリ	休 猟 区										
	その他										
	計	1	1 0	1	1 5	1	1 5	1	2 0	1	2 0
	鳥獣保護区	1 0	600	1 0	600	1 0	600	1 0	600	1 0	6 0 0
ニホンキジ	休 猟 区										
	その他	4	200	4	200	4	200	4	200	4	200
	計	1 4	800	1 4	800	1 4	8 0 0	1 4	800	1 4	8 0 0

(第10表)

	令	和4年	度	令	和5年	度	令	和6年	度	令	和7年	度	令	和8年	度
種類名	委託羽	購入羽	その他 羽												
コシジロヤマドリ	10			15			15			20			20		
ニホンキジ		800			800			800			800			800	

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

県が作成したレッドリストに記載されている鳥獣については、適切な捕獲許可(学術研究及び鳥獣の保護の目的に限る。)、鳥獣保護区(希少鳥獣生息地の保護区)の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行う。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣の保護の見地から、県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、必要に応じて休猟区の指定、 捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

(3) 外来鳥獣

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特にアライグマについては、本県での繁殖や生息域の拡大が懸念されるため、市町村及び猟友会等の関係団体と連携し、情報の収集を行うとともに、生息が確認された場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)に基づく計画的な防除を実施する。

また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。。

(4) 指定管理鳥獣

指定管理鳥獣である生息数の増加や分布域の拡大により農林産物等への深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシの管理については、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進するとともに、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等による目標達成状況の評価に努める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

また、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。)に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲目標頭数等の目標との整合を図る。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣については、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。例えば、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル等については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画(以下「特定計画」という。」)に基づく保護又は管理を図る。また、希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、県のレッドリストに掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

- (1) 許可しない場合の基本的考え方
 - ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
 - ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
 - ③ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれが あるような場合
 - ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
 - ⑤ 鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣 の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取は許可しない。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な 条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類(本県レッドリストでは絶滅と判断。以下同じ。)の生息状況等を勘案して錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア イノシシ、シカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径 が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びシカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩 衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できな い等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) クマ類をわなで捕獲する許可申請の場合、はこわなに限る。

② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り 扱う。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に 付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。 また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

	1		
許可 許可 基準 捕獲の目的 1	備	i ā	考
許可対象者 鳥獣の種類、数 捕獲期間 捕獲区域 捕獲方法 捕獲等又は採取等後の措置			
学術研究 知事 理学、農学、医研究の目的を達成する。			

(2) 標識調査 (環境省足環を装着する場合)

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

許可基準

(第12表)

捕獲の目的	許可		許	可	基準			備考
1用2度07日可	権者	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	捕獲等又は採取 等後の措置	
標識調査	知事	府県の鳥獣行政 事務担当職員又 は国若しくは都 道府県より委託 を受けた者(委 託を受けた者か	標識調査を主たる業務 として実施している名 においては、鳥類各種 各2,000羽以内、3年を 目的とした捕獲許可 は、同各1,000羽以内、 その他の者においては、 同各500羽以内。ただし、 特に必いては、この限 りでない。		鳥獣で発に放っている。 場所でのは、 は、 は	手捕。	足環をあるとは、外には、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

原則として次の基準による。

(1) 許可基準

(第13表)

捕獲の目的	許可		許	可	基準			備	考
11113X 15 H 113	権者	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	VIII	Ĭ
第一種特選の目的の目的の目的の目的の目的の目的の目的の目的の目的の目的の目的の目的の目的の	知事	団体の鳥獣行政 事務担当職員		鳥獣保護計 画の達成を 図るために	獣保護計画の 達成を図るために必要かつ 適切な区域と すること。	象鳥獣の殺傷 等を防ぐ観点	獣保護計画の 目標が適正に		
鳥獣の保護 に係る行政 事務の遂行 の目的	知事		必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)。	1年以内		禁止猟法は認 がない。 がなるない。 があるのでない。			
傷病により 保護を要す る鳥獣の保 護の目的	知事		必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)。	1年以内	必要と認められる区域	禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やするの限があるの限りでない。			

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
 - 許可基準

(第14表)

### 第一対象者 鳥獣の種類、数 捕獲期間 捕獲区域 捕獲方法 留意事項 第二種特定 2 気統を使用 した 捕獲等 違成を図るために 2 変気銃を使用 した 捕獲等 違成を図るために必要かつ 第世の目的 2 を変統を使用 2 を変統を使用 2 を変統を使用 2 を変統を使用 2 を変数を使用 2 を変数を使用 2 を変数を 2 を変数がす 2 を変数が 2 を変数が 2 を変数が 2 を変数が 2 を変数が 2 を変数が 2 を数が 2 を数が 2 を変数が 2 を数が 2 を数が	捕獲の目的	許可		許		可	基準			備	考
鳥獣管理計画に基づく 島獣の数の 島獣管理計画の 一方法による法人 一方法によるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるに	/用後少日可	権者	許可対象者	鳥獣の種類、	数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	7/用	与
に対する許可であって、以下の ①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。 ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認めら	鳥獣管理計 画に基づく 鳥獣の数の	知事	器合免者用い猟猟る使に猟猟ると器方にあ①を合を者とき①た②会安れ③該獲④なをは許(すて又免者用よ免免者。の法対つか全は受もする、狩りを全る、免を、問用1所気場第第を、外場又をでだ用よる、④満狩て可こ、事免該施等と該をう該をす種持銃合12所銃の合は所あし以る許以のた猟い対と、者許法すが、免受こ法図る銃すをに種種持器方はわ持る、外法可下条す免な象が、の所人る確、許けと人っ場猟る使お銃銃すの法網なすこ銃の人での件場許い者で、中持がこ保、をて、がて	画の目標の高いでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	の的)	鳥画図必切すな年期すは特理容適す捕採象獣び障間よ獣のる要なるおに間る、定計を切る獲取以の繁がはう管達たか期こ、わを場第鳥画踏にこ等等外保殖あ避考理成めつ間と複た設合二獣のま対と又のの護にるけ慮計をに適と。数る定に種管内え応。は対鳥及支期るす	獣管理計画の達成を図なために必要ができます。	しは傷で危た類そめしすない場はで鳥にはす材用た、さ取険めにのな、危いて合、な獣当、るのし捕象た逃が大い用。り性況用つの。捕たが造弾い獲を状があ型てをた逃のにすい限ま獲っ暴・はよ等負態する獣は認だが少おるてり、等て露素使う			
			③ 当該免許を受けてびを行うこと④ 当該法人が	いる者の監督下で 地域の関係者と十	デ捕 一分						

- (2) 鳥獣による生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
 - ① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

本県における令和2年度のイノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による農林作物等の被害額は、前年度とほぼ同程度の約4億2千万円となっており、依然として被害は大きく、この被害は経済的なものにとどまらず、農林家の生産意欲の減退や自然生態系への影響を含め、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。一方、都市部においては、カラス、ハト、ムクドリなどによる生活環境被害も継続して発生している。

こうした状況を踏まえ、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可 基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可する基 準とする。

被害防止のための関係部局を含めた方針としては、これまで平成22年度から鳥獣被害対策緊急プロジェクトを立ち上げ、プロジェクトの推進母体となる「鳥獣被害対策特命チーム」を本庁及び各地域に設置するとともに、よりきめ細やかで効果的な対策を技術面で支援するため、「鳥獣被害対策支援センター」を設置し、地域の活動支援を行ってきた。

これらの取組により、被害額の減少や、鳥獣被害対策をきっかけとして集落活動が活性化するなどの 事例が見られている。

今後も引き続き、野生鳥獣の生息状況や被害状況の的確な把握に努めるとともに、鳥獣被害対策の基本的な考え方の浸透・定着を進め、鳥獣を近づけない集落環境づくりや徹底的な追い払い、地域リーダーの育成、適切な捕獲実施、多様な森林づくりの推進、林道等路肩の適切な維持管理など、「鳥獣を寄せ付けない『地域力』の向上」を目指し、以下の鳥獣被害対策を総合的に推進する。

- 地域が一体となって取り組む「被害防止対策」
- 被害状況に応じた適切な「捕獲対策」
- 中・長期的視点に立った「生息環境対策」
- 地域資源としての「利活用推進対策」

この集落に来ると、"必ず満腹になれる"、人や車は"そんなに怖くない"と動物が学習するような無自覚の「餌付け」をやめ、徹底的な追い払いを行うとともに、不足する冬期のエサを制限することにより、適正な生息頭数に導く、地域一体となった取組。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

これまでの有害鳥獣の捕獲の実績等を基にして、被害を及ぼした鳥獣、被害農林作物等の状況、鳥獣生息状況等を勘案して作成した。なお、今後状況等に変更があれば、新たに検討を加え、予察表を完備する。

(第15表)

				被	ξ	害	発	生	時	期]			
加害鳥獣名	被害農林水産物等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	被害発生地域
イノシシ	水稲、芋類、野菜 飼料作物、椎茸、タケ ノコ、果樹、豆類、エ 芸作物、雑穀、クヌギ	~											>	県内全域
シ カ	造林木、水稲、椎茸 タケノコ、飼料作物、果 樹、野菜、芋類、工 芸作物、雑穀、豆類	<												高千穂町、 日之影町 五ヶ市 日 美郷市 日 美郷市 町町 門 門 野町町 門 野野村 下 、 田 西 新 市 町 町 村 大 町 南 市 市 下 、 小 市 市 下 、 小 市 市 原町 で が 市 に が は か に か に か に か に か に か に か に か に か に か
ノウサギ	野菜、飼料作物 果樹、造林木	←—											>	五ヶ瀬町、美郷町 西米良村、小林市 都城市、串間市
サル	椎茸、芋類、タケノコ 水稲、果樹、野菜 飼料作物、豆類 クヌギ、生活環境	<												高千穂町、日之影町 田 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
タヌキ	飼料作物、果樹 芋類、雑穀、野菜 生活環境	<											>	延岡市、高鍋町 宮崎市、国富町 高原町、都城市 日南市
アナグマ	野菜、水稲、芋類 果樹、工芸作物 生活環境	<												日之影町、延岡市 美郷町、西都市 新富町、木城町 川南町、都農町 宮崎市、国富町 綾町、小林市 えびの市、高原町 都城市、日南市

加索自兴区	如存曲壮小交响然			被	ž :	害	発	生	時	期]			+++++> 3
加害鳥獣名	被害農林水産物等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	被害発生地域
カラス類	飼料作物、水稲													県内全域
	果樹、野菜、芋類	<u> </u>											>	
	豆類、雑穀 生活環境													
	土伯朱克													
ドバト	飼料作物、野菜												\longrightarrow	高千穂町、五ヶ瀬町
	水稲、豆類 生活環境													延岡市、川南町 宮崎市、小林市
	土伯朱克													都城市
	TT III madda													
ヒヨドリ	果樹、野菜								←				>	延岡市、日向市 門川町、高鍋町
														西米良村、木城町
														川南町、都農町
														綾町、小林市 高原町、日南市
														124/24
スズメ類	水稲、野菜	←												日向市、川南町
														宮崎市、小林市 都城市
アオサギ ゴイサギ	水稲、稚魚												\longrightarrow	日之影町、五ヶ瀬町 日向市、椎葉村
2/1/4														宮崎市、小林市
														都城市、日南市
カワウ	稚魚													延岡市、日向市
700	7年20代													美郷町、椎葉村
														国富町、綾町
														小林市、えびの市 都城市、三股町
														14179次刊3、 ——凡X™3
各種鳥類	航空機	<											>	宮崎市(宮崎空港内)
														新富町(航空自衛隊 新田原基地内)
														加四尔圣吧门

2) 被害発生予察地図

有害鳥獣の捕獲の実績等を勘案して作成する。

3) 予察表に係る方針等

予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察 捕獲の実施を調整するなど適切に対処する。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

シカ、イノシシ、サルなどの特定の鳥獣については、生息状況及び加害の実態を把握するとともに、 生息状況に応じた個体群の管理の方法について、学識経験者を含めて長期的な見通しに立った検討を 行い、狩猟を含む個体群管理の実施等鳥獣の適正な管理に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第16表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備	考
ドバトヒヨドリ	令和4年度		被害対策特	
スズメ類 サギ類 カワウ	~	提供し、検討会を開催する。 また、関係者からの被害実態についての意見を参考とし、 防除方法の現地適応化に係る調査方法が選定されれば、市町	位で年1~	2回行う。
カラス類 アナグマ	令和8年度	村及び地区有害鳥獣対策協議会等の協力を得て実施する。		
シカサル	令和 4 年度 ~ 令和 8 年度	 モニタリング調査(生息状況等把握又は分布調査) 被害状況調査 被害防除対策調査 検討委員会の実施 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び見直し 管理実施体制の見直し・協力依頼 	保護管理 を年1~2 する。)
	13/11/0 /2	⑦ フィードバック		
イノシシ	令和 4 年度 ~	 分布調査 被害状況調査(被害レベルの測定) 被害防除対策調査・検討 検討委員会の実施 	保護管理 を年1~2 する。	検討委員会 回程度実施
	令和8年度	⑤ 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び見直し		

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を 具体的に設定する。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記「2-3(2)①有害鳥獣捕獲の基本的考 え方」に加え次のとおりとする。

1) 基本的考え方

ア 基本的な方針

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。

被害が生じることは希であるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

2) 許可基準の設定方針

ア 許可対象者

ア) 原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)とする。

なお、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人にあっては、原則として各市 町村で編成された有害鳥獣捕獲班員とするが、次の場合は、この限りでない。

- a 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内においてわなを用いてイノシシ、シカ、 その他の鳥獣を捕獲する場合。
- b 航空機の航行障害に係る捕獲を実施する場合
- c 森林管理署が自ら経営管理する国有林野及び官行造林地等において捕獲を実施する場合
- d 狩猟免許を受けていない者でも許可を受けられる場合としてかの各号に定める場合
- e 集落ぐるみでの被害防止対策が行われ、かつ、地域の関係者と十分な調整が図られた集落において、わなによる捕獲を行う場合
- イ) 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であって、規則第67条第2項に定める要件を満たしている者であること。ただし、ア) dに係る許可対象者にあっては、この限りでない。
- り) 銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の a ~ d のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。
 - a 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りによりアナグマ、アライグマ等の鳥獣を捕獲する場合であって次に掲げる場合
 - a) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 - b) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
 - b 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛 を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
 - c 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合
 - d 法人に対する許可であって、次のa)~d)の条件を全て満たす場合
 - a) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - b) 当該法人が従事者に対して講習会の実施と事故発生の補償に対応した保険に加入することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - c) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - d) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

イ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)であること。

ウ期間

原則として被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

工 区域

被害の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な区域とする。また、被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的に実施されるよう市町村に助言する。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

カ その他

ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又 は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

1) 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲(以下「予察捕獲」という。)対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的な実施に努める。

広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥 獣管理計画を策定する。

り) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

3) 許可基準

有害鳥獣捕獲についての許可基準については、原則として次表のとおりとするが、その運用に当たっては前項2)許可基準を踏まえること。

(第17表)

								<u> </u>
金田	鳥獣名		3	午 可	基	準		被害農林水産物等
権者	局駅泊	方 法	区域	時 期	日数	1回当り捕獲 羽(頭)数	許可対象者	
市町村長	シ カ サ ル アナゲマ アライケ [*] マ タヌキ	獲す効で(2)使等負態する類そめしすない実る果行(2)用は傷で危たにのな、危いてをとなっ。気に対せりが地性大い用。り性に用する大が、銃捕象た逃が型でを地方。気に対せりばが型でを地でに用いりに対けががががががしているとしている。	況えにい隣し要とな数でおいを等町しで町で町でいた。 とな数でおいて行の村できずをあいる。 でいる、市生で一う状を広るといるが関係では、いかすがの発いで行の村できが関係である。 でいる、市生で一う状を広るといると必囲を、していると必囲を、これでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	害が生じているからでは、 いるいるでは、 のいるに、 のいる。 のいるに、 のいるに、 のいるに、 のいるに、 のいるに、 のいるに、 のいるに、 のいるに、 のい。 のいるに、 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のい。 のい。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のい。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のい。 のい。 のいる。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい	1年以内 6か月 3か月 スか月	加害状況 に応じ 必要頭	(1)国及び地方公共団体 (2)法第9条第8項の規定により環境大臣の定める法人 (3)被害等を受けた者から依頼された個人 (4)被害等を受けた者 (5)法第18条の5第2項第1号に規定する認定 鳥獣捕獲等事業者	料作物、椎茸、タケノコ 果樹、豆類、工芸作物 雑穀、クスギ 造林木、水稲、椎茸 タケノコ、飼料作物、果樹 野菜、芋類、工芸作物 雑穀、豆類 椎茸、芋類、タケノコ 水稲、果樹、野菜、飼
	アオサキ゛ コ゛イサキ゛ ノウサキ゛							稚魚、水稲 野菜、飼料作物
	鳥が卵				加生作行いたい	加害状況に応じ		果樹、造林木生活環境等、建築物等
	の採取					必 要 個 数		生活 現場等、 建築物等の汚染
	その他 の鳥獣				1 か月 以内	加害状況に応じ 必要頭(羽)数		各種農林作物、生活環 境

留意事項

- 1 銃器を使用する場合
- (1) 第1種銃猟による捕獲を行う場合は、原則として散弾銃とするが、地理的条件等により真にやむを得ないと判断され、その安全性等の確保並びに警察及び関係行政機関等を含めた地域における合意形成がなされた場合には、この限りでない。 なお、その場合であって、ライフルを使用する場合の対象鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルに限る。
- (2) 銃器による捕獲を行う場合は、安全性、効率性等を考慮し、複数名以上の共同捕獲で実施すること。
- (3) 許可区域内であっても、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年 3 月10日法律第 6 号)第 3 条の13、法第38条、規則第 7 条第 1 項第 7 号ハからチまでに掲げる区域においては、銃の使用をしてはならない。
- 2 銃器以外の場合
- (1) 銃器以外で、わなによる捕獲を行う場合は、「2(3)わなの使用に当たっての許可基準」のほか、設置個数については、原則として、1申請当たり、くくりわなの場合は捕獲作業者1人に対し30個まで、箱わな、囲いわなの場合は、1日に見回り等管理が可能な基数とし、必ず1日1回以上の見回りを条件として付すること。
- (2) 許可区域内であっても、原則として、規則第7条第1項ハからチまでに掲げる区域においては捕獲を許可しないものとするが、その区域において捕獲を実施しなければ、鳥獣による被害の防止が図れないと判断される場合等、特別の事由がある場合には、許可の条件として付した上で許可する。
- 3 捕獲等又は採取後の処理 原則として、(3-1)(1)捕獲物又は採取物の処理等」によるが、地域の有効な資源として活用される場合は、この限りでない。

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止することにより、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展及び生物多様性の確保に資することを目的とし、有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、市町村ごとに有害鳥獣対策協議会(以下「市町村協議会」という。)を設置し、有害鳥獣捕獲班を編成する。

市町村協議会は、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会代表者、認定鳥獣捕獲等事業者等で構成し、関係者間の連携強化を図るものとし、特に、関係市町村においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。)に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制の整備を図る。

また、捕獲従事者の減少、高齢化等により十分な捕獲体制の確保が困難な場合や、被害が甚大で捕獲 班による捕獲のみでは対応が困難な場合などについては、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥 獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)を組織し、捕獲班と の連携を図る。その際、従来の取り組みに加え、市町村又は農林漁業関係団体の職員等を新たな担い手 として育成する取組も同時に推進する。

なお、捕獲従事者等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動が可能な者等が 隊員として編成されるよう配慮するものとし、捕獲班等において指導を行う者の確保に当たっては、鳥 獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図る。

さらに、市町村が行う被害防止対策のみによっては被害を十分に阻止することが困難である場合には、 関係市町村との連携を図りつつ、広域的な捕獲を強化するなど、市町村との連携に一層努める。

2) 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第18表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備	考
イノシシ	県内全域		
シ カ	県内全域		
サルル	県内全域		
カラス類	県内全域		
ドバト	県内全域		
その他鳥獣	被害の発生が予想される県内一円		

3) 指導事項の概要

ア 捕獲班の編成に当たっての指導

各市町村協議会において、捕獲班を編成する場合は、以下の基準による。

ア) 捕獲班の編成

- a 各市町村内に、捕獲の対象となる区域、対象鳥獣、被害面積、1班当たりの捕獲範囲等を勘案 し、それぞれ地域の実情に応じ、捕獲に対応できる捕獲班を編成すること。
- b 班員は、イ)の要件を備える者であって、作業の効率性及び事故防止等の安全面等を考慮し最低3名以上で1班とし、それぞれ各班には班長を置くこと。ただし、鳥専属の捕獲班等において、高度で専門的技術を要し1班当たりの人数の確保が困難な場合等、真にやむを得ない場合にあっては、この限りでない。
- c 国有林における管理担当者及び法人の行う有害鳥獣の捕獲についても、捕獲班を編成し、班長 (代表者)を置くよう指導すること。

イ) 捕獲班員の要件

- a 捕獲に用いる猟法に係る狩猟免許を所持していること。
- b 有害鳥獣捕獲に伴う事故等により他人に生じた損害に対し、規則第67条第2項に定める要件を 満たしている者であること。
- c 捕獲に関する経験として、従事する年度から過去5年(ただし、当該年度における狩猟期間以前の申請においては、従事する年度の前年度から過去5年)以内に、銃を使用する班員は3年以上、わな又は網により捕獲を行う班員は1年以上、県の狩猟者登録を行い狩猟の経験を有し、技術の秀れている者であること。

ただし、各市町村協議会において真にやむ得ないと認められた場合は、この限りでない。

- d 被害区域の市町村内に住所を有している者であること。ただし、市町村の境界を越えた広域の 捕獲班として編成された捕獲班及び他の市町村等から派遣要請を受け、その必要があると認めら れる場合等については、この限りでない。
- e 有害鳥獣の捕獲の趣旨を理解し、必要なときにいつでも従事できる者であること。

イ 許可に当たっての指導

ア) 班長又は代表者

- a 事前に被害の状況及び現地の地形、捕獲方法等について十分な調査を行い、適切な捕獲計画を 作成する。
- b 作成した捕獲計画に基づき、捕獲従事者と十分な打ち合わせを行うなど事故及び錯誤捕獲等の 防止に万全に期する。
- c 捕獲従事者との打ち合わせ内容については、捕獲班員又は従事者に対し、指示書を交付するな ど周知の徹底を図るとともに、捕獲従事者である旨を表示した腕章をつけさせる。
- d 許可期間中においては常に捕獲依頼者等との連絡を保持することにより被害状況等を把握し、 捕獲の時期を失することのないよう努めるとともに、事故及び違反のないよう捕獲班員を指揮・ 監督する。
- e 捕獲に係る狩猟秩序の維持並びに事故及び違反の防止のため、捕獲の実施日以外は許可証を一括して保管する。
- f 捕獲班員又は従事者から、実施状況等の報告があった場合には、必要に応じて内容の確認を行い、許可者及び関係地区住民へ報告するととともに、許可証又は従事者証の返納があった場合は、 内容を精査の上、取りまとめて許可者へ返納する。

イ) 捕獲班員又は従事者

- a 捕獲にあたっては、捕獲計画を熟読の上、班長又は代表者の指示に従う。
- b 捕獲の現場においては、許可者から交付された許可証又は従事者証及び指示書を常に携帯し、 腕章を装着するとともに、指示書等に記載された区域、期間、方法、頭数、捕獲後の処理方法等 について遵守する。
- ウ) その他安全等に関する指導
 - a 銃器による捕獲を実施する場合は、捕獲効率の向上と安全面等を考慮し、1回当たりの実施は 複数名以上の編成で実施する。
 - b 捕獲の実施にあたっては、実施日等について事前に許可者に報告するとともに、関係する地域 の住民等へ周知を図る。

なお、日曜祝祭日等の休日や行楽シーズン、人の入り込みが多い場所等は極力避けて実施し、被害の状況等からこれらの場所、日程で実施することがやむを得ない場合は、実施する区域を特定するとともに、市町村の広報や防災無線等を活用し、相当の期間を設けて周知を徹底し、事故の防止に万全を期する。

- c 捕獲区域内において人の入り込みが想定される場所などに捕獲区域、期間等を明示した看板等 を設置し、地区住民のみならず一般の入り込み者に対しても明確に周知が図れるよう対処する。
- d 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類 についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合 については、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

ウ報告

- ア) 違反及び事故が発生した場合は、速やかに関係機関に報告する。
- イ) 捕獲した鳥獣等については、捕獲場所、捕獲頭(羽)数等を報告する。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、や むを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 許可基準

(第19表)

捕獲の目的	許可		許	可	基準			一備	考
111102 10 11110	権者	許可対象者	鳥獣の種類,数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	Dis	,
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的		等の公共施設の	展示の目的を達成する ために必要な種類及び 数(羽、頭又は個)。		規則第7条第 1項第7号イ からチまでに 掲げる区域は 除く。	めない。			
愛玩のための 飼養の目的		玩のための飼養を	:目的とする捕獲等は認	めない。					
養殖してい る鳥類の過 度の近親交 配の防止の 目的		っている者又は これらの者から	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度に近親交配の防止に必要な数(羽又は個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	掲げる区 だし、特 られる場	1項第7号イ からチまでに 域は除く。た に必要が認め 合は、この限	手捕			
鵜飼漁業へ の利用の目 的	知事	これらの者から	鵜飼漁業への利用の目 的を達成するために必 要な数(羽又は個)。		規則第7条第 1項第7号イ からチまでに 掲げる区域は 除く。	手捕。			
礼行事等に 用いる目的 に実施さされる。 頼を受けての打ち	れては者 では者 変 種	的生活様式の継承に係る行為 (いずれも、現在まで、継続的たものに限る。) れらの者から依 (登録狩猟や他の	伝統的な祭礼行事等 に用いる目的を達成す るために必要な数(羽、 頭又は個)。捕獲し、 行事等に用いた後は放 鳥獣とする(致死させ ることによらなければ 行事等の趣旨を達成で きない場合を除く。)。		規則第7条第 1項第7号イ からチまでに 掲げる区域は 除く。	禁止猟法は認めない。			
その他公益 上の必要が あると認め られる目的		なお、環境教 [*] 目的で行う捕獲	取等の目的に応じて個々 育の目的、環境影響評価 等又は採取等は、学術研 とする捕獲等については	いための調 研究の捕獲許	査目的、被害防 可基準に準じ	て取り扱う。特	に、環境影響		

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タッグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に準 じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に 指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

- ① 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。
- ② 狩猟犬による事故防止のため、適正なしつけ及び訓練を行い、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼすことのないよう徹底した管理について狩猟犬の管理者へ指導する。

特に、狩猟期間終了後においては、迷い犬となり、放置される事例も見受けられることから、探索や回収を徹底して行うとともに、狩猟犬の所有者の住所、氏名、番号等を明記した首輪を付けるなどの対策を講じるよう指導を図る。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、カモシカ等の生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、カモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。

3-2 許可権限の市町村長への委譲

本県では、県民の要望への迅速な対応と市町村の役割の強化を図るため、県知事の権限である鳥獣の捕獲許可等に係る事務の一部を市町村長に委譲している。

このため、特定計画との整合等、制度の円滑な運営、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに許可事務の執行状況報告が行われるよう市町村を助言するとともに、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により、制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

3-3 鳥獣の飼養登録

(1) 方針

鳥獣の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための 足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されている等の長期更新個体については、 羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替 えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めること。

(2) 飼養適正化のための指導内容

飼養の適正化については、各市町村、関係民間団体等と連携し、県公報や県庁ホームページ、各広報 紙等を利用しながら周知徹底を図る。

また、県、警察、各市町村、鳥獣保護管理員等により、狩猟取締りと併せ、巡回指導等を強化し、適切な管理が行われるよう指導する。

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域 に指定するよう努める。特に都市化の進行等により事故発生率の危険が高い地域について、住民からの要 請があった場合は、区域指定を随時検討する。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のための利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区 法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第20表)

既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)					本計画期間に新設する特定猟具使用禁止 区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
			正区域(A)			4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計(B)	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計(C)
銃猟に伴う		所	62	筃	所												
危険を予防 するための 区域		積	ha 18, 722	変面	動積												

本計画期間に減少する特定猟具使用禁止区域									本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						中の増減	時の特定
			4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計(D)	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計(E)	*	猟具使用 禁止区域 **
銃猟に伴う	筃	所														62
危険を予防 するための 区域	面	積														ha 18, 722

- 注:* 箇所数については(B)-(E)、面積については(B)+(C)-(D)-(E)
 - ** 箇所数については(A)+(B)-(E)、面積については(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 銃猟に伴う危険を予防するための区域

①更新計画 (第21表)

年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	備考
令和4年度	延岡市浦城町延岡市北川町長井	浦城長井	ha 4 15	4年11月 1日から 14年10月31日まで "	再指定
令和5年度	延岡市鹿小路町、差木野町	差木野	147	5年11月 1日から 15年10月31日まで	"
令和6年度	都城市吉尾町、乙房町他都城市高城町有水	沖水	560 40	6年11月 1日から 16年10月31日まで "))])
	西都市大字茶臼原	茶臼原	169	n	n
令和7年度	西諸県郡高原町大字広原	温谷	114	7年11月 1日から 17年10月31日まで	11
令和8年度	延岡市北浦町古江	森山	410	8年11月 1日から 18年10月31日まで	II
	児湯郡新富町下冨田	下冨田	450	II	II
合 計		9 箇所	1, 909	新規 再指定	(0ha) 註 (1,909ha)

②前回計画

年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	備考
平成29年度	東臼杵郡門川町大字加草	加草	ha 88	10年	
	東臼杵郡門川町南町	南町	39	IJ	
	小林市大字細野	東牧場	340	IJ	
	西諸県郡高原町大字広原	ひなもり台	14	n	
令和3年度	西諸県郡高原町大字後河内 都城市高崎町前田	霞ヶ丘	125	11	
合 計		5 箇所	606	新規 再指	見 (Oha) 指定 (606ha)

期限の定めない特定猟具使用禁止区域は、参考資料(2)を参照

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定 猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるとされている。とりわけ、休猟区 解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点か ら、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。

- (2) 特定猟具使用制限区域指定計画 該当なし
- (3) 特定猟具使用制限区域指定内訳 該当なし

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

現在、猟区の設定はないが、今後、猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町村、猟友会等と連携し、積極的な取組を進める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

現在、指定猟法禁止区域については、県内において一ツ瀬川指定猟法禁止区域の1箇所のみとなっているが、その他の地域においても、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について、積極的な取組を進める。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、若しくは水鳥又は希少猛禽類の生息地において鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握・分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、わなを用いた捕獲等地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために 必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有 者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付する。

第六 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

特定計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

本県では、中山間地域において、シカ・サル・イノシシの獣類が生息しており、近年、生息数の増加や分布域の拡大により農林産物への被害が深刻化していることから、本計画の対象鳥獣とする。

シカについては、これまで生息実態調査を実施し、この結果に基づきシカ保護管理計画を作成し、平成8年度からシカの個体数調整を講じてきた。平成12年度からは特定鳥獣保護管理計画(平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画)を作成し、総合的な対策を講じてきた。

また、サルについても、農林産物等の被害が増加しており、近年は住居への接近や児童生徒に対する威嚇など、人とサルとの軋轢が生じていることから、平成18年度から特定鳥獣保護管理計画(平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画)に基づき、地域個体群の維持、農林作物被害の軽減を図る対策を講じてきた。

さらに、イノシシについては、農林産物等の被害が甚大で農林家に深刻な打撃を与えているため、被害防除対策として、電気柵やトタン板柵等の設置を実施してきたが、顕著な被害軽減につながらないことから、平成20年度から特定鳥獣保護管理計画(平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画)を作成し、農林産物等の被害の軽減と、個体群の安定的維持を図るため対策を講じてきた。

今般、第13次鳥獣保護管理事業計画年度と合わせて、シカ、サル及びイノシシの第3期に係る第二種特定 鳥獣管理計画を作成し、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、第二種特定鳥獣管理計画に 基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を含めて、適切な評価及び見直しを行い順応的な計画の推進を図る。 また、シカ、サル、イノシシ以外の鳥獣については、生息実態や農林業作物への被害等を総合的に検討し、 特定計画の作成が必要と認められる場合は策定する。

(県における特定計画の策定)

(第22表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備	考
令和4年度	シカによる農林産物等被害の軽減と シカ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画)	シカ	令和4年4月 ~ 令和9年3月	県内全域		
令和4年度	サルによる農林産物等被害の軽減と サル個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画)	サル	令和4年4月 ~ 令和9年3月	県内全域		
令和4年度	イノシシによる農林産物等被害の軽減とイノシシ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画)	イノシシ	令和4年4月 ~ 令和9年3月	県内全域		

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて市町村は地域の状況に応じた実施に関するプロセスを具体化、明確化、細分化した実施計画を作成し、地域住民へ周知を図る。

また、広域的な対応が必要なものについては、県若しくは該当市町村が共同で実施計画を作成する。

鳥獣による被害への対策は捕獲のみの対応では不充分であることから、県、市町村及び関係諸機関で生息 状況、被害状況に関する情報を共有して連携を図り、被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る など、地域ぐるみでの総合的な取組を推進する。

(市町村における実施計画の策定)

(第23表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備	考
令和4年度	シカによる農林産物等被害の軽減と シカ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画)	シカ	令和4年4月 ~ 令和9年3月	県内全域		
令和4年度	サルによる農林産物等被害の軽減と サル個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画)	サル	令和4年4月 ~ 令和9年3月	県内全域		
令和4年度	イノシシによる農林産物等被害の軽 減とイノシシ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画)	イノシシ	令和4年4月 ~ 令和9年3月	県内全域		

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

鳥獣行政を円滑に推進するため、鳥獣の生息の状況等を把握する。調査にあたっては既存資料を収集し有効な活用を図り、更に、アンケート調査、現地調査等を鳥獣保護管理員、野鳥の会、猟友会等の協力を得て行う。

また、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するためのシステムの整備及び活用を図る。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

この調査は、市町村を単位として、生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等を調査する とともに、必要に応じて鳥獣の生態を調査するものとし、既存資料の整理・活用、アンケート調査・聞き 取り調査、現地調査等により行い、その種類毎に鳥獣生息分布図の検討をする。

なお、保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、随時検討する。

鳥獣生息分布図の対象とする鳥獣の種類は、鳥類がメジロ、ヒバリ、ウグイス、ホオジロ、ニホンキジ、キジバト、コジュケイ、ウズラ、アカヤマドリ、ゴイサギ、カワウの11種類とし、獣類がイノシシ、シカ、サル、ノウサギ、タヌキの5種類とする。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、調査を実施する。 本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

(第24表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備	考
河口域及び池等 渡来地	令和4年度	①調査の内容 種別に個体数等の調査を行う。		
	~ 令和8年度	②調査方法 調査は、環境省「ガン・カモ科鳥類の生息調査実施要領」により1月に行う。 調査員が複数の場合は、相互に協議のうえ、カウ		
		ントの重複及び調査漏れを防止する。 調査員には、鳥類の識別に堪能な者をあてる。		

(3) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。キジについては、放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。

(第25表)

対象鳥獣	名 調査年度	調	査	方	法		内	容	備	考	
鳥類 3	種 令和4年度								鳥類3種:キジ、	ヤマドリ	、カモ類
	~	獲情報のほか う。キジ、ヤ また、キジ	マドリ	につい	いては、	出合V	い調査を	:行う。	標識鳥獣捕獲回収	又調査は、	猟友会に
	令和8年度								協力依頼		

(4) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

第二種特定鳥獣であるシカ、イノシシ、サルについては、生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標 調査及び被害状況調査を行う。シカについては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

(第26表)

対象鳥獣名	調査年度	調査	方 法	•	内	容	備	考
イノシシ サル		既存資料の活用及び 5 か、アンケート調査、聞 記による捕獲数、密度指 う。 サルについては、現地	き込み調査等に 漂を用いて階層	こより行 骨ベイズ	う。シ ゙法によ	カについては、上 る個体数調査を行		

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定・管理等を適正に行うため、新規指定候補地等における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

また、鳥獣保護区等の指定効果を把握するため、経年的に生息数を調査するとともに、これに接する可 猟地域との鳥獣の生息数とを比較して行う。調査地の選定は、調査地の選定は、第12次鳥獣保護事業計画 の中で新たに指定された鳥獣保護区等を中心に行い、指定前との比較調査を実施する。

(第27表)

対象保護区等の名称	調査年度			調	査	方	法	•	内	容		備	考
速日ノ峰鳥獣保護区 計1箇所	令和 4 年度 ~ 令和 8 年度	2	鳥獣のなお、 設定効果 鳥獣保 これに接	生息状況 調査は、 測定調え 護区設定 する可能	兄、生 ロー 査 定後に 猟地域に	ドセン 、経年 こ設け7	サス及び 的に鳥讐 た調査地	、定点 状の生 12との	調査に息数を	う。 より行う。 調査すると 生息数とを より行う。	•	延岡	计

(2) 捕獲等情報収集調査

捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別等について、主としてアンケート方式により実施する。

指定管理鳥獣については、これらの結果から単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の 推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

(3) 制度運用の概況情報

(1)、(2)の情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに、国に提供する。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟免許取得及び狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

このため、出先機関の職員の充実と行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員の研修を行い、 専門的知識の向上を図るものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町 村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報の提供を行 うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努める。

また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を行う。

(2) 設置計画

(第28表)

	区分	玗	l i	况	計	画終了	;時	備考
	区 分	専任	兼任	計	専任	兼任	計	畑
(本 庁) 環境森林科	部 自然環境課 野生生物担当	3人		3人	3人		3人	鳥獣保護管理関係 ・鳥獣保護管理の普及啓発、鳥獣保護管理員の採用、鳥獣捕獲許可、鳥獣保護区等の指定 狩猟関係 ・狩猟免許試験 ・狩猟取締り及び指導、狩猟団体の育成指導
	うち専門的知見を有する職員	_		İ	ı		İ	
(出 先) 西 臼 杵農材 見湯農農林 西諸県農林 南那珂農材	振興局 林務課 林政担当 振興局 林務課 椒· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 入 2 人 2 人 2 人 2 人		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 入 2 人 2 人 2 人 2 人	・鳥獣保護区等の指定に伴う現地調査 ・鳥獣捕獲許可、飼養登録 ・有害鳥獣の捕獲指導 ・その他鳥獣保護管理関係事業事務 狩猟関係
鳥獣被害対	 策支援センター	3人		3人	3人		3人	
	うち専門的知見を有する職員	3人		3人	3人		3人	鳥獣被害対策関係

(3) 研修計画

(第29表)

名 称	主催	時 期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的	備考
野生生物保護管理 修	国(環境省	5月~6月	1回	全国	2人	野生生物保護管理、鳥獣関係司法警 察員に関する研修	県職員
鳥獣行政担当者研	F修 県	5月~6月	2回	全県	20人	鳥獣行政、諸調査関係、野生鳥獣に 関する研修	"

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

鳥獣保護管理員の配置については、鳥獣保護区の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、 鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して、各市町村に1人以上を配置するものとし、総数は69人とする。 なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣保護管理員を対象として研修を行い、全員に所要の知識を 取得させる。

(2) 設置計画

(第30表)

基準設置数	令和	3年度末		年	度		計	画		備考
(A)	人員(B)	充足率(B/A)	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)	充足率(C/A)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
69人	69 人	100 %	69人	69人	69人	69人	69人	69人	100%	任期は 1年

(3) 年間活動計画

(第31表)

江 敖 内 宏				実		施	時		期					
活動内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備	考
鳥獣保護区、休猟区等の管理							→					\longleftrightarrow		
狩猟取締り・指導の実施											\longrightarrow			
一般住民及び狩猟者に対する野生鳥獣の愛護等の指導											\rightarrow			
有害鳥獣の捕獲に関する指導	←						→					\longleftrightarrow		
鳥獣保護思想の普及啓発	←										→			
鳥獣に関する諸調査		—												
		,											IV-	n+-
法第75条第3項の規定による立入検査	-										\rightarrow		随	守

※表中「法」とあるのは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」のこと。

(4) 研修計画

(第32表)

名	称	主	催	時 期	回数/年	規	模	人	数	内 容 · 目 的	備	考
鳥獣保護中央研修		本	庁	10月	1回	全	県	69	9人	鳥獣保護管理員に対し、法令、鳥獣保護管理に 係る知識や普及啓発の方法、調査技術等を研修し、 鳥獣保護行政の推進を図るものとする。		
鳥獣保護ブロック		出	先	4~6月	1回	出先	機関	69		鳥獣保護施設の管理、狩猟取締り、愛鳥モデル 校等の指導を主体に研修すると共に情報交換を行 い、鳥獣保護行政の円滑化を図るものとする。		

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

狩猟者は、有害鳥獣の捕獲や鳥獣の第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の重要な担い手であり、その確保は、大きな課題であることから、県民に対し、適正な狩猟と有害鳥獣等の捕獲が農林業の振興に寄与していることなどの啓発に努める。

(2) 狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟者数は減少傾向にあり、狩猟免許所持者のうち60歳以上の占める割合が令和2年度は約72%と高齢化が進んでいる。このため、狩猟制度の周知、狩猟のイメージアップ等により、免許取得希望者の取得意欲の高揚を図るとともに、狩猟免許試験の複数回実施、免許取得希望者のための初心者講習会の実施など狩猟免許を受験しやすい環境整備を継続実施しながら狩猟者の確保に努める。

また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行ううともに、知識・技術の向上のための取組を進める。

(3) 研修計画

(第33表)

名 称	主催	時期	回数	規模	人数	内 容・目 的	備考
狩猟免許 初心者講習会	県	5月 ~ 1月	20回 /年	地区別		狩猟免許取得希望者に対し、法令や実技について の講義を実施するほか、狩猟技術やマナーの向上等 を図り模範的な狩猟者を養成する。	猟友会へ委託
狩猟者 技術向上研修会		9月 ~ 12月	4回 /年	全県 ・ 地区別		狩猟の初心者及び経験者を対象に安全や捕獲技術 向上のための技術レベルに応じた講習会を実施して、 狩猟者の育成を図る。	

4 鳥獣保護管理センター等の設置

(1) 方針

現在、県内に鳥獣保護管理センター等は設置されていないが、今後、傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣の保護及び管理の拠点とすることを目的として、設置について検討する。

なお、設置する鳥獣保護管理センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに 各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるよう、併せて検討を行う。

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りは、狩猟期間中と鳥類の繁殖期が主体となるが、効果的な取締りを期するため、組織的一斉取締りに重点をおくとともに、一般県民や民間団体からの情報収集に努め、迅速かつ適正な取締りを年間を通して随時実施することにより、違法行為や事故の未然防止に努める。

なお、取締りに当たっては、警察官、市町村、鳥獣保護管理員と連携を図って行い、情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努める。

① 取締りの重点事項

- 2) 鳥獣保護区、銃猟禁止区域の狩猟取締り------令和4~8年度重点事項
- 4) 狩猟者記章の着用等の取締り

(網、わなの標識添付を主体に実施する) ------令和4~8年度重点事項

- ② 緊急取締り時の動員体制について
 - 1) 取締りに必要な機動力(鳥獣パトロールカー)を整備する。
 - 2) 通報、連絡体制を整備する(指示、命令系統の確立)。

(2) 取締り方法等

- ① 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。
 - 1) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域の巡回に重点を置くこと。
 - 2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。
- ② 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養されるメジロをはじめとする鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行う。
- ③ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号)及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。
- ④ 鳥獣の輸入業者、飼養関係者、加工業者、食品関連業者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、 流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。
- ⑤ 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行う。
- ⑥ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員 の動員体制を整備する。
- ⑦ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟犬の管理をはじめ狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、県内の猟友会等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、 狩猟者の資質の向上に努める。
- ⑧ 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- ⑨ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化 に努める。

(3) 年間計画

(第34表)

市 佰				実		施	時		期				備	考
事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7/H	与
鳥類の捕獲取締り	←		→									→		
鳥獣保護区等の狩猟取締り								←			→			
制限外捕獲に対する取締り								←			→			
狩猟者記章の着用等の取締り								←			\longrightarrow			

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ必要な支出を講じる。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣保護管理事業は、地域それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ 安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実 施している。

しかしながら、鳥獣保護区、休猟区の指定等については、有害鳥獣による農林産物等の被害が著しいこと を理由に地元住民等の理解が得にくく、適正な鳥獣保護管理に支障をきたしている状況であるので、地元住 民等の不安材料を取り除き、人と鳥獣の共存が図られるよう努める。

また、鳥獣保護管理員については、狩猟取締や鳥獣保護区の管理等を主な活動としていたが、これからは、鳥獣保護管理に関する助言・指導等、また、鳥獣保護区における環境教育の更なる推進にも努める。

狩猟については、狩猟者の高齢化及び狩猟離れが著しいことから、初心者を対象とした狩猟免許講習会などにより新規狩猟者の確保を図るとともに、今後、狩猟の意義を社会が共有し、狩猟者が鳥獣保護管理事業計画の担い手として社会から信頼を得て、狩猟者に対する社会的地位の向上が図られるよう努める。

なお、サルなどの鳥獣が市街地等に出没した場合には、迅速な対応や高い技術力が求められる。出没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするため、対応できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針を定める。

2 地形や気象等が異なる特定の地域についての取扱い

本県は、南北に縦長の地形を呈しているが、東側は日向灘を望む海岸線が広がり鳥類の繁殖地及び有数な渡来地が数多く存在し、西側は九州脊梁地を後背地とする中山間地域で、多種多様な数多くの鳥獣類が生息している。

しかしながら、近年においてはイノシシ、シカ、サル等の獣類の生息数の増加や分布域の拡大により、中 山間地域の農林業被害のみならず、東側平野部一体の農耕地での被害も高い水準で推移している状況であり、 県下全域において農林産物への被害が深刻化している現状を踏まえ、農林業被害の軽減と個体群の適正な保 護管理を図るため、狩猟による捕獲を活用しつつ、本県全体としての第二種特定鳥獣管理計画を定め、被害 の防止及び地域個体群の存続に努める。

3 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、鳥獣保護区等の保護区域制度等狩猟に係る各種規制地域を きめ細かく計画的に実施する。

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、傷病の発生原因の究明によるより効果的な予防措置を実施すること等、救護の目的及び意義を明確化する。

こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を 図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体等生態系の異常の把握につながる情報を収集する観点から、 情報の収集・把握の一元化等を図る。

(2) 体制

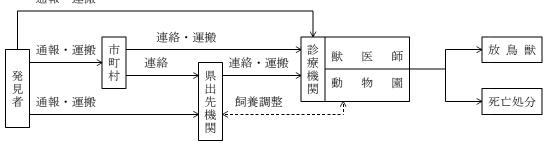
傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発が重要であることから、市町村、獣医師(獣医師団体を含む)、動物園等と連携しながら、収容、終生飼養体制を構築する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。

本県における傷病鳥獣の救護体制については以下のとおりとする。

(傷病鳥獣救護の流れ)

通報•運搬



(3) 傷病鳥獣の個体の処理

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、(1) で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は(1)で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことを留意する。

(4) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行える体制の整備を図るとともに、人獣共通 感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律(平成10年法律第114号)等の関係法令の規定に従い、適切に対処する。また、二次感 染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政水産部と調整し、適切な対応を行う。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するととも に、行政担当者や救護ボランティアに対し、衛生管理等に関する研修等を行うよう検討する。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝藩を予防する。

5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共 団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備 する。また、民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、県民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザについては、野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、 畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性 鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備 するとともに、関係部局等と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体 制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等 を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接 し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱 (CSF),アフリカ豚熱 (ASF)

豚熱については、平成30年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける感染が継続して確認されていることから、関係部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、周辺県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き(令和元年12月環境省・農林水産省公表)」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局等と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、関係部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の既に国内での感染者がみられている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

7 普及啓発

- (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等
 - ① 方 針

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を効果的に推進するためには、若い世代を中心とした鳥獣保護思想の啓発が重要であるため、学校教育の中で実践できるよう、市町村、小中高等学校、関係民間団体等との連携・協力のもと、愛鳥週間を中心に愛鳥ポスター、書道等の作品の募集、野鳥の好む実のなる木、印刷物、参考図書の配布等を積極的に実施するとともに、併せて、広く県民の鳥獣に対する認識を深めるため、募集した作品を利用した愛鳥作品展の実施や探鳥会等の行事を開催するなど、鳥獣保護思想の高揚を図る取組の実施に努める。

なお、普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、 捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めるよう努め、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明す ることが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努め る。

② 事業の年間計画

(第35表)

事業内容				実	-	施	時		期				備考
事 耒 門 谷	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実のなる木配布	←		→								—	→	愛鳥モテ゛ル校、 公共施設広場、県主催行事等
愛鳥週間(5/10~16)行事			→										愛鳥作品コンクール実施
探鳥会(野鳥の会主催)	~											→	野鳥の会が、県内各地で通年 実施

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第36表)

	令 和 4 年	度	令 和 5 年	度	令 和 6 年	度
愛鳥週間行事	ポスター配布 愛鳥作品コンクール		ポスター配布 愛鳥作品コンクール		ポスター配布 愛鳥作品コンクール	860枚 3,000点
	愛馬作品コングール	3,000点	愛馬作品コングール	3,000点	愛馬作品コングール	3,0007

令 和 7 年	度	令 和 8 年	度
ポスター配布 愛鳥作品コンクール		ポスター配布 愛鳥作品コンクール	860枚 3,000点

(2) 安易な餌付けの防止

① 方 針

鳥獣の安易な餌付けは、人の与える食物への依存や、人慣れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者による感染症の伝藩等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組む。

また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

- 1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- 2) 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。なお、餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝藩につながらないよう十分な配慮を行う。
- 3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置や不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

② 年間計画

(第37表)

重点項目				実	j	拖	時		期				実施方法	公	備考
里从坝口	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	夫肔万伝	対象者	備考
餌付け防止の 普及啓発	~											>	広 報	県 民	
観光事業者等の普及啓発	—											~	広 報	事業者等	
不適切管理の 普及啓発	←											>	広 報巡 回	県 民 農林業者	

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について、狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

昭和48年に設置された国設御池野鳥の森は、霧島山麓に位置し、御池を囲む自然林が野鳥にとってすぐれた生息環境を形成している。また、管理棟をはじめ東屋、観察路、案内板、給水給餌施設、巣箱など野鳥保護増殖及び観察のための施設が設けられており、探鳥会、青少年の研修の場として利用されるほか県民の憩いの場としても訪れる人が多い。

このため、県は遊歩道等施設の維持管理及び利用者へ野鳥愛護思想の普及等を図る。

(第38表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	利用の方針	備考
御池野鳥の森	昭和48年度	西諸県郡高原町		管理歩道 給水給餌施設 他	・野鳥の観察 ・野鳥とのふれあいの場の創出	遊歩道等の管 理(委託)

(5) 愛鳥モデル校の指定

① 方 針

鳥獣保護思想の普及と実践活動の一環として、市町村単位に愛鳥モデル校を指定する。 モデル校の指定に当たっては、市町村並びに県教育委員会と協議して、指定予定校の意見を尊重する。

② 指定期間

原則として5年間とする。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対しては、鳥獣に関する図書、実のなる木の配布やキジの放鳥を行う。また、愛鳥週間の行事等についても巡回指導計画に基づき、県職員又は鳥獣保護管理員等により野鳥観察の方法、巣箱や給餌施設の架設、傷病鳥獣の保護等について指導助言を行う。

また、身近な鳥獣生息地の保護区については、実践活動の場として愛鳥思想の啓発のため、積極的な活用を図る。

④ 指定計画

(第39表)

	令和4 ⁴ 行 事		令和4年度 令和5年度		令	令和6年度			令和7年度			令和8年度			考				
	11	尹	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	備	与
小	学	校		3 2	3 2	3 2		3 2	3 2		3 2	3 2		3 2	3 2		3 2		
中	学	校		6	6	6		6	6		6	6		6	6		6		
そ	の他の	学校		1	1	1		1	1		1	1		1	1		1		
	計			3 9	3 9	3 9		3 9	3 9		3 9	3 9		3 9	3 9		3 9		

(6) 法令の普及徹底

① 方 針

本法の適用除外事項等特に県民に関係のある事項については、県・市町村広報紙、ポスター、パンフレット、報道、標識の設置等により、その周知徹底を図る。

② 年間計画

(第40表)

壬上佰口				実	į	施	時		期				実施方法		±.	/±	-1 z.
重点項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	美 胞万法	対 象	白	備	考
捕獲規制等		\longleftrightarrow						←				→	広報紙 ポスター パンフレット				
飼養規制 の普及啓発		\longleftrightarrow											報道標識等	県	民		
その他の事項	~																

参考資料

- (1) 鳥獸保護区等
 - ①鳥獣保護区
 - ②特別保護地区
 - ③国指定鳥獣保護区
- (2) 特定猟具使用禁止区域(銃)
- (3) 指定猟法禁止区域(鉛製銃弾)

(1) 鳥獣保護区等 ①鳥獣保護区

NO	名称	期限	13次計画	面積(ha)	分類	市町村	備考
1	耳川下流	R4. 10. 31	更新	78	集団渡来	日向市	VIII 3
2	一里崎	R4. 10. 31	更新	473	集団渡来	串間市	
3	高鍋・新富	R4. 10. 31	更新	1, 170	集団渡来	高鍋町、新富町	
4	一ツ瀬川口	R4. 10. 31	更新	350	集団繁殖	新富町、宮崎市	
5	祖母傾山	R4. 10. 31	更新	4, 358	森林鳥獣	高千穂町、日之影町	特別保護地区
6	延岡	R4. 10. 31	更新	500	森林鳥獣	延岡市	17/7/PRICE DE
7	三方界	R4. 10. 31	更新	2,875	森林鳥獣	椎葉村	特別保護地区
8	中崎	R4. 10. 31	更新	360	森林鳥獣	美郷町	11441142.2
9	南俣	R4. 10. 31	期間満了	162	森林鳥獣	国富町	
10	冷窪	R4. 10. 31	更新	138	森林鳥獣	宮崎市	
11	花ノ木	R4. 10. 31	更新	108	森林鳥獣	都城市	
12	白岩山	R4. 10. 31	更新	786	森林鳥獣	五ヶ瀬町	
13	平和台	R4. 10. 31	更新	350	身近な鳥獣	宮崎市	
14	荒平山	R4. 10. 31	更新	93	身近な鳥獣	宮崎市	
15	東延岡	R5. 10. 31	更新	1,709	集団渡来	延岡市	
16	妙見	R5. 10. 31	更新	12	集団渡来	延岡市	
17	青鹿	R5. 10. 31	更新	734	森林鳥獣	川南町	
18	新田	R5. 10. 31	更新	210	森林鳥獣	新富町	
19	綾県有林	R5. 10. 31	更新	637	森林鳥獣	綾町	
20	大平山	R5. 10. 31	更新	178	森林鳥獣	小林市	
21	佐土原	R5. 10. 31	更新	760	森林鳥獣	宮崎市	
22	日南ダム	R5. 10. 31	更新	72	身近な鳥獣	日南市	
23	広渡ダム	R5. 10. 31	更新	41	身近な鳥獣	日南市	
24	恩賜県有林	R5. 10. 31	更新	220	身近な鳥獣	西都市	
25	一ツ瀬	R6. 10. 31	更新	1,500	集団渡来	西都市、西米良村	
26	狼が鼻	R6. 10. 31	更新	1, 270	集団渡来	日南市	
27	牧山	R6. 10. 31	更新	1, 457	集団繁殖	門川町	
28	尾鈴山	R6. 10. 31	更新	3, 944	森林鳥獣	日向市、都農町、木城町	特別保護地区
29	大八重	R6. 10. 31	更新	664	森林鳥獣	三股町	14941MIXADE
30	花立	R6. 10. 31	更新	310	森林鳥獣	日南市	
31	本城	R6. 10. 31	更新	115	森林鳥獣	串間市	
32	西方	R6. 10. 31	更新	350	森林鳥獣	串間市	
	スダノ尾	R6. 10. 31	更新		森林鳥獣	美郷町	
	城山西階地区	R6. 10. 31	更新	690	身近な鳥獣	延岡市	
35	高岡小学校	R6. 10. 31	更新	1	身近な鳥獣	宮崎市	
36	四家中学校	R6. 10. 31	更新	20	身近な鳥獣	都城市	
37	鵜戸	R6. 10. 31	更新	55	身近な鳥獣	日南市	
38	築島	R6. 10. 31	更新	100	身近な鳥獣	串間市	特別保護地区
39	国見ヶ丘	R6. 10. 31	更新	15	身近な鳥獣	高千穂町	TOWN THE STATE OF
40	四季見原	R6. 10. 31	更新	37	身近な鳥獣	高千穂町	1
41	三津吐県有林	R7. 10. 31	更新	176	森林鳥獣	西都市	
42	去川	R7. 10. 31	更新	586	森林鳥獣	宮崎市	1
43	川中	R7. 10. 31	更新	794	森林鳥獣	綾町	
44	芋ヶ八重・櫛野	R7. 10. 31	更新	500	森林鳥獣	木城町	
45	岩戸	R7. 10. 31	更新	20	身近な鳥獣	高千穂町	
46	高千穂峡	R7. 10. 31	更新	340	身近な鳥獣	高千穂町	
47	永田平	R7. 10. 31	更新	28	身近な鳥獣	小林市	
48	青島中学校	R7. 10. 31	更新	1	身近な鳥獣	宮崎市	
49	関之尾母智丘	R7. 10. 31	更新	620	身近な鳥獣	都城市	1
50	二俣	R7. 10. 31	更新	9	身近な鳥獣	都城市	1
00		1.1.10.01	1/2/1	<u> </u>	27 人工・5 200日八	HP:79A 114	1

NO		期限	13次計画	面積(ha)	分類	市町村	備考
51	竹香園	R7. 10. 31	更新	124	身近な鳥獣	日南市	MH ~ J
52	日向椎葉湖	R7. 10. 31	更新	403	身近な鳥獣	椎葉村	
53	三里川原	R8. 10. 31	更新	973	森林鳥獣	延岡市	
54	二股	R8. 10. 31	更新	1, 193	森林鳥獣	延岡市	
55	飯干	R8. 10. 31	更新	645	森林鳥獣	諸塚村	
56	双石山	R8. 10. 31	更新	1,776	森林鳥獣	宮崎市、日南市	
57	塩見川	R9. 10. 31	継続	71	集団渡来	日向市	
58	愛宕山	R9. 10. 31	継続	340	森林鳥獣	延岡市	
59	国見岳	R9. 10. 31	継続	341	森林鳥獣	椎葉村	特別保護地区
60	鏡山	R9. 10. 31	継続	105	森林鳥獣	延岡市	刊和怀叹地区
61	銀鏡中学校	R9. 10. 31	継続	3	身近な鳥獣	西都市	
62	住吉中学校	R9. 10. 31	継続	9	身近な鳥獣	宮崎市	
63	出之山	R9. 10. 31	継続	50	身近な鳥獣	小林市	
64	潮小学校	R9. 10. 31	継続	3	身近な鳥獣	日南市	
65	行縢山	R10. 10. 31	継続	600	森林鳥獣	延岡市	
66	富土	R10. 10. 31	継続	40	森林鳥獣	日南市	
67	<u> </u>	R10. 10. 31	継続	402	森林鳥獣	美郷町	特別保護地区
68	城山	R10. 10. 31	継続		森林鳥獣	日南市	何別怀暧地区
69	<u> </u>	R10. 10. 31	継続	151 207	森林鳥獣	日向市	
70	陰陽石	R10. 10. 31	継続	75	身近な鳥獣	小林市	
71	殿所	R10. 10. 31	継続		身近な鳥獣	日南市	
72	油津	R10. 10. 31	継続	840 700		日南市	
73	<u> </u>	R10. 10. 31	継続		身近な鳥獣		
	東都農			3	身近な鳥獣	日南市	
74	来	R10. 10. 31	継続	265	身近な鳥獣	都農町	
75 76	T三塚運動公園 平成の森	R10. 10. 31 R10. 10. 31	継続	120	身近な鳥獣	小林市	
76 77	川原	R10. 10. 31	継続	195	身近な鳥獣	小林市、高原町	
78	川原 速日ノ峰	R10. 10. 31	継続	95	身近な鳥獣	木城町 延岡市	
-	·		継続	97	身近な鳥獣		
79	<u>京町</u> 掃部岳	R11. 10. 31 R11. 10. 31	継続継続	280	集団渡来	えびの市 綾町、国富町、西都市、	特別保護
80	च्चे भव्या मिट	K11. 10. 51	补丕	4, 995	森林鳥獣	西米良村、小林市	村別休護 地区
81	小山田	R11. 10. 31	継続	330	森林鳥獣	宮崎市	702
	高房台	R11. 10. 31	継続		森林鳥獣	宮崎市	
83	高塚山	R11. 10. 31	継続	163	森林鳥獣	西都市	
84	七ツ山小学校	R11. 10. 31	継続	17	身近な鳥獣	諸塚村	
85	大塚原	R11. 10. 31	継続	40	身近な鳥獣	小林市	
86	高才原	R11. 10. 31	継続	384	身近な鳥獣	三股町	
87	小丸川	R12. 10. 31	継続	575	集団渡来	高鍋町、木城町	
88	石河内	R12. 10. 31	継続	49	集団渡来	木城町	
89	生目	R12. 10. 31	継続	60	森林鳥獣	宮崎市	
90	石山観音	R12. 10. 31	継続	130	森林鳥獣	都城市	
91	都井岬	R12. 10. 31	継続	550	森林鳥獣	串間市	
92	鬼付女峰	R12. 10. 31	継続	97	身近な鳥獣	新富町	
93	宮崎	R12. 10. 31	継続	1,430	身近な鳥獣	宮崎市	
94	青島	R12. 10. 31	継続	1, 090	身近な鳥獣	宮崎市	
95	三ヶ所小学校	R12. 10. 31	継続	1,090	身近な鳥獣	五ヶ瀬町	
96	大淀川	R13. 10. 31	継続	650	集団渡来	宮崎市	
97	西都原	R13. 10. 31	継続	592	森林鳥獣	西都市	
98	上江	R13. 10. 31	継続	705	森林鳥獣	高鍋町	
99	猪八重	R13. 10. 31	継続	984	森林鳥獣	日南市	
	宮崎学園都市	R13. 10. 31	継続	350	身近な鳥獣	宮崎市	
	計		7/14/7/U	53, 901	71 V 2 W 119 HV	→ 1:24 117	
L	e1	1	1		İ	I	

②特別保護地区

NO	名称	期限	13次計画	面積(ha)	分類	市町村	備考
1	祖母傾山	R4. 10. 31	更新	548	森林鳥獣	高千穂町、日之影町	
2	三方界	R4. 10. 31	更新	288	森林鳥獣	椎葉村	
3	尾鈴山	R6. 10. 31	更新	185	森林鳥獣	日向市、都農町、	
						木城町	
4	築島	R6. 10. 31	更新	32	身近な鳥獣	串間市	
5	国見岳	R9. 10. 31	継続	158	森林鳥獣	椎葉村	
6	樫葉	R10. 10. 31	継続	120	森林鳥獣	美郷町	
7	掃部岳	R11. 10. 31	継続	561	森林鳥獣	綾町、国富町、	
						西都市、西米良村、	
						小林市	
	計			1,892			

③国設鳥獣保護区

NO	名称	期限	面積(ha)	分類	市町村	備考
1	霧島	R10. 10. 31	6,602	大規模生息地	都城市、小林市、	
					えびの市、高原町	
2	松榔島	R12. 10. 31	288	集団繁殖地	門川町	
計			6,890			

(2) 特定猟具使用禁止区域(銃)

NO	名称	期限	13次計画	面積(ha)	市町村	備考
1	追内	無期限	_	460	延岡市	
2	新浜	無期限	_	925	延岡市	
3	日向・門川	無期限	_	4, 235	日向市、門川町	
4	寺迫	無期限	_	80	日向市	
5	佐土原	無期限	_	310	宮崎市	
6	花ヶ島蓮ヶ池	無期限	_	457	宮崎市	
7	小戸町	無期限	_	190	宮崎市	
8	天神山・大塚台	無期限	_	750	宮崎市	
9	椎屋形	無期限	_	137	宮崎市	
10	田吉池田池	無期限	_	8	宮崎市	
11	赤江	無期限	_	750	宮崎市	
12	木花	無期限	_	220	宮崎市	
13	西山崎	無期限	_	18	宮崎市	
14	本庄	無期限	_	700	国富町	
15	石峰	無期限	_	210	国富町	
16	尾谷	無期限	_	130	綾町	
17	錦原	無期限	_	480	綾町	
18	岩瀬ダム	無期限	_	280	小林市	
19	緑ヶ丘	無期限	_	80	小林市	
20	白鳥	無期限	_	1,016	えびの市	
21	並木	無期限	_	150	高原町	
22	高崎	無期限	_	160	都城市	
23	大井手麓	無期限	_	400	都城市	
24	木上	無期限	_	10	都城市	
25	長田峡	無期限	_	220	三股町	

NO	名称	期限	13次計画	面積(ha)	市町村	備考
26	上木原	無期限	_	27	宮崎市	
27	島之内	無期限	_	275	宮崎市	
28	檍・阿波岐ヶ原	無期限	_	638	宮崎市	
29	栗下	無期限	_	348	えびの市	
30	茶臼原	R6. 10. 31	更新	169	西都市	
31	久保土	無期限	_	186	宮崎市	
32	清武川	無期限	_	240	宮崎市	
33	三田井	無期限	_	150	高千穂町	
34	綾川	無期限	_	477	綾町	
35	浦城	R4. 10. 31	更新	4	延岡市	
36	長井	R4. 10. 31	更新	15	延岡市	
37	沖水	R6. 10. 31	更新	560	都城市	
38	平野池	無期限	_	28	宮崎市	
39	森山	R8. 10. 31	更新	410	延岡市	
40	生目台	無期限	_	260	宮崎市	
41	追分	R9. 10. 31	継続	114	新富町	
42	柳迫	R9. 10. 31	継続	242	西都市	
43	花見・城ヶ峯	無期限	_	19	宮崎市	
44	夏尾	無期限	_	100	都城市	
45	田宮・小牧迫池	無期限	_	85	宮崎市	
46	瓜田ダム	無期限		36	宮崎市	
47	塩路西	無期限		60	宮崎市	
48	生目古墳群	無期限		96	宮崎市	
49	差木野	R5. 10. 31	更新	147	延岡市	
50	黒岩池	無期限	_	2	宮崎市	
51	観音瀬	R6. 10. 31	更新	40	都城市	
52	温谷	R7. 10. 31	更新	114	高原町	
53	下富田	R8. 10. 31	更新	450	新富町	
54	加草	R9. 10. 31	継続	88	門川町	
55	南町	R9. 10. 31	継続	39	門川町	
56	東牧場	R9. 10. 31	継続	340	小林市	
57	ひなもり台	R9. 10. 31	継続	14	高原町	
58	金崎	無期限	_	135	宮崎市、国富町	
59	花水坂	無期限	_	32	宮崎市	
	広沢	無期限	_	157	綾町	
61	霞ヶ丘	R13. 10. 31	継続	125		
62	下那珂	無期限	_	124	宮崎市	
	計			18, 722		

(3) 指定猟法禁止区域(鉛製銃弾)

NO	名称	期限	方針	面積(ha)	市町村	備考
1	一ツ瀬川	無期限	継続	1,618	西都市、新富町、宮崎市	